

衆議院

財務金融委員會會議錄第八号

平成二十五年五月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 金田 勝年君

理事 逢沢 一郎君

理事 木原 誠二君

理事 山本 幸三君

理事 桜内 文城君

理事 安藤 裕君

理事 石崎 徹君

理事 小田原 潔君

理事 勝沼 栄明君

理事 小泉進次郎君

理事 小林 鷹之君

理事 田畑 毅君

理事 中山 展宏君

理事 牧島かれん君

理事 御法川信英君

理事 階 猛君

理事 古本伸一郎君

理事 松田 学君

理事 山之内 毅君

理事 小池 政就君

理事 鈴木 克昌君

伊藤信太郎君

竹本 直一君

安住 淳君

上田 勇君

伊東 良孝君

小倉 將信君

鬼木 誠君

神田 憲次君

小島 敏文君

田野瀬太道君

竹下 亘君

藤井比早之君

松本 洋平君

山田 賢司君

武正 公一君

西野 弘一君

三木 圭恵君

岡本 三成君

佐々木憲昭君

政府参考人
(財務省大臣官房参事官)

後藤 真一君

政府参考人
(中小企業庁事業環境部長)

銀治 克彦君

財務金融委員会専門員

北村 治則君

委員の異動

五月十七日

辞任

伊東 良孝君

小泉進次郎君

同日

辞任

石崎 徹君

勝沼 栄明君

補欠選任

勝沼 栄明君

小泉進次郎君

伊東 良孝君

補欠選任

石崎 徹君

五月十五日

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

医療に関する消費税問題を抜本的に解決することとを求める意見書(岩手県議会)(第一五七七号)

医学士修学資金に係る非課税の扱いを求める意見書(静岡県富士宮市議会)(第一五七八号)

寡婦控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書(東京都北区議会)(第一五七九号)

寡婦・寡夫控除の適用拡大に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第一五八〇号)

寡婦控除を全ての母子家庭に適用させることを求める意見書(東京都西東京市議会)(第一五八一号)

金融円滑化法の失効期限延長を求める意見書

(高知市議会)(第一五八二号)

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書(東京都新宿区議会)(第一五八三号)

消費増税の実施に当たって慎重審議を求める意見書(岩手県北上市議会)(第一五八四号)

消費税率の軽減税率の導入を求める意見書(前橋市議会)(第一五八五号)

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(山口県山陽小野田市議会)(第一五八六号)

消費税率引き上げの中止を求める意見書(沖縄県多良間村議会)(第一五八七号)

非婚のひとり親世帯にも寡婦(寡夫)控除の適用を求める意見書(東京都武蔵村山市議会)(第一五八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

財政及び金融に関する件

○金田委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りをいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として金融庁監督局長細溝清史君、財務省大臣官房参事官後藤真一君、中小企業庁事業環境部長銀治克彦君、この三名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。きょうは、一般質疑ということで、それぞれ政務三役の皆様にお伺いをしてまいりたいと思っております。

お手元の方に、理事会のお許しを得て資料をお配りしております。一枚目は今般のドル・円相場推移ということでありまして、二枚目には長期金利の推移等を掲げております。

特に長期金利の急上昇、これについて大変懸念を深めるところであります。まず、ドル・円相場の方から伺いたいと思っております。

二八%の円安、またあわせて日経平均株価の七〇%の上昇、一方、やはりこの急激な円安が輸入物価の九・五%の上昇などを招いております。経済好転、デフレ脱却は前政権時代からも取り組み、そして日本銀行の大胆な金融緩和も進めてきて、それが新政権になって、異次元のというような形で言われておりますが、さらなる大幅な金融緩和がこうした円安に振れ、また株価を押し上げているというふうな認識をいたします。

ただ、その弊害というものが、先ほど触れた輸入物価や、あるいはまた金利急上昇にあらわれているというふうな認識をしておりますが、まずは、この円安の進行についての認識並びに評価を財務大臣に伺いたいと思っております。

○麻生国務大臣 これはもう武正先生御存じのよう、いわゆる為替のことに関しましては、財務大臣としてこの種の発言をするということは、いろいろマーケットに対する影響等を考えて、これまでコメントを差し控えていただいております。

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。きょうは、一般質疑ということで、それぞれ政務三役の皆様にお伺いをしてまいりたいと思っております。

お手元の方に、理事会のお許しを得て資料をお配りしております。一枚目は今般のドル・円相場の推移ということでありまして、二枚目には長期金利の推移等を掲げております。

特に長期金利の急上昇、これについて大変懸念を深めるところであります。まず、ドル・円相場の方から伺いたいと思っております。

二八%の円安、またあわせて日経平均株価の七〇%の上昇、一方、やはりこの急激な円安が輸入物価の九・五%の上昇などを招いております。経済好転、デフレ脱却は前政権時代からも取り組み、そして日本銀行の大胆な金融緩和も進めてきて、それが新政権になって、異次元のというような形で言われておりますが、さらなる大幅な金融緩和がこうした円安に振れ、また株価を押し上げているというふうな認識をいたします。

ただ、その弊害というものが、先ほど触れた輸入物価や、あるいはまた金利急上昇にあらわれているというふうな認識をしておりますが、まずは、この円安の進行についての認識並びに評価を財務大臣に伺いたいと思っております。

○麻生国務大臣 これはもう武正先生御存じのよう、いわゆる為替のことに関しましては、財務大臣としてこの種の発言をするということは、いろいろマーケットに対する影響等を考えて、これまでコメントを差し控えていただいております。

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。きょうは、一般質疑ということで、それぞれ政務三役の皆様にお伺いをしてまいりたいと思っております。

お手元の方に、理事会のお許しを得て資料をお配りしております。一枚目は今般のドル・円相場の推移ということでありまして、二枚目には長期金利の推移等を掲げております。

特に長期金利の急上昇、これについて大変懸念を深めるところであります。まず、ドル・円相場の方から伺いたいと思っております。

二八%の円安、またあわせて日経平均株価の七〇%の上昇、一方、やはりこの急激な円安が輸入物価の九・五%の上昇などを招いております。経済好転、デフレ脱却は前政権時代からも取り組み、そして日本銀行の大胆な金融緩和も進めてきて、それが新政権になって、異次元のというような形で言われておりますが、さらなる大幅な金融緩和がこうした円安に振れ、また株価を押し上げているというふうな認識をいたします。

ただ、その弊害というものが、先ほど触れた輸入物価や、あるいはまた金利急上昇にあらわれているというふうな認識をしておりますが、まずは、この円安の進行についての認識並びに評価を財務大臣に伺いたいと思っております。

○麻生国務大臣 これはもう武正先生御存じのよう、いわゆる為替のことに関しましては、財務大臣としてこの種の発言をするということは、いろいろマーケットに対する影響等を考えて、これまでコメントを差し控えていただいております。

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一でございます。きょうは、一般質疑ということで、それぞれ政務三役の皆様にお伺いをしてまいりたいと思っております。

お手元の方に、理事会のお許しを得て資料をお配りしております。一枚目は今般のドル・円相場の推移ということでありまして、二枚目には長期金利の推移等を掲げております。

特に長期金利の急上昇、これについて大変懸念を深めるところであります。まず、ドル・円相場の方から伺いたいと思っております。

二八%の円安、またあわせて日経平均株価の七〇%の上昇、一方、やはりこの急激な円安が輸入物価の九・五%の上昇などを招いております。経済好転、デフレ脱却は前政権時代からも取り組み、そして日本銀行の大胆な金融緩和も進めてきて、それが新政権になって、異次元のというような形で言われておりますが、さらなる大幅な金融緩和がこうした円安に振れ、また株価を押し上げているというふうな認識をいたします。

ただ、その弊害というものが、先ほど触れた輸入物価や、あるいはまた金利急上昇にあらわれているというふうな認識をしておりますが、まずは、この円安の進行についての認識並びに評価を財務大臣に伺いたいと思っております。

○麻生国務大臣 これはもう武正先生御存じのよう、いわゆる為替のことに関しましては、財務大臣としてこの種の発言をするということは、いろいろマーケットに対する影響等を考えて、これまでコメントを差し控えていただいております。

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ますので、御承知をいただければと存じます。

○武正委員 これまでも急激な円高が、例えば八十円を切るような形は、前政権ももちろんですけれども自公政権時代もあり、そのときにはやはり、政権担当者とすれば、日本経済のファンダメンタルズを反映していないというような発言をし、あるいはまた、政府にあつては、いわゆるドル買い・円売りの介入を行ってきたわけでありますので、決して……。

今、私は水準のことを聞いたわけではないんです。ですから、こうした急激な円安進行、また、株価も上がりました、急な株価の上昇、そして一方、それが輸入物価の上昇に与える、あるいは金利の急上昇、弊害もあるというようなことですから、認識と評価ということで、再度お伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 いわゆる為替の相場というもの基本的には安定しているのが望ましいのであつて、高くなるにしても安くなるにしても、急激に上がった下がったというものは、市場に限らず、経済に与える影響もいろいろあると思ひますので、緩やかに変化というか、上がっていく、下がっていくというのが望ましいと存じますがいわゆるそういったのが常識的なものだと思ひます。

円高になればなつたなりでいいものもあります、円安になればなつたなりでこれはまた別のものがありますので、これは両方いいことはあります。円安の効果というものが輸出業者に与えている影響は間違いなく極めて大きく、これに期待をする部分が多くて、株が七割上がったなりとしておるのも、主に輸出関連企業ということになろうと存じます。

かわりに、輸入物価が上がってくるというのは、石油含め、鉱物資源を輸入して加工している業者にとりましては、その加工賃の原材料が上がるということになりますので、その部分が急激に上がってくるというのは、資金繰りの上からいいますと、なかなか難しいであらうと存じますので、私

どもとしては、その点は配慮しておかねばならぬところだと思ひます。

○武正委員 既にイカ釣り漁船が燃料価格の高騰で操業を止めたり、あるいは、やはり政府の対応を見て、全国の漁船、漁業組合もそうした対応をせざるを得ないというようなことも言われております。

また、既に日本は貿易収支の赤字に転じておりますので、輸出は半分がドル建て、しかし、輸入は七割がドル建てということでありますので、重ねて、輸入に対する円安の影響が大きいということが言えるわけであります。

そうした中、政府としての対応ということが求められるわけですが、先ほどの全国の漁業組合の話もありますが、具体的に、こうした急激な円安における輸入物価の高騰、上昇に対応しての対応といったものは何かお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 輸出にしましては、いろいろな形で輸出がしやすくなっている部分は確かでしょうが、MアンドAという形で企業進出をしている場合にとりましては、円安イコール、コストが上がるということを意味しますので、円安になれば輸出がすべっていくということにはならないと思ひます。

また、逆に、今言われましたように、イカ釣り漁船の場合は、どうしても、A重油をたいて、バッテリーを起こして、ライトをつけてという、あの部分が猛烈な勢いで電力、いわゆる燃料を消費することになりますので、そこらのところに関しましては、しかるべき補助というような形をいたしております。

いづれにしても、物を輸送しております物流が激しくなつてくれば、その物流に關しますトラックの運賃等々に関しましては、ディーゼルの等々に需要が高まる、もしくはコストが上がる等々に関しましては、今後検討せねばならぬことになるかなと思ひないでもありません。

いろいろな意味で、今、しばらくすると、安くなつたおかげでよくなつた部分も出てまいります

ので、しばらく様子を見た上ではと思ひますけれども、しかるべき対応をきめ細かくやつていかぬと、こういう急激な、上がった下がつたりするときには対応に配慮をしておかないといかぬものなものであつて、一年待つてなんというようなことはなくて、きめ細かい対応が必要になつてくるであらうと思ひます。

○武正委員 日本は、食料自給率はカロリーベースで四割を切っておりますので、当然、食料は輸入に頼つておりますので、そちらの影響はいろいろともう既に出ておまして、国会でも指摘をされている。マーガリンとかあるいは小麦とか、いろいろなところに食料価格の高騰が及んでおります。こうしたこともやはり対応を何らか求められたいと思ひます。

先ほど円安のベースを言われましたが、中小企業の経営者の皆さんにも、円高から円安へのこうした動きというのは好感を持って迎えられるとは思ひますが、やはりそのスピードが余りに急過ぎる。それから、今後さらに円安が進んだ場合には、ちよつと、レートとして、水準のことは財務大臣もなかなか言いつづいてしうけれども、円安がさらに進んでしまふことが果たしてどうなのか。これはいろいろと指摘をされているわけであります。

そこで、二ページ目の資料に移りますが、金利の急上昇。これは、異次元のと言われる大胆な金融緩和では金利は下がる、こういうふうに見込まれていたはずなわけですが、それが、金融政策決定会合以来、乱高下を繰り返して、特に、この三日、四日には〇・三％ほどはね上がる。一日は、二兆円ですか、市場に資金を供給して、〇・八五といったことになっております。

こうした金利の急上昇が招く弊害。これは、昨日も合同審査会で、我が党の古本議員から麻生財務大臣に、利払い費がどの程度ふえるかといったことで質問もしたわけでありましたが、当然、利払い費も増額が見込まれるわけでありまして、財政にも大変な影響も出てくるわけであります。

私も同様であります、やはり住宅ローンを抱える者にとつては金利の上昇というものが負担増にもつながりますし、企業では、やはり融資の利払い、こうしたものの高騰にもつながる。企業が融資を受けて、設備投資といったところにも当然影響が出てくる懸念があります。

この金利の急上昇について、財務大臣としての認識を伺いたいと思ひます。

○山口副大臣 私の方からお答えをさせていただきます。実は、私も先生同様、住宅ローンで、しかも変動制でございまして、そういった思いはあるわけです。

ただいま御指摘がございましたように、私も出席をしておりますが、四月四日の金融政策決定会合、その後、翌五日には長期金利が一時〇・三一五まで低下をいたしました、史上最低金利を更新した後、〇・六二〇まで急上昇いたしました。

また、お話にございました、先週金曜日以來、円安の進行とか株価の上昇とあわせて、長期金利が三日間で〇・六〇程度から〇・八五程度まで急速に上昇いたしました。一時期、十五日には〇・九二〇というふうなこともあつたわけでございます。それらの動きにつきましては、大臣ほどではありませんが、私の立場からコメントは差し控えたいと思ひます。

しかし、御指摘のように、仮に、財政の持続可能性への信認が失われる等の理由によつて国債価格が下落をして金利が高騰するというふうなことになるりますと、当然、企業の資金調達を妨げ、景気回復の足かせとなりますし、同時に住宅ローンの返済増などを通じて国民の負担増となる、さらには多額の国債を保有しておる金融機関に大きな評価損が生じる、同時に財政収支が悪化をしてしまふ等々、経済財政、国民生活に重大な影響が及ぶというふうな認識をしております。

ですから、私どもとしては、そのような事態を決して招かないように、国債の安定的な消化が確保されるような国債管理政策に努めていくというふうなことが同時に、日銀との共同声明にありま

すように、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進して、市場の信託を確保していくというふうなことであらうかと存じておる次第でございます。

○武正委員 麻生財務大臣、なぜ金利が急に上昇している。こういったところは、市場が、日本国債に対する信託について、ある面クエスチョンを投げかけている。

具体的には、五月十日の発表では生命保険も外債の買い取りを四千億ふやしておったり、いわゆる国債から外債、あとは、当然政府も考えていた株式へシフトする、こういったところが、こうした国債価格の下落、また金利の上昇を招いているというふうに思います。

この点についてはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的には、これまで国債が最もかたい金利、利回り、利得を得られる種類の商品だったものが、株がこれだけ上がってくる、株の利幅の方が大きいとなれば、金融業として当然そういったものに振ってくるというのは常識的なところだろうと思えますから、ある程度こういったことが起こるであらうというところは、私どもとしては想像にかたくないところですので、そこは、日本銀行がいろいろな形で調整をされ、一回にはんというのではなくて二回に分けるとか、いろいろな形で今対応をしておられるように見受けられます。

いずれにしても、これまでずっと低金利で悩んでいて、十数年間悩んでいた企業、経営側にしても投資家にしても、今、株というものに目が久しぶりに行っているという面は、国債から株式の方に目が移ったりなんかしたり、いろいろな要素がありますので、これがと云えるものが一つあるというわけではない。さまざまな要素が組み合っ

○武正委員 二〇〇三年でしたでしょうか、VARショック、バリュエーション・リスク・ショックということで、二〇〇三年六月、〇・四%であった金利が二%近くまで急上昇した歴史的な債券暴落、こういったことがあったわけでありまして、既に日銀では、金利が1%上昇すると大手銀行、地方銀行に合計六兆円超の含み損が発生すると試算をしているわけですので、先ほど触れましたように、これから成長戦略で企業自身の成長を促すといったときに、銀行からの融資あるいは設備投資、こういったことを促すときに、こうした銀行の含み損を抱えるといったことも、当然そうしたことを阻害するプレッシャーになってしまうわけであり

ます。

いずれにせよ、金利の急上昇の背景が、日本の国債に対する信託、特に財政再建、これについてやはり市場が懸念を有しているというふうに考えるわけであり

ます。そこで、資料三ページには、財務大臣も出席をしたワシントンでのG20の共同声明文を出しております。

アンダーラインのところが日本に対する、あるいはかわる記述でありまして、最初のアンダーラインでは、「とりわけ、日本の最近の政策措置は、デフレを止め、内需を支えることを意図したものである」ということで、それはそれで認めているところでございます。

ただ、二つ目のアンダーラインでは、「日本は、信頼に足る中期財政計画を策定すべきである」。二月のG20のときに、この信頼に足るというのはなかったんですね。これについてはやはり、こうした最近の金利の急上昇などを見ても、中期財政計画は策定すべきであるけれども、その内容について一段の信頼性を求められたのではないかとこのふに私は考えております。

その次のアンダーラインでは、これは二月同様、中期財政戦略をサントクトベルブルク・サミットまでに策定し、というようにすることが、これは今までと同様ということであり

ます。そこで、この財務金融委員会でも、麻生大臣としてまた安倍総理にも伺ったわけであり

ます。本会議でも同様であります。この委員会、三月の十九日、財務大臣は中期財政計画についてこのように述べております。「国自体、国債自体の信用を失いかねないことになり

ますので、年央をめどにして、ことし半ばまでに、少なくとも財政健全化目標をするための中期財政計画というものをきちんと立案させていただかねばならぬと私どもは考えております」と。

これはやはり、今回のこうした金利の急上昇などを受けても、私は、中期財政計画を、やはり六月、骨太方針が発表される時点で示していくべきだというふうに考えるんですが、財務大臣も、年央をめどに、そしてことし半ばまでに。ことし半ばというのはやはり六月いっぱいまでというふう

に考えるわけですが、こうした中期財政計画をしっかりと示すということで、再度確認をしたいと思

います。

○麻生国務大臣 このワシントンDCにおけますG20のところで、最初のバラグラフ、上から四行目の「とりわけ」というところは、これは、日本に対する、円の独歩安等々に対する批判等々に対する答えがこれであって、G20としてはこれを認めるというので、イン・パティキュラーとしてこれだけ別出しに書いていたところが一番肝心なところだった、あのときの会議の流れではそう思

っております。

そして、信頼に足る中期財政、これは別に今までと大して違っていないと思

います。最初の二月のときとそう変わっていないという雰囲気ではございますけれども、いずれにしても、財政計画を強く求められているのは日本とアメリカというのが、我々の行ったときの感じだと思っております。

いずれにいたしましても、お尋ねの中期財政計画につきましましては、これは、お答えをいたしてお

りますように、経済財政諮問会議におきまして、財政の健全化と経済の再生というものの両方を実現しなければならぬというその道筋について今後検討を進めていかねばなりません

が、六月中旬までに策定される骨太方針というのがござい

ますので、経済再生の道筋とあわせて、各歳出分野の取り組みから、また財政健全化の基本的な

方向等々をここで示していかねばならぬところだと思

っております。

そういった検討状況を踏まえて、財政健全化の目標を実現するための中期財政計画というのを年央をめどに策定すると申し上げておりますが、こ

こにもござい

ますように、サントクトベルブルクの会議までには各国きちんとしたものをつくって出すということ

を合意しておりますので、それをめどにということに考えて、時間的なものもかなり詰ま

つてきておりますので、そういったものをめどに検討させ

つあるというのが今の現状でございます。

○武正委員 G20の財務大臣・中央銀行総裁会議は、次回、たしか七月にありますので、そのときにはしっかりと示そうということも言っていますので、サントクトベルブルク・サミットは九月であります

が、その前に七月には示さなければならなりませんし、もう既に財務大臣は、ことし半ばまでに、当委員会

で日本維新の会の同僚議員に対しての答弁で明言をされているわけなんです。ですから、やはり六月までに示すべきというふう

に考えるわけであり

ます。

きょうは世耕官房副長官もお呼びを

したんです

けれども、ちよつと来ていただいていない

よう

ですが、世耕官房副長官は、五月十二日、フジレ

どで、骨太の方針は大きな目標を示す、そこから

先は夏以降に中期財政見直しをお見せすること

なるというふう

に言っているのは、これは財務大

臣の三月十九日の答弁と矛盾をするわけであり

まして、私は、財務大臣、言葉に二言はないとい

うことで、ことし半ばまでにしっかりと示してい

ただ、今の市場の不安をやはり払拭すべきである、

財政健全化に向けた断固たる政府としての姿勢を

示していくべき

だというふう

に考えますが、こ

とし半ばまで、六月までにお示しをいた

だくというこ

ことでよろしいで

しょうか。

○麻生国務大臣

これは、た

びたびお答えを

申し上げて

おります年央

という言葉が

幅広く、数

カ月

間のあれが

あらうとは

存じます

けれども、

い

ずれ

にしても、国としては、国と地方とのプライマリーバランスの比につきましては、御存じのように、二〇一〇年度の水準から半減させますのが二〇一五年、バランスさせますというのが二〇二〇年というところで、これは国際公約としていわゆるコミットしたものの、この目標を達成することが重要であろうと考えております。

したがって、今後、経済財政諮問会議等々におきまして、財政の健全化と経済再生との双方を実現せねばならぬというこの道筋についての検討を進めて、六月中旬までに多分行われるであろう骨太方針というものにおきまして、経済再生の道筋とあわせて、いわゆる、先ほど申し上げました各歳出分野の取り組みなどをあわせて財政健全化の基本方針というものを示してまいりたいと思っておりますので、そうした検討状況を踏まえて、繰り返しとなりますけれども、中期財政計画を年央をめどに策定させていただくということになろうと思っております。

いろいろ、副長官の話がという御発言等々が、この間もどなたからも伺いましたけれども、いづれにしても、年央というものはある程度幅はあろうとは思いますが、今申し上げたのが基本的な日程だと私も理解をいたしております。

○武正委員 いや、ことし半ばまでと言っておられるんですよ、財務大臣は。年央をめどにして、ことし半ばまでに中期財政計画をきちんと立案させていただきたい。ことし半ばまでにと。

半ばというのは、六月末までですよ。違いますか。

○麻生国務大臣 年央の定義について何っておられるんだと思えますけれども、六月ということだと存じます。

○武正委員 年央の定義というのか、ことし半ばまでというふうに財務大臣は明言されたんですから、六月までということと中期財政計画をきちんと立案させていただくということとでよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣 六月に計画を出すということ

をお約束したというふうに理解されていると、間違えていると存じます。

○武正委員 ただ、この委員会でそのように言われているんですね。「年央をめどにして、ことし半ばまでに、少なくとも財政健全化目標をするための中期財政計画というものをきちんと立案させていただかねばならぬ」とも私どもは考えております。と、この財務金融委員会では言われたんですよ。六月末までにと。

答弁を訂正されるのでしょうか。

○麻生国務大臣 繰り返しになりますけれども、検討状況というのを、六月中旬までに策定される骨太方針において、財政健全化の基本的方向を示していく、年央までというのには変わりはございません。

○武正委員 いや、この委員会で、年央をめどにして、ことし半ばまでに中期財政計画というものをきちんと立案させていただかねばならぬと私どもは考えております。と、三月十九日のこの委員会では答弁されたんですよ。

これを変えろということでしょうか。

○麻生国務大臣 繰り返し繰り返しになりますけれども、今お答え申し上げたとおりです。

○武正委員 要は、参議院選挙の前には示せないということですか。世耕さんが言ったように、夏以降に中期財政見通しをお見せすることになるんですか。

○麻生国務大臣 策定していく過程で、七月にかかるか六月半ばで終わるのか、作業の進展もございましょうけれども、我々としては、今の段階で、参議院の二十一日までに、その二十一日の前にとおっしゃる（発言するものあり）ダブルを期待されている方もいらっしゃるようではございますけれども、私どもは、ダブルを期待しているわけではございません。

○武正委員 さっき言ったように、G20の七月には示さなきゃいけないんですよ。ですから、ことし半ばまでにと財務大臣は言ったわけですから、やはり六月末までに示していただきたい。そうで

なければ、この答弁は変えられたというふうに理解をいたします。

そこで、ちょっと時間もかなり迫ってまいりましたので、次に移りたいと思います。

アジア債券市場構想、チェンマイ・イニシアチブについては、アジア地域における経済のファンダメンタルズを反映した為替の安定について、私は、これは引き続き進めていくべきだという認識でありますので、これは触れておきたいと思っております。

きょうは国土交通省からも政務三役がお見えでございますが、笹子トンネルの崩落事故、九名の方が亡くなられ、二名の方が負傷されると。亡くなられた方に心からお悔やみ、またお見舞いを御遺族に対しても申し上げます。

この崩落事故、手元に、五ページ目ですが、過去の点検状況というのがあるんです。二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一二年と点検が行われているんですけども、いわゆる天井板の打音検査、これは二〇〇〇年以來行われていなかったということがわかっておりますが、なぜ、十二年間こうした点検が行われなかったか、天井板の崩落ということが起きたんでしょうか。

○赤澤大臣政務官 中日本高速の点検体制については、調査・検討委員会において、中日本高速より詳細な経緯の報告がございました。

この中で、トンネルの断面天頂部のボルトについて、二〇〇八年と二〇一二年に詳細な点検が予定されていましたが、点検計画を変更したことから、結果的に、御指摘のとおり、二〇〇〇年以降十二年間、当該ボルトについては打音点検がなされていなかったことが確認されたところでございます。

点検計画を変更した理由について、中日本高速に確認をいたしましたところ、他の場所でタイルや鉄板の落下事故などが発生したこと、同種事故の発生を防ぐことを優先したためとの報告を受けております。

点検計画の変更については、個々に見れば理由

があつたことは承知をしているわけでございますが、結果として、打音点検を断面天頂部ボルトに対して十二年間未実施であつたという事実は不十分と言わざるを得ないというふうに考えております。

○武正委員 これは、点検要領をいただいて天井板のところを見ているんですが、今おっしゃるような、そうした、特にボルトに関する点検というものが入っていませんし、また、耐用年数、この後触れます長寿命化や、あるいは大規模修繕、大規模更新に当たりますけれども、例えばボルトの耐用年数というものがあつて、じゃ、それを検査しなければならぬだろう、こういった耐用年数という考えもこの点検要領にはないということも聞いて、大変驚いたわけでございます。

また、平成十四年までは疲労を考慮した設計をしていないということも聞いておりますが、これについて確認をしたいと思います。

○赤澤大臣政務官 道路橋については、鋼製の橋において疲労による損傷が報告されるようになったことを受けて、専門家の知見に基づき検討を重ねて、平成十四年の道路橋示方書において、鋼製の橋について疲労を考慮した設計を行うことが規定されたところでございます。

それまでは、御指摘のとおり、鋼製の橋について疲労による損傷ということは想定をしていなかったという事実関係でございます。

○武正委員 大蔵省令あるいは財務省令では、減価償却の観点から耐用年数、四十年とか五十年とか六十年でその更新をするような、税制上の対応も兼ねてそうしたものが設けられているわけですが、これまで、特に道路とか橋とかトンネルの耐用年数とか、あるいはそれに応じてどういった形で修繕あるいはまた更新をしようという考えが政府にはなかった、欠けていたということが指摘をされるわけでありまして。

これが出てきたのが、今、平成十四年までは疲労を考慮した設計がなかったということにあらわれているように、この七、八年、そうした考え

に基づいてようやく取り組みが行われている。しかしながら、残念ながら、今回、笹子トンネルでこうした事故が起きてしまったということだと思っています。

そこで、長寿命化、大規模更新などという概念が出てきたのはいつからか、改めて伺いたいと思います。

○赤澤大臣政務官 我が国の社会資本は、昭和三十年ごろから産業基盤の整備、それから昭和五十年ごろになり、生活関連基盤の整備に力を入れるなど、時代時代の要請に応えつつ行ってきた。その間、整備された社会資本を安全に利用することができるよう、知見を蓄積しながら維持管理を行うとともに、社会経済情勢やニーズを踏まえながら、新規整備と一体となって既存ストックの再整備にも取り組んできたところでございます。

今後、高度成長期以降に整備したインフラの急速な老朽化が見込まれますので、平成二十年度に策定をいたしました第二次社会資本整備重点計画におきまして、戦略的な維持管理や更新の推進を重点目標の一つとして位置づけ、長寿命化の推進を明確に重点政策に位置づけたところでございます。

老朽化対策については、省を挙げて取り組むために、本年一月に社会資本の老朽化対策会議を立ち上げまして、平成二十四年度から二十六年度の三年間にわたるスケジュールを明確にした工程表を三月に取りまとめたところでございます。

本年をメンテナンス元年と位置づけまして、総合的、横断的な取り組みを推進してまいります。

○武正委員 お手元ページの平成二十五年度の国交省の予算の概要でも、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の三本柱の一本目に復興・防災対策と。そして、これは国土強靱化ということの後ほど触れますけれども、命と暮らしを守るインフラ総点検・再構築の中で、総点検、老朽化対策ということが挙げられているということになってはいかがでしょうか。

今触れられた第二次社会資本整備重点計画は平成二十年ですが、昨年八月三十一日には、前政権時代に第三次社会資本整備重点計画がつけられまして、選択と集中ということで、特に大規模、広域的な災害リスクの低減、そしてまた産業、経済の基盤、国際競争力の強化への対応、また持続可能で活力ある国土、地域づくりの実現への支障への対応、そして、四番目になりますが、今的確な維持管理、更新を行わないと将来極めて危険となるおそれのあるものということで、こうした維持管理、更新といったところが打ち出されておりますし、特に、それについて我が国の社会資本の実態把握と維持管理、更新費の推計、施設の長寿命化によるトータルコストの低減等が、やらなければならないということと盛り込まれているわけがあります。

そこで、財務大臣に伺いたいんですが、財務省が、こうしたインフラ、あるいは特に道路やあるいは橋やトンネル、今回トンネルについて痛ましい事故が起きたんですが、この修繕とかあるいは大規模な更新とか、こういった概念というのはその査定時にしっかり持って、概算要求、国交省の予算に対しての査定を行っている、あるいは行ってきたということについて触れていただきたいと思っています。

○山口副大臣 私の方からお答えをさせていただきます。私の方からお答えをさせていただきます。今御指摘をいただきましたが、道路等の公共インフラにつきましては、従来からの既存ストックの修繕など、維持管理及びそのための経費の概念は存在をしております。

そういったことで、平成二十五年度予算におきましては、ただいま御指摘をいただきましたように、老朽化が進む公共インフラの安全性に対する不安が高まっているという中で、既存ストックの修繕あるいは老朽化対策、防災機能の向上といったところに重点化をさせていただいたわけでありまして、一方、既存ストックの更新というもののつきましては、新設、改築等の事業の中

で必要に応じて取り組まれてきたというふうには承知をしております。

しかしながら、今後、公共インフラの老朽化が進む中で、的確な長寿命化の取り組みなどを通じて、維持管理の効率化とともに、更新需要の平準化を図って、限られた財源の中で持続可能性を確保していくということが重要だと考えております。

○武正委員 その大規模更新という考え方が予算の査定時にない、また盛り込まれていない。老朽化ということ、予算査定時には、あるいは予算作成時には予算編成の基本方針にはあるんだという観点から予算編成がされていらないということが今副大臣から述べられたということなんです。

既に、首都高速道路は、構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会報告書をとし一月十五日にまとめておりました。構造物について、「現在の償還計画には含まれていない、償還計画に含まれているのは、こうした大規模な更新は、首都高もあるんです、東、中、西も、大規模修繕を適切に実施することが必要である。」「構造物を全て新たに作り替える大規模更新が必要となる。」「大規模修繕、大規模更新、こうしたことを述べておきまして、首都高は、大規模更新の概算費用は五千五百億から六千八百五十億、大規模修繕などの概算費用は二千二百五十億から二千四百億、計七千九百億から九千億。検討区間以外を大規模修繕するとさらに三千二百億」という報告書が出されております。

また、東、中、西日本の高速道路三社、老朽化した橋やトンネルなどの大規模建てかえや改修を行った場合、今後百年間に少なくとも五兆四千億円の追加が必要で、総額十兆円を超えるということが、ことし四月二十五日、発表されております。

財務大臣、首都高とそれから高速道路だけでも

十兆円、あるいは一兆円を超えるという大規模修繕、大規模更新、こうしたことが発表されているんですが、予算編成を担当する、また査定をする官庁として、これからまた来年度の概算要求なども行われるわけですが、こうした大規模更新についての考え方、これを取り入れていくということでしょうか。財務大臣、いかがでしょうか。

○山口副大臣 先生御指摘のような現状認識、当然私も持っておりますので、今後、国土交通省等とも緊密に相談をし、連携をしながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

○麻生国務大臣 武正先生、一番大事なところは、元セメント屋の話として聞いてもらってもいいけれども、セメントというのは、大体五十年ぐらいい、メンテナンスをやらないと五十年なんです。で、できましたのが昭和三十年代、高度経済成長から一斉にやっていますから、今ちょうど、昭和でいえば八十年です。五十年。

荒れるアメリカという言葉が一九八〇年代の半ばごろにあつて、あつちこち橋がおこちたりしました。あれは、ちょうど一九三〇年代の半ば、いわゆるニューデイルという、高橋是清の模倣みたいな政策をアメリカがやって大成功したんですけれども、あのときがちょうど一九三〇年代半ば。ちょうど五十年なんです。メンテナンス。

我々は当時、こんな立場にありませんでしたので、メンテナンスやら何やらがわかっていなくて、あんなことになるんだ、随分アメリカのセメントのレベルは低いなとみんなで笑っていたぐらい、私ども、そう思って見ていました。正直。それが実態ですよ。事実、アメリカ人に聞くと何人も、大体、四週強度が何キロでやっているんですか、おたくはなんていうて、答えられる人がいませんでしたものね。四週強度という言葉も通じなかった。それで僕は正直驚いて、アメリカというのはこんなものかと思った記憶が当時ありますけれども。

いずれにしても、今日の場合には、つくったものが一斉に来つたから、これはなるべく補修にかかる金が短期間に集中しないように、なるべくばらけて長くもたせたいことを考えないと、財政を支出する、歳出の観点からいいますと、これは経営というか、そこをメンテナンスしていく上では一番肝心なところだと我々としてはそう思つて、国土交通省と連絡を密にしてやつていかねばならぬところだと理解しております。

○武正委員 お手元では、九ページの方に用意をしてあるんですけれども、これからの公共インフラについて、この後触れる国土強靱化、三年間で十五兆円、集中期間として追加投資ということにも触れておりますが、こうした、今ここでさらなる新設の投資を行った場合、上の、そういったストックがまだまだ発散をしていくといった図でありまして、その新設を抑制して、そしてまたある程度たつたインフラについてはそれを廃却するということが取り組まれた場合は、ストックのそうしたピークがピークアウトしていくという図でありまして、これは日本総合研究所の藤波さんという研究員が論文で示したものであります。こういった考え方への転換も必要ではないかというふうに思います。

ちよつと戻りまして、国土強靱化につきまして、政務官もお見えですが、お手元の七ページ、これが国土強靱化法案の概要ということなんですけれども、今指摘をした、三年間を国土強靱化集中期間として十五兆円を追加投資と書かれておりますが、当然、これまで言つてまいりましたように大規模更新あるいは大規模修繕、こうしたインフラ、特に道路、トンネル、橋、こうした考え方とこの国土強靱化がどういった整合性を持つのか、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○赤澤大臣政務官 まず冒頭、大変恐縮なんですが、この今お示しになった七ページの資料の出版についてちよつと御確認をいただきたいと思ひます。

私も、この資料、実は作成にあずかつた覚えが

あつて、野党時代のことでございまして、野党当時に自民党が作成した資料だと思ひます。

国土交通省からまだこのような形のものが出たことはないというのは、実は、国土強靱化のための具体的な取り組みについては、御案内のとおり、今、政府・与党内でまさに検討中、ございまして、自由民主党と公明党でも相談中、そして政府とも相談中なので、まだ確定した形でこのような国土強靱化基本法案の概要という資料が作成されたことはないとは私は承知をしております。なので、一応この出版を御確認いただいて、これは野党時代の自民党が作成したものでございまして、なので、ここにあります十五兆円の追加投資というの、まだまだ、野党時代に自民党がつくった資料に載つていたということで、何か政権を我々が取り戻してからオーソライズされたというようなものではございませんので、それを前提とした御議論についてはちよつと難しいのかなというふうに思ひます。

そのことを御指摘申し上げた上で、今国土強靱化について政府・与党で検討している一環として、国土強靱化の推進に関する関係府省庁会議で、国土強靱化推進に向けた考え方というものを四月十日に決定させていただいております。その中で、今後国土強靱化に向けて対応が必要となる施策、事業の具体化に際しては、「既存の社会資本の有効活用や効率的な維持管理等によるトータルコストの縮減、民間資金の積極的な活用にも留意することとする」とされていると承知をしております。

災害に脆弱な我が国の国土において、防災・減災対策とともに、先ほど麻生大臣からも御指摘ありました、高度成長期以降に集中整備したインフラは本当にこれから老朽化が加速度的に進むというところでありますので、その対策に取り組むことが国民の命と暮らしを守る観点から待たなしの課題であると認識をしております。

このため、国交省として、長寿命化計画の策定などにより、適切な点検や予防的な修繕、計画的

な更新に取り組むとともに、多くの費用が必要となりますことから、新技術の開発、メンテナンスエンジニアリングといったようなものの発展も図つて、施設の長寿命化により更新費の平準化などを図り、工夫を凝らしながら進めていきたいと思ひます。

本年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、全国の現場で防災・減災、老朽化対策に重点を置いて、しっかりと取り組んでまいります。

○金田委員長 武正公一君、時間が参りましたので、よろしくお願ひします。

○武正委員 もう時間が参りましたので、政務官だけ、国土強靱化担当でおいでいただいておりますので、同じ質問で、手短にお答えいただきたいと思ひます。

○金田委員長 時間が参りましたので、手短に。

○岡田大臣政務官 今赤澤政務官がお話ししたように、現在、国土強靱化については政府が検討中であり、まさに国土強靱化推進に向けた考え方を、今も申し上げたとおり四月十日に決めたところであります。その中で、今後国土強靱化に向けて対応が必要となる施策、事業の具体化に際しては、既存の社会資本の有効活用や効率的な維持管理等によるトータルコストの縮減、民間資金の積極的な活用にも留意することとしております。

御指摘の長寿命化や大規模修繕、更新の考え方も踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○金田委員長 時間が参りました。

○武正委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 この際、暫時休憩をいたします。

午前九時四十八分休憩

午前十時十九分開議

○金田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山之内毅君。

○山之内委員 日本維新の会、鹿児島一区の山之内毅と申します。本日、財務金融委員会においては初めての一般質疑をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今回、一般質疑であり、若い将来世代のためにも、財政健全化の観点から総論的に、同じ九州の大先輩であられる、また鹿児島県の偉人大久保利通公を高祖に持たれる麻生大臣に質疑をさせていただきたいと思ひます。

さて、一口に財政健全化といっても、解決すべき課題は多岐にわたるの言うまでもありません。バブル崩壊後、失われた二十年と言われ、これまで長引いたデフレ、私は三十一歳でございまして、私が学生のころは失われた十年と言われ、今は失われた二十年となつております。このままデフレが続く、抜本的な改革ができないまま、失われた三十年、四十年になつてはいけないと思ひます。

私は、先ほど申し上げましたとおり三十一歳でございまして、今まで人生の三分の二が失われており、二十歳を迎える若者は今まで人生全て、失われた中にあつたというわけでございまして、そして、未曾有の超少子高齢化、これはある意味、人類史上初と言つても過言ではない状況にあると思ひます。単純に、支えなければいけない高齢者の方々がふえ、支えるべき若者が減少する。先日も、十五歳未満の若者が三十二年連続減少するという総務省の発表もありました。

一九六〇年代当時は十二人で一人を支えていたものが、今は三人で一人、十年、十五年後には二人で一人、あとは限りなく一人で一人を支える状況、つまり一人が一人をおんぶするような状況になる。ただでさえ、若者は足腰を鍛えて支える力をつけなければならぬと思ひます。

生産年齢人口は減少していき、社会保障費は増加していく。当然、行財政改革もしなければならぬと思ひます。

そこで、高度成長時代、バブル崩壊、長引くデ

フレ、そして現在に至るまで日本をごらんになられてきた麻生大臣、まず、改めてこの現状の御認識を教えてくださいませんか。よろしくお願いたします。

○麻生国務大臣 真面目に答えていたら質問時間が全て終わってしまう、余りにも問題が広範にわたっていますので。財務大臣ということでもありますが、今の御質問は幾つもありましたけれども、財政の話だけに絞らせていただければと思います。

〔委員長退席、竹本委員長代理着席〕

日本の財政の場合を見ますと、OECと云われる国々、かなり経済的な先進国と言われる国の中で、財政の中に占めるいわゆる債務残高がGDP比二〇〇%を超えておるとするのは、OEC Dの中で最悪、最低ということになろうと存じます。

こういった意味で、今、仮に国債の価格が暴落するとか国債の金利がはね上がるとか、いろいろなことが考えられるという心配は常にしておかねばならぬところなんですけれども、それは結果として国の利払い費がふえることになりまして、個人的には住宅ローンの金利が上がるとか、いろいろなことが考えられますので、国民にとりましては、いわゆる生活に直接響いてくる部分が極めて大きいことになりました。

そういったことを考えますと、財政の健全化というのは、先ほど武正先生の御質問にもありましたけれども、そうか、あなたは党が違うんだな、ごめんごめん、そちら側にいたので民主党かと思つたら違ふんだ。維新、ちょっと今問題の維新ね。これは、中期的には、財政の健全化というのは必ず避けて通れない大事なところなんです。

ただ、今言われましたように、記憶のあるときからずっと不況というところに育ってきているんだらうから、あのバブルも知らないし何も知らぬという世代の真つただ中におられますので、そういった意味では、やはり今回の景気対策というのは、一九九二年に土地の暴落からスタートした、

いわゆる資産デフレーションによる不況というものから以降、今日までの間ずっと、失われた何十年と言われるようなものになったんです。

基本的に、デフレーションによる不況というのは、一九四五年、さきの戦争で負けてこの方、六十八年間、一回もない経験を我々はしてある。日本だけじゃない、世界じゅうありませんから。全て不況はインフレでしたから。そういった意味では、我々には対応を間違えた。日本銀行も間違えた。財務省も間違えた。みんな知らなかったから。間違ひなく誰も経験がない話なので。

そこで、私どもとしては、経験がないとなれば、これは歴史に学ぶ以外に方法がありませんので、歴史を学んで、結果として、似たような状況は、一九三〇年代初頭に、いわゆるアメリカの大不況、学校で習う、フーバーという大統領のときのアメリカのウォールストリートの株の大暴落、あのときに始まったデフレーションによる大不況というものを脱却するのには、ニューディールという名前のルーズベルトの政策が出てくるんですが、あれのもとをつくった高橋是清という、日本にいた方の政策というものを、基本的に我々は多く拝借をさせていただいて、少なくとも、日銀による金融の緩和等々、財政の機動的な動きとか経済の成長とかいうのを同時にやる。少しずつやるんじゃない。まとめてどんとやるということをやらない限りは、デフレからの脱却はできない。

デフレからの脱却ができないということは、経済が成長しない。経済が成長しないということは、税収が伸びない。税収が伸びないということは、間違った借金返済はできないということになる。そう思いますので、中期財政計画を達成するためには、まずはというので、優先順位を決めなさいといけませんので、優先順位として一番に選ばせていただいたのが、デフレ不況からの脱却ということが優先順位の一つにあって、まずはということからスタートさせていただいたんです。

今、四カ月ぐらいたちますけれども、おかげさまで、一応、株価が上昇するなどのそれなりのも

のは出ていますが、まだまだ、これが鹿児島に行くまでは、まだ福岡にも来ていませんから。東京のタクシーの一日当たりの売上高を見ても、東京、大阪は間違いなくかつてぐらいまで、結構高くて伸びてきていますが、おたくの何とか通りとか、博多の中洲とか、北海道のあの辺までは、とてもじゃない、まだ来ている段階ではありません。予算がおととい通っていますので、この予算が少しづつ少しづつ着実に執行されていくことによって、地方においてもその影響が出てくる。そういったものの経済が今後どうなってくるかということによって、税収が変わってきます。

その部分と、来年度、我々としては、きちんとした財政のあれをつくっておきまして、年央までというの申し上げておきましたけれども、きちんとした計画を立てておかないと、日本の財政はどうなんだという心配というものは、結果として国債を売られる可能性がある。

そういったものを避けるためにも、我々は、経済成長と財政再建、双方を同時にやるという極めて難しい政策をやらねばならぬことだと御理解いただければと存じます。

○山之内委員 ありがとうございます。

麻生大臣おっしゃられるとおり、極めて難しいことに挑戦していく。それも、今までにない、前代未聞の挑戦をしていく。

私どもも金融政策は一緒でした。インフレ率二%前後、こちらでまた、ある程度財政投資も必要。そこで、まず、デフレ脱却を目指した、期待を喚起した、経済を好転させるためにアベノミクスを実行されたという認識であります。私どもも、この試み、大枠は賛成でございます。反対のための反対はしないという方針でまいりました。

まず、おとこの時点、日経平均では一万五千円台を回復し、アベノミクスの期待を喚起するという金融政策効果は出ており、本年度予算も通過されました。また他方、新聞紙上では、日経平均一万五千円台と並び、長期金利上昇が〇・九二%という水準も掲載されております。

私も、今手元に、長期国債先物の価格、こちらがあります。四月二日に大きく国債の価格が下落しました。こちらは、専門の方に言うと、サーキットブレーカー、いわゆるストップ安ですね、それが発動された。手元にポートフォリオもありますが、大きく乱高下し、百四十六円台だったものが、一時、ろうそく足では百四十三円を試みるような大きな乱高下があると。その中で、現在はさらに下落をして、五月十六日、昨日時点で百四十二円四十銭に下落しており、おとこの前後には百四十一円を試すような動きもあり、ろうそくのひげが下に大きく伸びている状況です。当然、価格が下落すれば金利は上昇する、その中にあると思います。

また、当時、この金融緩和と政策、長期国債の買入れ等も含めて、今は日銀が持つ国債の残高を年五十兆円ペースでふやして、従来は、一三年、二十兆円ふやす計画だったのを、大幅、二倍。当時、より長期の金利を下げる、日銀が市場で国債をたくさん買うことにより、国債価格は上がり、金利は下がる、国債金利は銀行の貸出金利に連動するため、金利が下がるとお金の借りやすくなる、その一方で、日銀が国の借金の肩がわりをしているんじゃないかという懸念も高まりかねないという状況であると思います。現実、今、国債の価格は下がってしまった。

その中において、当初は、当然、円安、株高、これはそのとおり、他方、金利はむしろ逆に上がってしまつて、国債の価格が下落してしまつて、この点について、麻生大臣、御認識を教えてくださいませんか。

〔竹本委員長代理退席、委員長着席〕

○麻生国務大臣 これは、先ほど武正先生の御質問にもお答えをしたところなんですけれども、いわゆる金利とか為替というものに関しては、私の立場からしますと、これは市場に与える影響とか混乱とかいうのを招きかねませんので、これが適正かどうか、円はこれくらいであるべきですなどということは言わないというふうになっております。

で、今の質問に対しては、ちよつと答弁は差し控えさせていただきますことになりました。

○山之内委員 ありがとうございます。

そのような中で、長期国債金利が上昇する。財政健全化を目指す中では、当然、国債費も増加する。これは極めて厳しいし、これを将来の若い世代が引き継がなければならない現実であると思っております。国、地方を合わせれば、借金は一千百兆円になったと言われております。国だけの借金で九百九十一兆円。これで国債費も上がれば、当然、その利払いが極めて深刻なものになると思います。また、当然、アベノミクス、三本の矢と言われており、金融政策、財政政策、そして最後の成長戦略、規制緩和、こちらも重要になると思われます。

その中で、麻生大臣は、こちらの財政健全化を目指す以上は、先ほどの答弁でもありました、実需、実体経済が動き、税収を上げなければならぬ。こちらは私もそのとおりだと思っております。財政健全化をするには、この厳しいことに挑まなければならぬと思います。つまり、金融機関の融資、個人資産、こういった投資を含め、その投資先の受け皿をつくらなければいけないと思っております。そして、実体として経済に効果がなければなりませんし、やはり肝となるのは成長戦略、規制緩和だと思います。この議論は今に始まったことではなくて、ある程度、昔からあることで、これらは言うはやすく行は極めて厳しい問題であると思っております。

これらの点、麻生大臣が先ほども言われましたが、重ねて、実需が重要だ、改めて実需を喚起する、このことについて答弁いただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 今回の三本の矢の中で、日銀の金融緩和、それから財政出動、三番目の経済成長という、我々は三つ同時にやろうというのがアベノミクスの、簡単にはその三つを同時に思い切つて大胆にということになっているんです。

これは、先生、一番大事なところは実需だと申

上げたのは、金をヘリコプターからまいたような感じだという話を昔よく言っていた偉い人がいっぱいいらつしやうて、いらつしやうてと、もう死んじやつたように言っているわけじゃなく、まだ生きておられますが、やつたらどうなったかといえ、日銀が大量の金融を緩和しましたといつて、二十五兆、三十兆、三十何兆までいきましたかな、あのとき。

結果的にどうだったかといえ、ちよつと金融用語でいけば、日銀が幾らお金を払つても、それはマネタリーベースという、市中銀行の当座預金の中における日銀の当座預金があるんですが、この当座預金から、いわゆる民間が、個人が、例えば昔あった、埼玉銀行なら埼玉銀行からお金を二億引き出して、浦和で、大宮で、設備投資をやりますという実需が出て初めてマネタリーベースがマネーサプライに変わる。市中金融に金が動くわけですから、これで初めて動き始める。個人で買つてもいい。

ところが、長いことデフレーションというものが続いたために、きょう買わなくても、あした買えばもっと安くなくなつておるかもしれぬというデフレ期待があれば、それは人間は物を買わなくなるんですよ、あしたの方が安いんだから。きょうの大根百円より、あしたになったら大根が九十八円になると思えば、そつちへいきますから。来週になったら九十五円になるかもしれぬということになっている。

そういう気持ちがある間、なかなかいきませんものですから、したがって、これを、物は上るかも知れぬというふうに思つていただかぬ限りは、気持ちの切りかえていただくということのためには、インフレ期待というものを理解していただくためには、日本銀行が二年間ぐらいで二%の物価上昇をやりますと言われたことによつて、これが本当かよと思えば、何となく、では、考へていた設備投資、金利が安いし、今やろうかというところになって初めて、日銀の当座預金として埼玉銀行が持つていた分から浦和の何とかという会

社が二億円を引き出すということになつてくる。誰々さんも、では私もうちを建てかえようかしらということになる。

そういったようなものでいつて初めて民間の金が動き出す。民間の金が動いて初めてそこで雇用が生まれ、仕事が出、そして、当然のこととしてそれが消費にずつと結びついて好循環になつていつて税収がふえるというところまで、ある程度タイムラグができることは覚悟しておかねばならぬところなんだと思つておられます。

なるべくそのタイムラグが短い方がいいわけですが、けれども、ある程度のタイムラグは覚悟せなにかぬのだと、私はそう思つておりますので、早いタイミングでここに来るようには、実需が出るということのために、我々は、まずはGDP、国内総生産を上げるためには、個人消費と民間の設備投資と政府支出、大きくはこの三つですから、その三つのうち二つが全く動きませんので、政府として二番目の財政出動という形の仕事をさせていただいている。

これによつてまず工事が出てきますから。補修工事等々で、土地に行くのではなくて、今既にあるものの補修工事をやる、メンテナンスをやるというようなところに金が行く。それは地方の小さな企業に金が行くというところからスタートをしていかなければならぬと思つてスタートさせていたでいておられます。

今言われましたように、実需が出てくる、これが一番大事なことだ、私もそう思つております。

○山之内委員 ありがとうございます。

実需が大事、特に、先ほど麻生大臣も言われたように、東京、大阪等、都市部はそれが極めて早くあらわれやすい、博多、鹿児島もまだ、そうだと思うんです。

投資を喚起したいが、特に地方銀行、私も鹿児島地方銀行でございますが、新たな融資先を見つけるのは都市部と比べれば極めて厳しいと思つておられます。例えば、大阪、東京、そういったところ

であれば成り立つ事業計画であつても、鹿児島では成り立たない。単純に、消費者の給与、人口、生産年齢人口が低ければ当然のことだと思つておられます。

また、平成十二年から平成二十二年の国勢調査では、東京は、この十年間で約百万人人口がふえております。百万人十年間でふえるといふことは、宮崎県の人口が百万人です。この流れは百四十年前から続く現象だと思つておられます。

郷土の大先輩であり、麻生大臣の高祖であられる大久保利通公は中央集権をつくられましたが、その当時は国難のため力を結集する必要があつたので中央集権、私は大きな意義があつたと思つておられます。ただ、では、このまま東京一極集中の日本の形が日本全体の国益にかなうかといふと、私はそうではないと思つておられます。

ただでさえ、世界地図を広げれば狭い国土である日本の中において、その国土を存分に生かす、そういったものでなければいけない、それぞれの地政学的メリットを生かさなければならぬと思つておられます。特に、鹿児島であれば、東京、上海の間でございます。こういった地政学的メリット、特に九州、福岡もそうだと思います。こういった各地の特色を生かしながら存分に実需、実体経済を動かしていく、そこが一番重要であると思つておられます。

また、続きまして、今回の災害とその財政についてお伺いしたいと思います。

私は、地元鹿児島県の神社の神職でございます、神主でございます。古来、日本は、自然の恵みを享受しながら、自然に感謝し、また自然を畏怖してきました。その結果として、当然、自然崇拜である神道が生まれたのは言うまでもないと思つておられます。稲作の収穫を喜び、新嘗祭を催行してまいりました。これは今は勤労感謝の日となつております。米がとれなければ、食べられなければ一族が減る、その中にあつて、自然に対し、敬い、そして恐れるのは当然だと思つておられます。

また、出雲の地方では、ヤマタノオロチ、こういった伝説もあります。これは、河川の氾濫が、八本の頭を持つ竜のように、その土地土地の人々の稲作を邪魔し阻害した、それに対して治水工事をもって対応されたのがスサノオノミコトという、この日本は古来より自然災害と向き合ってきたものと理解しております。

その中で、私は現在災害特の理事をさせていただいていますが、今回、災害対策基本法の一部を改正する法律案が出ております。内容は、過去の教訓を生かし、将来の災害への対応に生かす内容になっていると思います。

その中の一部、大災害からの復興に関する法律案があり、そこには、国は、大災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときには、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置を速やかに講じるものとするがあります。

つまり、これはプログラム規定であり、将来震災が起きた際、その時代の国民の理解を得られれば、政治家は復興支援のための財政出動もできる。

ただ、逆を言えば、国の財政を揺るがし得る、例えばGDP比の半分だ、そういった災害が起きた際には、国民の理解が得られなければ復興もままならない。そのときの政治家は極めて厳しい判断を問われると思います。それであればなおさら、今、財政健全化をする。そういったリスクが世界一ある国と言っても過言ではないと思います。

そのために、なるべく今の時点で、財政健全化を可能な限り、プライマリーバランスの黒字化も可能な限り進めて、その対応、リスクを受けて、当然、世界経済の混乱の引き金にもなりかねませんので、そういったものに対応しなければならな

いと思っています。

この点に関して、麻生大臣、最後に一言お願いいたします。

○麻生国務大臣 財政の柔軟性があるということ

幸いにして日本の場合、国債費がこれだけ高くて、国債を発行しております。自国の通貨のみで全て国債は消化されております。今九〇％ぐらいだと思えます。一割ぐらいが外国人が買っている比率も、ちよつと月によって違うので、あろうと思ひますが、その一割の外国人の日本の国債は、全て円で売買が行われておるといふことです。で、日本の場合他国とは少し条件が違つておるとは存じます。

いずれにしても、財政がきちんとした形で健全化していないうと、今言われたような、一旦緩急があつたときにはなかなか対応が難しくなるといふのは、もう御説のとおりなのであつて、そういったことがないようには、まずは景気をよくして税収をふやして財政を健全化してということ、我々としてはきちんと考えておかねばならぬ大事なことで、私もそう思ひます。

○金田委員長 時間が参りました。

○山之内委員 では、以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○金田委員長 次に、桜内文城君。

○桜内委員 日本維新の会の桜内文城です。

本日は、国際的な取引に関する課税ということについて、やや技術的ではありますが、幾つか尋ねてまいります。

まず、この委員会でも一度質疑させていただいたことがありますけれども、最近、インターネットの発達というのもありまして、いわゆる電子書籍ですとか音楽コンテンツのダウンロード、それから、最近では映画もダウンロードが可能となつてきておりまして、その市場が大変拡大しておる、急拡大してきています。

では、その場合、基本的に消費税がどうかかつていくのか、課税されていくのかといふ点と、もし事業者が、例えば大手でいいますとアップルのアイチューンズという、大変世界的にも大きな音楽配信の会社がありますけれども、あるいはアマゾンですとか、グーグルということも、今週の報道では定額の音楽が聞けるサービスを提供す

ることなんでしょう。これはもちろん有料です。で取引が発生するわけですが、事業者が基本的に外国にありまして、消費税の課税の問題という意味でいえば、国外取引ということで、日本の消費税がかかつてこないということになっております。

一方で、日本にも似たような事業をやっている会社があるわけなんですけれども、その場合、日本国内の取引ということになりますので、消費税がかかつてきます。もちろん日本の会社であつたとしても、例えば楽天とかは、カナダのそういった書籍コンテンツの会社のシステムを買収して、基本的に事業はそこで行つていくということでもあるわけですが、これから消費税が八〇、そして一〇％に上がっていくというときに、消費者に対して小売価格といふ点から、それが一〇％乗つていくか乗つていかないかというのは大変大きな競争力の差にもなってくるわけなんです。

私が、たまたま娘の学校が一緒で、知り合いのそういった事業をやつていらっしゃる会社の社長さんがいるんですけども、その方に聞きますと、本心に真剣に、日本から脱出して、本社機能、特に電子書籍のサーバー及び業務を外国に移管するしかないんじゃないかと、これは真剣に経営上の悩みとして抱えていらつしやいます。

ですので、これは問題が二つあると思います。日本の産業が空洞化してしまふんじゃないかといふおそれ、それと、日本国内でこれだけの売り上げを上げていて、アマゾンの日本支社というのか、日本の、これはアメリカの証券取引委員会へ提出した年次報告書の中で開示されたらしいんですけども、七千三百億円も売り上げがあつて、もちろんそれは物品とかも含む話なので、ダウンロードというのがどのくらいあるかはまだわかりませんけれども、とにかく、市場を拡大していく中で、こういった格差ですとか課税の公平というのをどう確保していくかおつもりなのか、お尋ねいたします。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

前にも先生の方から同趣旨の御質問があつたわけですが、今お話がありましたように、現在、我が国の消費税制度では、海外からのインターネット等を通じたサービスの提供等は国外取引というふうなことで整理をされておりますので、消費税は課されておられません。国境を越えたさまざまな取引が非常に活発化してきておるわけですが、そういった中で、消費税の課税のあり方をこの際しっかりとやっていく、検討していくということ、本日に大事な課題であらうと認識をいたしております。

消費税の課税のあり方を検討する際には、経済活動に対する中立性の確保、国内外の事業者の事務負担に与える影響、適正、公平な課税の確保など、幅広い観点から、実務の実態、国際的な議論の動向等も踏まえながら検討を行つていく必要があるかと思つております。確かに、お話のとおり、消費税一〇％ともないますと、決して無視のできないようなかなり大きな数字といふふうになつてまいりますので、しっかりと検討していきたいと思つております。

○桜内委員 もちろん、しっかりと検討していただきたいということで申し上げてはいるんですが、もういよいよ来年の春にも八％に上がる予定といふますか、見込みでもあります。これは、やはり立法論としても対応を急ぐ必要があると思つております。もし、今この国会で仮に外国の事業者を登録制にするとか、消費税のためだけにいうわけじゃないですけれども、E.U.型といふとすれば、本来的であれば、今国会中にしっかりと文化した法案を提出されるべきであつたという考え方はあります。そこは、ちよつと対応が遅過ぎるのではないかということ指摘しておきます。

今後の方向性について、しっかりと検討するとはおっしゃいましたけれども、何か、具体的な方向性とか、お考えになつておるものはありますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、桜内先生、日本の話を

されましたけれども、問題は、海外の方がよほど深刻なんですよ。アマゾン・ドット・コムとか言われましてけれども、スターバックスにしても何にしても、みんなそうですから。一番の問題は、税金が日本に入っていないという話じゃないんですよ。どこにも入っていない。そこが問題なんですよ。しかも、それは合法的。これは、脱税だというなら、やり方がありますよ。合法的にできていないというのは、明らかに各国の財務大臣に責任があるんじゃないかと。これが、OECDで、私ども、日本が出した提案です。

これに対して、ドイツとかイギリスがぼつとそれに乗ってきて、これは検討することになったんですが、もう一つ問題がある。それは、こういうのがまかり通ると、払っている方がばからしくなってくるんですよ。何だ、これと。俺も、じゃあということになって、やれ、いろいろな、有名なケイマン諸島だ何だとかいろいろのが出てきますけれども、そういうところに行くことになると、これは、もともとはヨーロッパでスタートしているのだから、そこらのところの、この間のキプロスの話にしても、みんな同じじゃないか、そつちで何とかするのが当たり前じゃないかというところになって、わんわん、この間の五月の会議では、それが非常に大きな議題になりました。

それで、これは、今までは言っても乗ってこなかったんです。これは一国だけではできませんので、こういったようなことをきちんとやっていくというのが大事なので。ただ、その人たちが納めている、幾ら納めているんだか知りませんが、その何とか諸島において、入っているお金がなくなるということになりますから、それはいろいろな意味の問題は起きました、その点に関しては。しかし、払うべきものはきちんとどこかで払うということろが一番肝心なルールをつくり方かなと、私どもはそう思っています。これは、スタートをするのが、この間のG7でやっと議題に上がって、みんななどという話になりつつあるというところまで来ております。

○桜内委員 ありがとうございます。ぜひ、そのG7、それからOECDの租税委員会等ありますので、そういった場で。これは日本一国がやっても、そういうものじゃないというのは、まさに大臣がおっしゃるとおりでありますので、ある種、税というのは国家主権にもかかわる問題ではありますけれども、まさに国際的にしっかりとした制度設計をしていく必要があるかと思っております。

最初の問題に戻りますと、今、消費税につきましては、来年から八%になるんですとか、そういった方向性になっておりますので、こちらはずっと早目に、一歩進めて、ぜひ立法の具体案の検討というのを財務省としても進めていただきたいというのを要望しておきます。

その関係ではありますけれども、消費税の課税というのが輸入貨物に対してかかることになっておるわけですから、これはちゃんとしっかりと捕捉できているのかということでもあります。

今、結構小口の、通販ですとか、外国から買う場合があります。実は、私が今手にしておりますこのカシオの時計ですけれども、これは、日本製といえますか、カシオなんですけれども外国で生産して、外国でしか売っていないみたいなのがあったりしまして、それは通販で買うわけですから、消費税が輸入貨物としてしっかりと課税されているのか。どうもそうじゃない部分もあるんじゃないのかという疑問を感じるところがないうわじゃないんですけれども。

その辺、これは関税局の話になるわけですから、税関でもってしっかりと把握して課税していくということなんですけれども、どの程度ちゃんと捕捉できているのか。もちろん、捕捉できたもののみが数字として上がってくるわけですので、捕捉できていないのが幾らあるのかというのは、なかなかこれは把握もできていないでしょうけれども、どんな感じで実際のところを執行されているのかというところを御説明いただけますでしょうか。

○後藤政府参考人 答えいたします。我が国の場合、個人の電子商取引によるものであれ、日本に到着した貨物は、保税地域に搬入された後に税関に輸入申告が行われまして、関税、消費税等が納付された後に輸入許可を行うこととしております。

また、一部の国際郵便貨物につきましては、国際郵便局に搬入された後に、税関の職員が税関で、関税、消費税等を賦課決定いたしまして、当該郵便物の名宛て人に交付する際に、関税、消費税を徴収するということとしております。

このように、輸入貨物に対する関税、消費税は適正に徴収しているところでございます。今後とも、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○桜内委員 ありがとうございます。これは、関税局といえますか、本当に大事な部分だと思えます。ただ、これから、どんどん小口のものですとかもふえてくるでしょうし、なかなか全てを把握するというのも大変かとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

今まで消費税について伺いしてきたんですけれども、次は、国際的な取引に関する所得課税についてお尋ねをいたします。

私自身、国際租税課で係長をやったこともあるんですけれども、本当にややこしい世界であります。今度、租税条約も国会に出てくるそうなんですけれども、その中で、所得の帰属をどう判定するかという要件として、PEとよく言われます。トというのが概念としてあるわけですから、これが、電子商取引などが発達してきた場合、その認定というのがやはり時代にそぐわなくなってきたところがあるかと思えます。

日米租税条約を例えれば引用しますと、PEというのとは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」というふうにあるんですが、これまた電子商取引で、

例えばAmazon.co.jpという、日本の支社みたいなものですか、あるわけですから、マーケティングとか実際の取引というのはインターネットのウェブ上で行いますので、取引自体、先ほどの消費税の問題と同じようなことが起こるわけですよ。アマゾンの場合、実際の日本での売り上げが七千三百億円あるわけですよ。これは日本の当局というよりも、アメリカの証券取引委員会へ提出した年次報告書で開示されたものなんですけれども、日本では、売り上げの規模すら実はちゃんと把握もできていなかったりするわけです。

しかし、日本国内で七千三百億円も売り上げのある企業に対して、もちろん執行上、個別企業についてはお話しできないとは思いますが、報道によれば、日本に事業所得としての課税がなされていないんじゃないかと。何となれば、日本にももちろん配送センターという大変大きなものをつくっているようなんですけれども、それが単なる物品の保管ですとかをしている場所しか当たらないからという法解釈、この租税条約の恒久的施設の法解釈によるとは聞きますが、これはやはり、物品の販売といえますが基本の会社で、七千三百億円もある会社もある。

また一方で、これはアメリカの企業ですけれども、グーグルというところは、課税関係はよく知りませんけれども、広告という、物品じゃないものの売り上げが、またこれはたくさんあるわけですよ。この場合、もちろん事業所得自体は、本来、上がっているはずなんです。日本円で売り上げというのがあるわけですね。日本にカスタマーがたくさんいて、顧客がいて、その売り上げがこれだけの規模であるけれども、物品の場合ですらPEがないじゃないかという議論になっているし、インターネット上の広告というサービスの売り上げについては、全く恒久的施設でありやうがないわけですよ。

こういったものについて、そろそろ事業所得課税、特に国際的な事業所得課税のあり方について、まずそのPEのあり方を考え直す、あるいは、シヨ

バ代と言った言い方は悪いんですけども、日本でこれだけ稼いでいるのであれば、売り上げが上がっているのであれば、何らかの外形標準課税をすべきではないかとも思ったりもするんですけども、その辺、財務省として何らかの検討は行われているんでしょうか。もし検討されているのであれば、その内容、方向性について、お教えいただければと思います。

○山口副大臣 今、種々御指摘をいただきましたが、もう御案内のとおりで、恒久的施設という話でありまして、これを持たない外国法人の事業所得については、外国法人の居住地国で課税すべきものというふうなことになるわけでございまして、所得の源泉地国として日本は課税をしないというふうなことはなっておりますが、お話しのように、グローバル化した経済環境のもとで、こうした外国企業に対する国際的な課税ルールのあり方、これにつきましては、外国法人の居住地国と所得の源泉地国による二重課税をどう調整すべきかというふうな観点も含めて、OECD租税委員会等の国際機関におきまして、今、議論をされておるといふようなところであります。私どもも、そういった議論を踏まえて、国際的なルールに沿って、外国企業に対する適正な課税の確保に努めていきたいと思っております。

若干これもお話がありました、このOECDモデルの租税条約におきましては、ウェブサイトのみでは恒久的施設とはなり得ないというふうなことになるわけでございまして、ではサーバーはどうだと。サーバーにつきましても、それが契約の締結などの事業の中核的機能を担っている場合においてのみ恒久的施設になるというふうにはなされておるところでございます。

○桜内委員 そろそろ時間ですので、最後にいたしますけれども、今御指摘いただいたように、OECDの租税委員会、そもそも二重課税の排除といいますが、それを目的にずっと何十年も議論を続けてきているわけですから、先ほど麻生大臣が御指摘されましたように、二重課税の

排除どころか、今やどこにも税金を払わないというところ、そういったグローバル企業に対してどう対応するのかというのは、本当にこれはOECDのみならず、G7、あるいはG7だけでも足りないかもしれません。

とにかく、これは国家主権にもかかわる問題でもあり、そしてまた、ビジネスの世界でいえば、日本国内でこれだけの売り上げが上っている企業が実際に存在しているが、日本国内において税金を一旦も払っていない、こんなことがあっていいのかというのが、やはり根底にはあるかと思えます。なかなか難しい問題というのは私も十分承知しておりますけれども、まさに立法府であります国会において、新しい国際課税あるいは国際的な取引に関する課税のあり方というものの、ぜひ今後一緒に議論させていただきたいと思っております。

もちろん、財務省、これまでの経験の中で、各国の状況、あるいは、どれだけ問題が生じているのかというのも多数把握されていると思いますので、ぜひそういった基礎資料もこれから開示していただいて、私も個別にレクとかお願いすることもあるかとありますが……

○金田委員長 時間が参りました。

○桜内委員 はい。

ぜひ、この場で建設的な議論をさせていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、小池政就君。

○小池政就委員 みんなの党の小池政就です。問題になっていない方の政党の、みんなの党の小池政就です。

今回、当委員会では八回目の質問をさせていただきました。また、きょうは三十分時間をいただきましたので、きょうの審査会では大変短い時間の中で、御答弁いただきましたけれども、きょうはいつもとどおりで、どうぞよろしくお願いいたします。きょうの消費税の転嫁法に關しての審査の中で

も、大臣から少し気になった答弁をいただきましたので、ちょっと触れさせていただきますと、消費者というのとは意外と頭脳明晰という言葉、最後にいただいたんですが、今回の転嫁法案というのは、一方で事業者もかなり頭脳明晰というように前提から、やはり今回の法案の表示義務の実効性等について、しっかりとこれは確認していかなければならない、それが実行されるようにしていかなければならないというような姿勢が必要であると感じております。

また、大臣からは、短い時間の中で、表示の仕方を含めて、増税が売り上げに与える影響というものも考えておかないかぬというような答弁をいただきました。その前にも、たしか古本委員の質疑の中にもありましたけれども、増税して税収が下がった意味がないということもおっしゃっております。

おっしゃる通りに、きのう紹介できなかったんですが、中小のアンケートの中にも、今回、転嫁が非常に難しいというような回答の中で、これは各地の中小企業家同友会が調べているんですけども、売り上げ、収益が悪化するを見込んで、転嫁できないというような回答が非常に多くて、京都であります、回答の七割がそのような回答であったということでもあります。

これは、表示方法をどうするかということだけではなくて、やはり景気が冷え込まないようにするというのが非常に大事だと思います。そのような点でも、やはり景気の腰折れをさせないような形で来年の増税ということをぜひ再考していただきたいと思えます。

きょうは、私も子育て世代、また若年世代の代表といたしまして、これからの景気の持続性、また、もう少し中長期的に、もっと日本の大事な問題であります少子化対策等に関係があります。私たちが世代への財政や経済面の方針、取り組みについてお伺いをさせていただきたいと思えます。

今回、当委員会でも審議がありましたように、税制改革が行われましたけれども、そちらの中に

は、教育資金を高齢者から孫の世代に出す場合の相続税の優遇というものが盛り込まれました。

ただ、全体として、政権が、子育て世代、若年世代に対してどのような形で財政もしくは税制面で取り組まれているのかということが少し見えなかったものですから、大臣から、その方針について所見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、小池先生、基本的に、今まではやはり、若年者、高齢者といえは高齢者の方に配慮がずっと多く偏っていた、どれくらいバランスかと言われると、ちょっといろいろ表現は違うでしょうけれども、若い人に言わせれば、一対九だと言っている人もいます、五対五ぐらいのものです、いろいろな人によって主観的に違いますので、何とも言いようがないんです。ただ、我々から見ると、やはり高齢者の方に寄っている部分というのはかなり多かったらうという感じは、私も率直に実感します。

しかし、いずれにしても、御指摘のように、民主主義の政權下でも、年少扶養控除だったかな、何かそういうのを廃止された一方で子ども手当を導入されるのか、いろいろ各党苦勞をしておられる。選挙をやつていけば、大体、そういった意見というのが出てくるのは、しつちゅう聞きますので、これは、各党皆話をされて、三党合意で新たな児童手当というのを改正しているのは御存じのところであつて、負担になっております世代のところに関しまして、いろいろな形で、税金をとか予算をとかいうことになっております。

昨年三月に改正をされた児童手当法の附則においても、児童手当の支給とか扶養控除の廃止による影響を踏まえて、そのあり方を含めて検討を行い、必要な手当てを講ずる旨の規定がされております。これは御存じのとおり。

また、少子化が進展していく中であつて、世代間に格差がついて、高齢者に手当てが厚過ぎる等々のさまざまな意見があつておりますので、今回の社会保障と税の一体改革の中におきまして

も、世代を通じて幅広い国民が負担を、消費税の税率等々のところに関して、引き上げることによってある程度高齢者の方が負担する比率は若い人に比べればあがるわけですから、そういった意味では、消費税を引き上げることによって社会保障の安定財源を確保すると同時に、将来世代に対して負担を先送りするというようなことをある程度改善する、抑制する必要があるということなんだと思っています。

また、取る方がじゃなくて、給付の方でいきますと、消費税の引き上げによって得られます財源から〇・七兆円程度のものは保育の量的拡大による待機児童の解消に充てるなど、若い世代への支援をすることとされております。

こうした改革を通じて、今御指摘のありました世代間の格差などは是正が、少しは改善するんだと思っておりますが、引き続き、いわゆる受益と負担のバランスというんでしょうか、そういった均衡がとれた持続可能な制度というものを今後構築していかないと、さらにこうなってくるというところなんだろうと思っております、すごく大事なところなんだろうと思っております。

何となく、長生きするのが悪いというようなイメージになってくるのは最も避けにやならぬと思っております。若い人が生まれないのが問題なのであって、長生きするのが悪いのかのとき話にされると、高齢者の人にしてみれば、それはなかなか納得したいところだろう、私はそう思います。ぜひ、そういった意味では、どういった形というの、これはいろいろ御意見のあらうところかと思えますけれども、そういった若い人に対する配慮というのは、与野党、それぞれの理解がかなり得られつつあるのかな、私どもはそう思っております。

○小池政委員 ぜひ前向きな取り組みをお願いいたします。

きょう、お手元に資料を配らせていただいております。子育て世代が、今現状、非常に厳しい状況にあるということをお示しさせていただきたい

と思います。

まず、可処分所得の方では、二十代から四十代までの二〇〇一年以降の推移というものを示しておりますけれども、この十年以上、なかなか可処分所得は上がっていない。むしろ、年代によっては少し減少傾向も見られるという状況であります。

一方で、今大臣も触れられましたが、日本本の場合は非常に公的支援が少ないということが挙げられます。

先ほどは主観という話でありましたけれども、実際、高齢世代と比べてみますと、二〇一一年の数字になりますと、子育て世代関係の社会支出といふものは約五兆円。一方で、こちらは二〇〇九年のデータなんですけれども、高齢者への支出といふものが約六兆八兆円ということで、十倍以上開きがあります。

また、海外と比較しましても、日本は、家族関係の社会支出の対GDP比で見ますと約〇・八％ということ、イギリスやスウェーデンなどに比べましても四分の一ということ、これも子ども・子育て白書等から持ってきていますけれども、やはり海外と比べても非常に少ないという現状であります。

これは、高齢者もしくは子供たち、どっちかととるとかいう話ではなくて、実際、現状としまして、子育て世代は、支出は多い一方でなかなか収入を上げることができないということをぜひ知っていただきたい。子育てに手間がかかっている中で、働きたくても、特に都市部とかであります、保育園が足りずに困っているという事例も報道されております。

また、今回、この四月から、少子化のために、子供が欲しいという形で不妊治療をされている方々への助成も削られております。かつ、今厚生労働省の方では、その所管の委員会というか外部の委員ですけれども、そちらの方で、これから不妊治療については年齢制限も加えて、助成金は年齢で三十九歳までにしたらどうか、そういう議論

もされているということを伺っておりまして、今、子育て世代かつ少子化に対する対策というのは、なかなか積極的に見えないということを考えております。

これにさらに、先ほどのお手元の資料の裏側になりますけれども、これは雑誌の表を持ってきたんですが、二〇一一年から、今は二〇一三年ですが、今後また、この数年間、社会保障、それから税金等が家計に与える影響として、こういう項目がどんどん積み重なっているよということを示しております。

収入も上がらないし、これから負担も上がっていく、かつ、短期的には物価も上がっていくといふことが想定されております。この状況の中で、今、政権が何とか少しでも給与を上げようじゃないかということに取り組んでおりますけれども、少しの給与増ではなかなかきくことがないというのが現状だと思っております。

これにつきまして、大臣、どう思われますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、今言われたように、週刊東洋経済、今初めて見た資料なので何ともお答えし方がありませんけれども、これにあわせて、今後景気がよくなるということによって所得もふえるという意味で、その分はある程度考えないといかぬところだと思っております。

したがって、今最大の問題は、景気がよくなるということ、GDPがふえるということは、間違いない、消費がふえるか、設備投資がふえるか、政府支出がふえるか、この三つ。まあ、それ以外にも小さいのがありますけれども、基本的にこの三つです。この三つの中で一番大きな消費といふ部分が約六割ぐらいになりますので、この部分がふえるためには、所得、賃金、給与がふえない限りはこはふえてきません。

幸いにして、デフレのせいも一部あったんだと思いますが、企業は、借金の返済を優先、すなわち、経済用語でいえば利益の最大化をやめて債務の最小化を図ったというのがこの十数年の経営

だったと思います。その債務の最小化で借金返しをやった結果、企業の自己資本比率は物すごい勢いで上がって、もうリーマン・ショック前のアメリカどころの騒ぎじゃない、日本の方もはるかに自己資本比率の高い会社、日経上場企業、約四〇％を超えるほどになってきております。実質、無借金経営みたいな形になっております。

そういった会社が、基本的に、今後景気がよくなるのに合わせて、まず、賃金を払ってくれと。労働分配率がこれだけ下がっているではないか、昔に比べて労働分配率がこれだけ下がっているのはほかにない。アメリカや何やらと比べても、ほかのヨーロッパ諸国に比べても、日本の労働分配率はこの十五年間で間違いなく下がっています。

そういう意味では、これをまず上げてもらいたいというのが率直な私どもの希望で、これは私らが経営者にお願するんじゃないで、本来だったら連合がやるべき仕事だと思っておりますけれども、連合はどんな仕事をされているんだか知りませんが、私も、私らがその仕事をしたいわけ。選挙は民主党、賃上げは自民党というのはちょっとおかしいんじゃないかな、やりながらもそう思いましたよ、私としては。みんなが思っていますよ、私みたいに正直に言わないだけで。みんな思っているんだらうけれども、私らは率直にそう思いつつ申し上げました。

結果として、このボーナスでは、少なくとも、ベアではなくて一時金ではありますけれども、かなりの会社が大きく上げていただけということになったので、お隣に座っている古本さんのところなんというのは、たしか五カ月プラス三十万、大したものです。それが出るようになった、トヨタは。円安のおかげでとかの間言っておられましたけれども。いろいろなところにみんな出てきています。

そういったものが出てこない、今言われたこの資料は、言われたとおりになったらこれは真つ暗な話になるので、そこらところが景気の上昇

と一番関係する最も大事なところなので、私は、今、経済成長というのをしつこく申し上げているんですが、経済成長をしてよくなってもため込まれるだけだったら意味がありませんから、ちゃんと使っていただかないとということを我々がしつこく申し上げているところでもあります。

○小池(政)委員　うちは連合とは全く関係がないので話を聞いたことがないんですけれども、確かに、所得を上げていくというような方針も大事だと思っています。

先ほどの大臣の答弁とちよつと重複してしまいかもしませんが、もう少し具体的にお聞かせいただきます。

先ほども大臣がちよつと触れました、民主党政権時代の取り組みとして、控除から給付という流れの一環として、子ども手当創設に関連して扶養控除が廃止となりました。また、高校無償化に関連して特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。

これが政権交代されて児童手当になりましたが、前政権が公約した額にはまだ届いておりません。また、高校無償化については、所得制限を入れるということで考えていらつしやるようですが、また、これに関連して、安倍総理、また麻生大臣は、高校無償化は来年以降見直しを行うということも考えていらつしやるようです。

今まで、控除だけが先じてすばつと削られてしまひまして、それに対しての給付というものがしつかりそれに見合う形でなされない状況の中、実質的には負担がふえているというのが子育て世代、また若年世代の現状なんですけれども、それでは、これについて、今の現政権が、そのままそのような方針でいくのか、もしくは給付を拡充するのか、もしくは控除制度を復活するのかという点について、具体的に方針をお聞かせいただけたらと思います。

○麻生国務大臣　これは、昨年の三月に成立した改正児童手当法の附則においては、児童手当の支

給や扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、そのあり方を含めて検討を行い、必要な手当てを講ずる旨の規定が設けられておりますのは御存じのとおりなんです。子育て世代に対する財政上の施策ということにつきましては、これは検討をするということ、今、経緯を踏まえてこれは検討していかないかぬところなんです。考え方がいろいろあります。どうせ高校を無償化するなら給食の方を無料にしろとか、意見は物すごくたくさんあるんです。

したがいまして、そういった意味で、どれが一番適切なのかということにつきましては、これはさらに各党でいろいろ御意見を交換していかないかぬところなんだと思います。

いずれにしても、若年層とか子育て世代とかいろいろな表現があるんでしょうけれども、若い人たちの方向に向かってかなりの部分がシフトしていくべきではないかというの大きな意見として、かつての高齢者に偏つた部分がかつてのこの方に出てきているのかというのが、私どもが伺っている範囲では率直な実感であります。

○小池(政)委員　その際に、例えば、今回行われた税制改正等におきまして、住宅ローン減税というものがございました。確かに、全世代を通じて日本の持ち家比率は六〇％ほどではあるんですが、例えば平成二十年の総務省の住宅・土地統計調査というのを見ますと、子育て世代の多い二十代、三十代にかけては大変低いんですね。二十代後半ですと一・五％、三十代前半でも二・九％と、非常に低くてなかなかその恩恵が受けられていない。

確かに、住宅建設というのは波及効果が大きいということから、ローン控除をして建設を促進するという理屈だとは思いますが、おっしゃられた子育て世代を応援するという観点から、例えば、今、若年世代については賃貸がかなり多いんです。企業も決して持ち家を推奨しているわけではなくて、賃貸に対しては住宅手当というものをを出しています。

そういうような観点での取り組みも大事だと思いますし、また、これは少子化とか中長期的な話だけではなくて、子育て世代とか若年世代というのは実は非常に消費意欲が高くて、それが抑えられている世代でもあるんですね。だからこそ、それを少しでも緩和することによって消費が短期的にも上回ることに對して貢献できるという方針にもなると思いますし、また、当然、中長期的にこれからの実体経済の強化にもつながっていくということ、非常に重要な観点だと思っています。

大臣がきのうの合同審査会の中で、消費者の感性というお言葉を使われましたけれども、この世代の消費者の感性というのは非常に強いと思うんです。今どのような現状にあつて、自分たちの負担がこれからどうなるかということを考えながら、消費に對して非常に感性鋭く考えておりますので、税制それから財政面での取り組み等において、今まで格差があつた取り組みについてもぜひ是正していただけるようにお願いさせていただきます。

今回の、高齢層が孫に對して教育資金というものを与えることによる優遇策というのがありますけれども、これも、あくまで子供とか孫があつての方針になりますので、その点についても、やはりまず子育て世代とか若年世代ということも考えていただきたいと思っています。

その中で、ちよつと安倍内閣の子育て世代応援策というものを調べさせていただいたんですが、四月一日に子ども・子育て会議の設置、それから五月五日に女性手帳配布の方針検討ということが挙げられていまして、なかなか実態が伴つた方針というのがまだ、案の段階でもちよつと見受けられない。これまで、補正とかまた本予算ではかなり大きな額を公共事業に費やしている一方で、そういうソフトな、特に次世代に對する方針というのがまだまだ不十分ではないかと思つていられるんですけれども、ぜひ前向きな取り組みをお願いさせていただきたいものと思ひますし、大臣から、そのような方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

す。

○麻生国務大臣　これは、小池先生御存じのように、何といつても、この内閣が予算編成を開始したのが一月です。内閣ができたのが十二月の二十何日。大体そのころは、ふだんですという予算も終わつていっている時期に内閣がスタートということになりましたので、今回の場合は通常に比べて大幅に、予算の編成はもちろんのこと、成立もおくれております。

かなり短期間ではあつたとやつて、デフレ不況からの脱却を優先順位が一番に挙げましたので、その意味では、なかなか、今言われたように、とにかく、土地代に金が行つちゃうとか地主に金が行つちゃうとかいうことではなくて、まずはメンテナンスという方を、先ほど出しましたけれども、そういったところをきちんとやつていこうじゃないかということからスタートをさせていただいております。

したがつて、今言われたような点については、まだ配慮ができていないではないかと言われれば、それを真つ向から否定するつもりはありませんが、私どもとしても基本的に、今言われたような点は考えないかぬところなんです。

問題は、若い人は発信しないんです。何しろと。小池さんみたいにべちゃべちゃ言わぬのです、みんな、黙つて。子育てに忙しいから。年寄りには、子供も孫もみんなもう育つちやつていっているものだから、ここはと思つて政治家をつかまえてわあと言われますし、選挙も手伝つてくれるから、何となくこつちも耳をそつちにとられるんですけれども、若い人は、街頭で訴えてもまず話は聞いてくれませんし、おつさんが入つていったら、おつさん何やというふうなもので、全然話にもならぬということになります。

やはりコミュニケーションとかインフォメーションの絶対量が不足してくるんだと思つておりますので、インターネットとかいろいろなものからこれからツールとして、道具として出てくるんだと思ひますけれども、ぜひそこらのところが今後

政治の面で、政策の面で生かされるように、私も耳をあげておかないかぬ、目を開いておかないかぬというのが一番大事なことだと思います。

今言われたような、可処分所得がというのは確かるところなので、今回は、高齢者から相続するに当たって、九十で亡くなるおばあさんが七十の息子に金を渡したって、息子は使わずまたそれを貯金するだけで意味がないでしようがという話から、もうちょっと飛ばしてという話を申し上げて、結果として、信託会社やら何やらがあつという間にそれを随分いろいろな形で利用されて、教育費に払わなくてよくなった分だけ両親の消費に回る、そつちの意味での可処分所得がふえることにはなりましたけれども、あれは一つの例なのであつて、またいろいろなアイデアがあればぜひ私どもも聞かせていただければと存じます。

○小池(政)委員 おつしやるとおり、若年層は非常に投票率が低くて政治参加がなかなか促されていないというのに対して、実はうちの政党は割とそういう世代からの支援はありまして、ただ、彼らが投票をしてくれないので議席数も余りふえていないんですけれども、そういう声をぜひ届けさせていいただきたいと思ひますし、麻生大臣も、そういう世代の、一部の地域からは非常に人気があると思ひますので、またそういう声もぜひお聞かせいただけたらと思ひます。

時間が迫ってきましたので、最後に、それでは、若年層、子育て世代だけではなくて、もう少し幅広い低所得者に対する対策、特に、来年予定されている増税というのに関連してですけれども、今回、転嫁法案に関しましても、増税を前提としているというところは、私たちは決して、なかなかそれを認めることはできないんですが、それに関しまして、一方で、やはりそれに対しての取り組みとか法案がどんどん進んでしまっていますので、しっかりと私たちもそれについては意見を述べさせていただきますと思ひております。

低所得者対策につきましては、現在、自民党また公明党さんあわせて、与党の中では、一〇〇に

引き上がる際には軽減税率というものを考慮しているということを押見しておりますけれども、ただ、一方で、麻生大臣は、軽減税率につきもののインボイスにつきましては、非常に手間がかかりますし、また、今回の合同審査会でもありましたように、手間の問題だけじゃなくて、免税事業者が受ける被害というの也非常に高いんじゃないかというような意見もあつたりして、なかなかその軽減税率導入に対する現状というか、環境というのは整っていないように思えるんですが、その点に関して、ちよつと時間がないので、それでは、給付つき税額控除につきましてはどう思われるかということについてお聞かせください。

○金田委員長 時間が参りましたので、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

○麻生国務大臣 最も長く時間が要りそうなのが一番短くなりましたので。

低所得者対策につきまして、給付つき税額控除というものが複数税率とともに検討をされているというのが今の実態なんです、私的には、簡素な給付措置を実施することというのがこれには書いてあるので、これは、いずれにしても、三党で協議を行うということになっておりますので、御意見を伺いつつ、三党もなかなか御意見が分かれていますように見えますので、私どもから見ますと、正直申し上げて、軽減税率というのは、何を仕分けするか、どこで区切るか。そして、手間暇から考えたら、中小の人にとっては、こんなものをやっていられるかというほど面倒くさいことになりかねぬのではないかなという感じだけはいろいろ受けますので、そういったところも十分に検討しながら対応させていかねばならぬと思ひております。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

私は、この間、十年前ぐらいから、障害者、高齢者にとって利用しやすい金融機関にどうしてい

くのかと、金融のバリアフリー問題を取り上げてまいりました。この間、前進した面もありますけれども、まだまだ課題も多いというのが現状だと思ひております。

障害者基本法の「目的」には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と、この第一条で定められております。

そこで、きょうは、貨幣の改善と金融機関の対応についてだしたいと思ひます。

言うまでもなく、生活する上で、お金を正しく数えられるというのは、これは絶対に必要でございます。現代の社会において、金融機関を使わずに社会生活を送れるかという、なかなかそうはいかない。

まず、麻生大臣に、基本的姿勢ですけれども、障害者、高齢者に優しく、誰でも利用しやすい、金融のバリアフリー化を進めることは大事だと思ひますが、どのようなお考えをお持ちか、お聞きしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは、前々から話題になっていた話ではありますが、特に視覚障害者の方にとっては極めて大きな問題だと思ひております。視覚障害がなくても、だんだん目が荒れてくると、五千元と一万円と区別がつかなくなったり、いろいろします。国によつては、大きさを全部変えたりしているところもありますし、アメリカみたいな一律全部同じというところもあり、実にいろいろなんです。

今年の四月の二十六日、財務省と日本銀行及び独立行政法人国立印刷局におきまして、日本銀行券が、視覚障害者、目の不自由な方々にとつても使いやすいようなものにするような具体的な取り組みを発表しております。

現在の五千元券、樋口一葉の載つかった分です

けれども、あれのホログラムのところを拡大するとか、それから、携帯電話で当ると五千元ですとか千円ですとかいうような、いわゆる券種の識別アプリというものをくつつけるとか、また、券種の識別機器の開発で、すごく小さなものなんですけれども、こういったものを載つけると二千元とか五千元とか教えてくれる、そういった三つの具体的な取り組みに向けて、早期に実験を開始するというところで、今既に着手をさせております。また、将来のこういった印刷に向けて、目下、関係者から意見の徴収を行っているというのが現状でございます。

○佐々木憲昭委員 私は、一歩前進だと思ひております。

当面の取り組みとして、今紹介のありました、五千元札の改良を挙げられましたけれども、ホログラムの、つるつるしている透明シールを大きくするということなんですけれども、なぜ五千元札に着目したのか。この点について、これは副大臣に、もしよければお答えいただきたい。

○山口副大臣 佐々木先生のツイッターも拝見をいたしました。

今お話しした五千元札であります、これは、視覚障害、目の不自由な皆様方から、横幅が中間的なサイズでございます五千元券について特に識別がしにくいというふうなお声があつたということをお慮させていただきました。

目の不自由な方々から出てくる触感の改善要望に對しまして、ATM等の現金取り扱い機器への影響を最小としつつ、できる限り早期に応えるには、五千元券のホログラムの大きさ、形状を変更することが望ましいというふうにご検討いただいております。

○佐々木憲昭委員 五千元札に着目したのは、一番間違えやすい券種だということだと。

そこで、資料をちよつと見ていただきたいんですが、けれども、現在有効な紙幣、二十二種類あるそうですけれども、そのうち七種類を示しております。

サイズを見ていただきますと、横の長さが、二千円札が百五十四ミリであります。旧五千円札は百五十五ミリ。五千円札は百五十六ミリなんです。これはそれぞれ横幅がたった一ミリしか違わないんですよ。以前にこの識別問題を取り上げたときにも言いましたけれども、この一ミリの違いを手で触って識別しなさいというのはほとんど不可能であります。

それから、ホログラムも、わかりにくいというのが障害者の皆さんの声で、例えば、何回か折りますと区別がつかなくなる。それから、流通して古くなると、なおさらわからなくなる。それと、中途失明者あるいは糖尿病などで手の感覚が敏感でない方は、非常に判別が難しい。

ホログラムだけではなくて、インクの盛りで識別できるようなことも工夫をされているようですけれども、これもやはり同じような問題があるんですね。

これはやはりさらに改善が必要だと思いますけれども、副大臣はどのような感想をお持ちですか。

○山口副大臣 ホログラムについてでございますが、これは、現在使用しておるインクの盛り上げによる識別マークよりも摩耗はしにくいというふうなことはあるわけですが、同時に、今回の改良というのは、佐々木先生の強い御要望もございましたので、早期にとにかく実施できるようにしたいことになりまして、既存のATM等への影響を最小限にしなきゃならぬというふうな事情もございまして、触感を改善する方策というふうなことにしたわけでございます。

しかしながら、さらなる識別性の改善の方策ということも御指摘がございまして。将来の改刷に向けた課題であろうというふうに考えております。

○佐々木憲委員 さらに、二つ目の、スマホ対応のアプリの開発ですね。財務省にお聞きますと、今回対応するのはiPhoneということなんですけれども、どれだけの視覚障害者の方がiPhoneを使っているか、その他のスマートフォンを利用しているか、これはどの程度だと思われま

すか。

○山口副大臣 御指摘のとおり、今回iPhoneということですが、全ての目の不自由な方々を対象として携帯電話の保有状況に関する調査というのは行われておりません。具体的な保有状況については、申し上げるということは非常に困難ではあります。総務省が昨年六月に公表した調査がございまして、これによりまして、目の不自由な方々の携帯電話利用者におけるスマートフォンの利用というのは一〇％弱というふうに承知をいたしております。

○佐々木憲委員 スマートフォンが一〇％弱であると。その中で、今回の対象はそのまた一部なんです。

ATMの問題でも私は取り上げただんですけれども、そもそも視覚障害者の方々は、タッチパネルの利用が困難なんです。物理的なボタン式でないと、どこをさわっているかわからないという問題があります。

スマートフォンの改善も必要なんですけれども、ほかにも対応策はいろいろあるんじゃないかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○山口副大臣 実は、私もガラケーを使っております。御指摘のようなことは確かにあるかと思

います。

ただ、問題なのは、スマホに関しては容量が結構あるものから、今回、識別のアプリについては八メガ程度というふうなことで、ところが、ボタンの携帯電話になりますと、五メガから七メガぐらいの容量しかないというふうなこともございまして、非常に困難であるというふうなことを事業者の方からも聞いておるわけでござい

ます。

そこら辺もあるわけですが、何とか、とりあえずスマホの方でそういったことが可能であるということ、やっていただきたいということ、

お願いをしております。

○佐々木憲委員 これは一歩ですからね。今、容量の話もいろいろありましたけれども、それは

技術革新がどんどん進んでいますから、いろいろな可能性もあり得るので、何かに限定してこれで済みというのではなくて、今おっしゃったように、さらに改善をしていく、可能性を広げていく、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思

います。

それから、三点目の、識別のための簡単な機械の開発ですけれども、これが安価で視覚障害者が手に入れやすいということであれば、私は前進だと思

います。

ただ、識別のための機械ができたからといってすぐ問題が全部解決するわけじゃなく

て、例えば、買い物をしてる途中で一々機械で判別するというわけにもいかないわけ

です。

視覚障害者の方は、例えばあんまの治療院をやったり、働いている方も多いわけです。そうすると、お客さんから代金をもらいます。その場で機械で判別する。これは千円です。これは一万円札ですというふうに出る。お客さんとの信頼関係上、なかなか、目の前でそういうことを確かめるというのは非常に難しいと言

うんです。

そういう実態も考慮しなければいけないと思

います。

それから、そういう意味では、使う人の立場、使う側の感覚、これも非常に大事だと思

います。

すので、識別しやすい紙幣にするためにさらに改善すると同時に、こういう点についても直接視覚障害者の方々の意見を聞いて改善していくという

ことが大事だと思

います。

今、アンケートをとろうという話があるようですけれども、例えば、点字のアンケート、点字の回答があつて当然だと思

いますけれども、これはいかがでしょうか。

○山口副大臣 先ほどお話がございました識別の機械であります。さらなる簡便な方向性と、イヤホンで聞けるようなことも実は考えております。

今御質問がございましたアンケートでございますが、本件の公表後、アンケートの実施方法について実は目の不自由な皆様方と

いろいろ協議を開

始させていたところでございまして、この実施の方法については、当然、御指摘の点字とい

うふうなこともあろうかと思

います。

十分踏まえて、さまざまに御意見をお伺いする中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

○佐々木憲委員 点字以外にも、例えば、実際に現物にさわっていたらその感想をお聞

きませんか、あるいはインターネットで意見を募集するとか、いろいろな方法があると思

うんです。

紙幣の改善という点では、やはり使う方々の意見をぜひ聞いていただきたい。

そして、実は、視覚障害者だけではなくて、耳の不自由な聴覚障害者、こういう方々、両方の障害のある方がいらっしゃるわけ

です。盲聾者と言われる方もいらっしゃるわけ

です。ス

マ

ホ

モ

や

機

械

を

使

つ

て

音

声

を

読

み

取

り

方

で

紙

幣

の

読

み

方

法

を

考

え

て

い

き

た

い

ま

い

た

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

い

ま

く御意見をお伺いしていきたいと考えております。

○佐々木憲委員 例えば、以前私も質問で紹介したんですが、資料の二枚目を見ていただきますと、ユーロの紙幣は視覚障害者の方々に非常に識別しやすいように工夫されているんですね。これは日本の紙幣とは大分違うわけです。

私、ここに現物を持ってまいりましたけれども、これは、五ユーロから百ユーロまで、大体、縦が五ミリ、横も六ミリから七ミリずつ大きさが違うんです。例えば、二百ユーロと五百ユーロは、幅が七ミリ違うわけですね。

それから、色も、ごらんになってわかりますように、はっきり区別しております。これは弱視の方やお年寄りにも判別しやすいということでもあります。例えば、五ユーロはグレー、十ユーロは赤、二十ユーロは青、五十ユーロはオレンジ、百ユーロは緑、二百ユーロは黄茶、五百ユーロは紫。こういうふうには、ユーロは、金額の値が大きいほど大きさは大きい、それから、近い紙幣は対照的な色を使っている、そういうふうに変え区別しやすくなっているんですね。

そこで、確認ですがけれども、ユーロは、このように識別しやすい紙幣をつくった背景、経緯があると思うんですが、わかっている範囲で回答をいただきたいと思います。

○山口副大臣 御指摘のように、ユーロはまさに識別しやすいということですが、これは急遽、調査させていただきました。

欧州中央銀行の資料によりますと、同行の前身であります欧州通貨機関が、一九九五年以降、銀行券のデザインと寸法について、欧州視覚障害者同盟という団体がございますが、そういった目の不自由な方々の団体と連携をして検討を重ねて、二〇〇二年の発行に至ったものということでございます。

さすが、とりわけこうした福祉関係、しっかりと捉えておられるなど感心をしたところでございます。

○佐々木憲委員 最近も欧州中央銀行のホームページにこの点が出ておりまして、今月から新しい紙幣が発行されるんですね。まず五ユーロから発行されるそうなんです。

そのホームページによりますと、紙幣の最初のシリーズと同様に、第二シリーズのデザイン段階で視覚障害者と協議を行い、彼らの必要条件是最終的なデザインに含められたというふうに紹介しているんですね。やはり、デザインをつくる段階から視覚障害者などから要望を聞いて、実際に使いやすいようにしている。今の副大臣の御答弁のとおりであります。

視覚障害者の方にお話を聞きますと、普通はこういうふうには紙幣を管理しているかという、財布の中で、金額ごとに入れる場所を変えているんですね。買い物の際に、おつりとともに、同じようなサイズで領収書をもらう場合もあるんです。そうすると、紙幣と領収書と形が同じ場合があるものですから、間違えて、紙幣と思い込んで領収書を出してしまうなんていう場合もあるという声もあります。

それから、弱視の方からは、夜間が一番困るというんですね。大きさが判別しにくいので、例えば、タクシーに乗ったときに見えづらいので、間違つて別な紙幣を渡してしまう。正直な運転手さんがいれば、ああ、違いますよと言ってくれるんだけれども、必ずしも、そうでない場合もある。これは、はつきりした色であれば識別できる、こういう話があります。

それから、買い物をするときに、後ろに人が並んでいると非常に焦るというわけです。ゆっくり紙幣の隅々までさわってじっくり判別するということがなかなか難しい。そうすると、非常に、自分で確認できないのが気が気じゃないというふうなことになる。後回しにする、そこから離れてしまふ、こういう声もあります。

ですから、今後、大事なことは、ユーロの例もありますけれども、短時間で形でわかること、それから手ざわりでわかる、こういうものに改善して

ていくというのが大事だと思いますけれども、この点、麻生大臣に確認をしたいと思います。

○麻生国務大臣 一つだけ質問ですけれども、これはどれくらいにせ札が出るんですかね、ユーロの場合。(佐々木憲委員「聞いておりません」と呼ぶ)日本はほとんど出ないんですよ。採算が合わないんですよ、にせ札をつくっても。物すごく精巧にできているから。精巧につくるためには、大体、あのわけのわからぬ、似たような色になるんですよ。これが一番。そちらの方はきれいな色です。それから、逆に言えば、識別はしやすいけれども、にせ札はどうかと。

にせ札が一番つくりやすいのはドルということになってはいるんですが、ドルは、御存じのように、こうやったら色が落ちますし、印刷なんて、いいかげんな印刷ですよ、私に言わせれば。ざっと壁にやったら落ちますし。日本のお札なんか、幾ら壁にすつたつて色は落ちませんから。そういった技術の差というのは出てきます。

そのユーロの基本的な考え方は全くよく理解できるところですが、色をやる時に、にせ札がどうなのかなというのだけ、今ちょっと思った、正直な実感です。

○佐々木憲委員 にせ札対策は、それはそれとして大事なことだと思います。

例えば、長さとか幅とか、これは変え得ると思います。技術的には非常に簡単な話であります。ただ、それに対応するいろいろな問題点が出てくると思いますけれども、それは、やろうと思ったらできると思います。日本の技術は世界一と言われているからですね。

そういう意味で、今懸念を表明された点については当然克服できると思います。ヨーロッパでどの程度ににせ札があるのかというは私は調べておりませんが、ぜひ調べていただきたいと思っています。

それから、最後に、障害者に対する金融機関の対応の問題についてお聞きしたいと思うんです。この問題を最初に私が取り上げたのは二〇〇四年の四月でありまして、それまで、銀行の障害者

対応がどうなっているか、金融庁はほとんど実態を把握しておりませんでした。しかし、この間、金融庁の取り組みもありまして、改善されております。

当時、視覚障害者の方々に聞きまして、窓口が減ってATMを使うようにと言われるけれども、ATMの機械そのものが使えない、こういう訴えでした。

まず、銀行の視覚障害者対応ATMの整備状況、これについて、二〇〇四年当時と比べて最近はどうなっているか、報告をいただきたいと思っています。

○細溝政府参考人 銀行における視覚障害者対応ATMについての御質問でございます。

例えば、タッチパネル操作のかわりに電話の受話器のようなハンドセットを用いる方式、そういったATMにつきましては、銀行、これは都銀、地銀、第二地銀でございますが、ヒアリングベールで数字を申し上げます、御指摘の平成十六年五月の段階では一二%ございました。それが、二十四年九月末段階では七一一%に増加しております。

○佐々木憲委員 これは大変前進しているんですね。視覚障害者の方々のお話を聞いても、対応のATMが非常にふえたというのが実感できると言っています。そういう意味では大変大きな前進だったと思います。

もう一点、ぜひ考えていただきたいのは、預金の残高を点字で知るだけではなくて、途中で、いつどいう内容でお金が入ってきたのか、それからどいう理由で出ていったのか、その記録が得られないという問題があるんですね。

これは普通は通帳を見ればわかるわけですがけれども、通帳自身が点字式の通帳になっていけば履歴がわかるわけですがけれども、現状は、今どうなっているのか、御報告をいただきたいと思っています。

○細溝政府参考人 平成二十四年九月現在で行いましたアンケートがございます。それによりますと、金融機関全体で、取引履歴の明細については点字通知を実施しているものは、金融機関、これは

銀行から信用組合まで合わせて五百六十九行ござい
ますが、普通預金につきましては四十八行、定期
預金については二十八行がそうした点字通知を
行っているというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 全体で五百六十九行の中で、
普通預金について点字通帳を発行しているのは
八%、それから定期預金については五%という状
況であります。

これは、確かにATMは増加したんですけれど
も、点字で入出金の記録を発行するということは
まだまだ行われておりません。お金を預けている
本人が取引の内容がわかるようにするというのは
大変大事だと思いますが、この点の改善について、
大臣の見解を聞きたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、御存じのように、障害
を持っておられる方に関して、平成二十三年の四
月の監督指針で、取引記録を視覚障害者でも認識
できるように提供するように努めているかという着
眼点を新たに設けてスタートいたしておるとい
うところではありますが、これが今どこまで進んで
いるかというのは、今、監督局長、細溝に聞いてお
られたとおりなんです、いずれにしても、視覚
障害に限りませんが、障害をお持ちの方々の
利便性というものが一層高まっていくように、
御指摘の点も含めまして、その他いろいろ視覚障
害者の方々から見た視点というのにはおありにな
うと思えますので、金融機関の取り組みを聞いた
上で促すように進めてまいりたいと考えておりま
す。

○佐々木(憲)委員 それから、障害者の方が大変
要望されているのは、銀行窓口での代筆の制度の
問題です。これは、既にそういう仕組みはありま
すけれども、なかなか徹底されていないというこ
となんです。

ATMに並ぶと、後ろに人が並んでいて、もた
もたしているとみんなに迷惑をかけるんじゃない
かというような気持ちになって、窓口に行かれる
わけですね。そうすると、自分で書くことが困難
な場合、それからまた確認ができないという場合

に、手続の代筆依頼という制度があります。これ
をお願いしますと言っても、断られる場合がある
というのを聞いております。

代筆依頼というのは、窓口係員が記入したもの
をその上司に当たる行員が内容を読み上げ確認
し、窓口係員と上司行員が捺印するという仕組み
なんです。窓口係員だけで対応する代筆とはこれ
また別なものであります。この方法を実際に内
規で整備をしているというのは、ほとんどの銀行
で今整備をしているわけですが、実際には徹底さ
れていないものですか、内規がきちっとされて
いても窓口の対応が十分できていないというの
があります。

最後に、その問題について、ぜひ改善をしてい
ただきたいということを質問して、終わりたいと
思います。

○麻生国務大臣 御要望というのか、引き続き障害
者の立場に立つてきめ細かい対応ということ
を言っておられるんだと存じますけれども、金融庁
といたしまして、金融機関に対して、できてい
るんだから、さらに徹底するように、意見を下
におろすというように、きちんと対応させたいと存
じます。

○佐々木(憲)委員 以上で終わります。

○金田委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 きょう、いよいよ最後のバツ
ターであります、ぜひひとつ、緊張感を持って
御答弁をお願いしたいというふうに思います。

中小企業金融円滑化法が三月で終わりました。
その後どんな状況になっておるのかということ
で少し議論をさせていただきたいというふうに思
うんですが、御質問の前に、私のところへ来てお
ります手紙を、大変恐縮ですが、若干長くなります
が、読ませていただきたいというふうに思います。
アベノミクスの金融緩和についての実態を申
し上げます。

当社は、開業四年目の零細企業です。
信用金庫経由で信用保証協会に借入れの申
し込みをしました。

事前相談をして面接がありました、結局は
融資の保証は駄目でした。
その時に信用保証協会の担当者に聞かまし
た。

「金融緩和になつていゝるんですね、我が社
はかなり厳しく、何とか融資をお願いします」
その時に担当者は言いました。

「あゝそれは無いですね！金融緩和は業績の
良い所だけですよ、業績の悪い中小企業には実
際には出しませんよ」ときつぱりと言われました。
更に「国が直接企業にお金を出すならいい
んですけどね、まあ、参議院選挙までの話で
すよ、それ以降はそんな話は無くなります」と
いわれました。

さらにお願いを続けると、

「それでは、今まで保証協会付けの融資を止
めては如何がでしょうか？そうすれば、支払い
が楽になりますよ、その代わり一切融資はでき
ませんけど」等と言われました。

ちよつと中略をさせていただきますけれども、業
績のよいところは融資などを申し込むんでしょ
うかと。

融資が駄目になり、信用金庫と話しましたが、
実際信用金庫さんも「信用保証協会が付かない
とキツイですね」といいます。

「実際、金融緩和は無いですよ、万が一焦げ
付いたら、の事を考えるとプロパーの融資はナ
カナカ難しいですね」と言います。
中略をさせていただきます。

アベノミクスで金融緩和と言いますが、実
際どこで金融緩和は行われているのでしょうか？

何とか自己資金で食いつないで、やつと金融
緩和になったと思つたら、実際は金融緩和とい
う言葉だけで、空想の領域でしかないのです。
どうか、零細企業に融資をお願いします。中
小企業は持ち堪えられません。
これが中小企業の実態です。
政府から直接信用保証協会やら政府系の銀行

に発令をお願いします。
もしくは、国から直接零細企業に融資をお願
いします。

市場にお金を投下する、と言われております
が、何処に投下されているのでしょうか？
中略。

金融緩和は実際、緩和されていません！
何とか零細企業に融資をお願いします。
こういうことでございます。

そこで、御質問に入らせていただきます。

金融庁では、「中小企業金融円滑化法の期限到
来に当たつて講ずる総合的な対策」ということで、
きょうペーパーを実は持ってきておりますけれど
も、本当にさまざまなことが書かれております。
これを今さら申し上げるまでもないと思つてす
けれども、「金融機関による円滑化法終了前と変
わらない対応」「円滑化法の終了後も、円滑化法と
同等の内容を法律や監督指針・検査マニュアルに
明記し、金融機関が法の終了前と変わらず貸付条
件の変更等や円滑な資金供給に努めます。」ずつ
と、そういった、本当にありがたいことが書かれ
ておるわけですね。

これを見た中小零細企業の皆さんは本当に喜ん
だと思つてですね。けれども、実態は先ほどの
手紙で御紹介をしたような状況なんです。
これについて御質問をさせていただきますすけれ
ども、ここに書かれておるような対応を徹底する
ために具体的にどのような取り組みをしているの
か、そこをお示しいただきたいと思つていま
す。

○麻生国務大臣 金融機関が円滑な資金の提供
を、貸し付け条件等々の変更にも努めるべきとい
うのは、これは円滑化法の期限到来後におきまし
ても何ら変わらないというのが基本でありまして、
したがって、金融検査マニュアルとか、また監督
指針を本年の三月に改正いたしております。
この点を明記した上で、さらに監督検査を今後
徹底していくことになるんですが、具体的には、
検査において、金融機関の体制を検証するとい
うことと同時に、監督におきましては、金融機関に

おけるいわゆる中小企業、零細企業、小規模企業への円滑な資金供給に向けた積極的な取り組みをしておりますかと確認できますので、確認をすることといたしております。

このほか、全国の財務局に金融円滑化相談窓口というのを設けております。今みたいな例ですとそういう窓口に行っていた方が話が早いんだと思いますが、中小企業から貸し渋り等の個別の相談とか苦情とかいうのを受け付けておりまして、その内容を踏まえまして個別の銀行がわかりますので、財務当局のその窓口は、そこに直接、全体としてではなくて個別にということをやらせていただいております。

結構、全国で、この三月、四月までで、私どもの担当しておる、中小企業庁ではありません、財務省とか所管のところ八百一十件、そういう相談窓口を受けておる。五月十日現在で八百一十件だったと記憶いたします。

○鈴木(寛)委員 今大臣から御答弁をいただいた、確かにそういった施策を進めになっておるといふことだと思えます。ただ、現実には、そこまでたどり着けない中小零細企業というのはかなりあると思うんですね。したがって、やはりもし私たちの対策にお気にならない点があれば、お差し支わりがあれば、こういう窓口にぜひ行ってくださいというくらい徹底していただきたいというふうに私は思うんですね。

確かに、八百件という数字が多いのか少ないのか。中小零細企業は何百万とありますから、そういう意味であれですけれども、私は、本当に困っておる方々がそういうところへ駆け込んで、そしていい解決方法を見出したという例は余り聞いておりません。実態をしつかりとお調べいただいて、今おっしゃったような形をしつかりと進めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、私はここへ全国の企業倒産のデータを持ってまいりました。四月は八百九十九件ということでありまして、これは発表されておるわけですが、

けれども。二十二年ぶりの九百件割れ。負債総額は、カブトデコムですか、これはよくわかりませんが、押し上げておる、こういうふう書いてあります。

それで、この四月の企業倒産八百九十九件、大臣はこの数字をどのように見てみえるのか。民のかまどに煙は立っておるのか、それとも、何か本当の実態が出てきていない状況が隠されているのか、その辺を、大臣として、この数字を見られてどのように感じてみえるか、御答弁ください。

○麻生国務大臣 これは、鈴木先生、基本的なことで一番大きな流れは、やはり景気がよくなりつつあるということだと思えます。これは、今までどおりならずとこうだつたら、もつと出なぐちゃおかしと私は思います。少なくとも、三月、四月、そういったもので景気がよくなってくるという雰囲気というふうなものが一つ大きな要素だと思えます。

二つ目は、先ほど申し上げましたように、多分、対応としては何十万社に対応されているところがあつて、そのうちの五、六万社は危ないという話をずつと言われ続けていたわけですから、それに對して、少なくとも、金融庁とか財務省に対しては異例とも言えるべく、各財務官を全都道府県に送り、商工会議所、商工会、それから経産省もそうでしたし、それから中小企業庁等々、財務省の財務局等々、窓口とかをつくって、各窓口で、相談窓口をやりますという、個別の銀行に対して、四月に急に態度が変わるなんというのはなしですよ、いろいろそういうたような話をききんとし、何回となく商工会議所を借り、商工会を使わせていただいて、いろいろなこの種の政策のアピールをやらせていただいたことが、受け取っておられる中小企業より金融関係の人たちの方がより直接に響いたと思えますけれども、そういうところはかなりきちんと指導をしたというのと、二つ両方相まって今の数字ぐらになつたのかなと思っております。

ただ、大きな面は、やはり景気がよくなりつつあるなというところの方が影響としては大きかったんじゃないかな、これは私の個人的な正直な実感です。

あるなというところの方が影響としては大きかったんじゃないかな、これは私の個人的な正直な実感です。

○鈴木(寛)委員 大臣の御見解はわかりました。ただ、問題は、決して私も、景気がよくなつていくことを悪いということではありません。本場に景気がよくなつて、国民の皆さんが喜んでいただける、このために我々は国会でこうして論議をやっておるわけですから。

ただ、先ほどの手紙の中にもありましたね。非常に気になつておるのは、参議院選挙まではよろしくと。これは新聞報道にも出ておりますけれども、参議院選挙までは中小企業の倒産がふえないようによろしく頼みます、金融庁や経産省の幹部らは最近いろいろな議員にこういうふうな声をかけられておるといふ話。

それから、今言われた、地方銀行のある幹部は、中小企業を切り捨てた金融庁にいらまれたと困る。困るからしつかり支えるというんないらいいんですけれども、それが本場に、ここにあるような、参議院の選挙までは頼むということであるならば、私はこれは全く本末転倒だと。これは事実であるかどうかわかりません。しかし、新聞報道ではそのように書かれておるわけですね。

いずれにしても、そういうことで、この状態があるのかないのか、この新聞報道についてどういふふうにお考えになつておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは配付された資料が存じませんけれども、朝日新聞朝刊の九面、この資料、やばい顔してるね。これは安倍さんの方がはるかに上品な顔に見えますな。

この写真を見て、こういった話ですから、よくやられる話ではありますけれども、私どもとしては、参議院選挙までとかいうような話を役所に対して指導していることはありませんし、少なくとも、三月以降、四月、こういった形になつておりますけれども、七月以降の実績を見た上で、ことの臨時国会でもう一回聞いていただければと存じます。

○鈴木(寛)委員 次に進めさせていただきます。ある中小企業の話では、既存の借金については返済しろとは言つてこないけれども、新規融資には応じてくれないと言われることがあります。先ほどの中小企業向けのパンフレットには、日本公庫と商工中金が、一時的に業況が悪化した先に経営支援型のセーフティネット貸し付けを実施するといふようなことが書かれておるんですが、これは業況が悪化した企業じゃないと受けられないといふことですね、実際に、マネーがふえる、銀行が新規融資に積極的に応じるための具体的な措置は何かあるのですか、こういうことを実は言われておるわけでありまして。

円滑な資金供給に努めますといふのは、本場に、実態としてそういうことでのいいかどうか、現実にはそうなつていくのかどうか、その辺を御答弁いただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 基本的に、金融機関の方も、長引くデフレの間に、金融機関として、中小企業、零細企業を育成していく、ともに育つていくといふような意識があつたらうか。ないですよ、デフレなんだからと思つていた経営者の方が多いと僕は思いますね、何人もそういう経営者を知つておりますので。いや、これは先生、デフレのときはどうにもなりませんとみんなはつきり言われましたから。だから、そういうものだった、私はそう思っているんです。

しかし、いずれにしても、状態が変わつてきたといふことになれば、今度は逆に、伸びる企業なりそういった企業を育成してともに伸びていく方を考えないと、今度は金融機関の方がしんどくなりますので、そういう意味では、意識が変わつてくるだろうと思ひます。時間がかかると思ひますよ、人によつて違いますから。

したがつて、金融処分庁と言われた金融庁の方にしても、これは金融育成庁というふうなものにイメージを変えていかないと。私が金融庁の大臣を担当した最初のときに言つたせりふなんだ

と記憶しますけれども、金融機関の育成ということをやっているか、我々、処分ではだめ、何となく金融庁というのはいちやもんばかりつけられるイメージというのではだめということで申し上げてきたんです。

少なくとも、今言われましたように、借り手の状況というのはさまざまです。これは経営能力がないのか、その業界自体がだめなのか。我々としては、自分たちで石炭をやっておりますので、極めて有能な経営者でも、石炭がなくなるんですから、それは経営としては、会社は潰れますよ、今は全然ないんですから、完全に石油に取ってかわられましたから。私どもはその経験をしておりますから、どんな優秀な経営者であろうとも、時代とともに生き残っていけない企業は出るんだというの、自分で経験しましたのでよくわかりますので、いろいろな企業の内容が、さまざまなのがあるんだということは、私どももそう思います。

状況の悪化していった企業の内容、それは経営改善をすればうまくいくのか、経営者が一人で何とかしてきた、その経営者をちゃんとすればどうか変わるのか、資金繰りだけがつかないのか、状況によって実には違いますので、ぜひ金融機関が、事業再生支援のための金を貸すだけじゃなくて、ある程度のリスクをとって、銀行も、客を紹介するとか、また、新規の融資を含めまして、いろいろな意味で資金の提供を行って、この部分に投資をされていくべきじゃないか。だって、絶対の情報量は金融機関の方が多いですから、貸している人がいろいろおられますので。あの会社とこの会社と一緒にこうしたらどうですかとか、いろいろなやり方は、その地方の経営者でやっておられますので。

ちよつと具体的な例を、私の立場で。

ある小さな信用金庫でしたけれども、実に九千軒を三年間で歩き倒している信用金庫の理事長がいたんです。この人の話は、私はいつも電話をかけて聞く、私にとりましては昔からの情報源なん

ですけれども、その方の話を聞いていても、とにかく徹底して歩いて、これとこれとは、ああ、業種としては合うけれども、おやじ同士の波長が合わないからあの二人は絶対に会わせてもだめとか、そういう判断を中小企業のおやじと毎日やっている、理事長さんが全部やっておられるのが私はすごく印象的なんです。ああいう人がいるところは強いだろうな、私自身はそう思っておるんです。

いずれにしても、先般の四月の三十日に監督方針及び検査基本方針を改正しておりますので、いろいろな意味で、育成という方向でかじをきかんとおとっておると思っておりますので、下にきかんとおとるまでに少々時間はかかるかとは存じますが、けれども、そういう方向で事を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木克委員 今、三年間で九千軒というのは私が地元で歩くよりもはるかに多いなと思って、本当にすごいというふうに聞きました。またぜひ教えていただきたいというふうに思います。またぜひいづれにしましても、信用保証協会の対応について、ちよつと視点を変えて伺いますが、以前より対応が厳しくなった、こういう声が聞かれるんですね。ここに持つてきておりますけれども、パ

ンフレットには、保証協会が複数の借入債務を一本化し、返済負担軽減を図る借りかえ保証を推進、こういうふうな形のこともあつていきます。それから、新規融資への保証を積極的にやつていきますというふうなことも書いてあります。一〇〇%保証制度についてもやつていきます。

こういうことなんですが、実際は、信用保証協会の審査というのはかなり厳しくなつておる、そして保証も縮小しておるということではないかというふうに思ふんですが、その辺を当局としてどのように把握されているのか、おしをいただきたいと思ひます。

○鋼治政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来御議論でございますように、金融円滑化法の期限到来を踏まえまして、事業者の方々の資

金繰りに問題が生じることのないよう、借りかえ保証制度あるいは経営支援型のセーフティネット貸し付け、総額十兆円超の資金繰り支援策を先般開始したところでございます。現在、これは取り組み中でございます。

御質問の、保証につきましても、借りかえ保証制度に関しましては、年末から年度末まで、十二月から三月までの四カ月間で六万四千七百六十五件、金額にいたしますと一兆二千六百二十一億円の実績が出ておまして、多くの事業者の方に基本的に御利用いただいているものと認識をしております。

また、三月に、経済産業大臣を本部長といたします中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部というものを設置いたしまして、そこには保証協会の代表の方にも入つていただき、これら関係機関にしっかりと経営改善の相談窓口を設置するよう指示を出してございまして、関係機関全体で五百八十の窓口ができました。三月八日から四月二十六日まで間で四万五千件を超える相談を受け付けてございます。

さらに、経産省といたしまして、副大臣、大臣政務官及び事務方が全国各地で意見交換会をさせていただいておりまして、直接、中小企業、小規模事業者の皆様からの資金繰り状況などのお話も聞かせていただいております。

先ほど来の先生の御指摘も踏まえまして、引き続き、こういう事業者の皆様のお声をしっかりと聞いて、適切な保証の実行などに努めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木克委員 今おしをいただいたわけでありましたが、いづれにいたしまして、円滑化法終了後の対策は、かけ声だけで実態が伴わないというふうなことは絶対ならない、そしてまた、ましてや夏の参議院選挙までというふうなことが万が一にもあつてはならないわけでありまして、中小企業の立場に立つてしっかりと対応をやっていただくように、大臣初めそれぞれの皆さんに本当に頑張つていただきたい、このことをお願い

したいと思ひます。九月にまた同じように質問をさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

それでは、続きまして、税制関係をお話しさせていただきます。

我が党は消費税は反対ということでですから、その反対の私が消費税が上がったということを仮定して聞くというのはおかしいことかもしれませんが、けれども、しかし、あえてこれは真摯な議論をということでお尋ねしてまいりたいというふうに思ふんですね。

先ほど議論がありましたけれども、いづれにしましても、消費税が上がった後の給付つき税額控除や複数税率について、どのようなことが今検討され、そしてどのような状況になつていくのか。細かい数字はともかくとしまして、基本的なところをお示しいただきたいというふうに思います。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

今御指摘の消費税率引き上げに当たつての低所得者対策につきましては、これは、昨年六月の三党合意を踏まえた税制抜本改革法、これにおきまして、これもお話がありました、まず一つには、給付つき税額控除、これは低所得者に対して税額控除や現金給付を行う制度であります、マイナンバー制度による所得把握が必要だというふうに言われておるわけでありまして、

次に、複数税率というふうなことがございます。これらは、ともに検討課題とされておりますが、この複数税率につきましても、対象品目あるいは財源の確保がちゃんとできるのか、区分経理による事業者の事務負担増等の解決、これらが前提というところで、今、種々御協議をいただいておりますのであります。同時に、消費税率が八%の段階からいづれかの施策の実現までの間、暫定的、臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施するというふうなことになるわけでございます。

本年二月の三党合意におきまして、低所得者対

策につきましては、引き続き協議を行うというふうなことにされております。大変重たい三党間のお約束でございまして、政府としても、与党間あるいはまた三党間での議論を踏まえた上で検討していく必要があるかと思っておりますが、同時に、政府としても、当然、政党間の議論のためのさまざまな御協力もさせていただきたいというふうな段階でございいます。

○鈴木(克)委員 最後の質問とさせていただきますけれども、宣伝、広告等の規制のあり方ということで、消費税転嫁法案はいろいろなことが検討されておるわけでありますが、結論から言うと、事業者が消費税に関連するような形で安売り宣伝や広告を行うことを禁止する、こういうことだというふうな思っています。

本当に、いわゆる消費税をイメージさせる文言を使用しないというふうに禁止をしたところで、私はやはり、その効果というのは、出てくるということではない、非常に効果は小さいんじゃないかな、乏しいんじゃないかな、こんなふうな思うんですが、この辺の現在のところの政府としての見解をお示しいただきたいと思ひます。

○山口副大臣 これはもう御案内のとおりと思いますが、きょうも経産委員会の方で締めくくり総括の議論をやっておられたようでありますが、転嫁対策法案の第八条の規定がございいます。

これは、大手小売業者などが消費税分を値引きする等の宣伝や広告、これを行うことによって、体力のない周辺の商店街などでも、巻き込まれてしまいますか、同様の値引きを行わざるを得なくなる、また、そういったことによって消費税の円滑な転嫁ができないというふうなおそれがあること、あるいは、そのような宣伝等を伴う販売行為を行う大手の小売業者等による、納入する方等への買いたたきにつながついていくというふうな可能性がある、そういった宣伝等を禁止するもの、これは担当が消費者庁でありますので、私も、そういうふうな承知をいたしております。

また、本規定につきましては、前回の消費税率

の引き上げの後に消費税還元セール等というのが行われまして、納入業者に対する買いたたき等の問題が発生をしたというふうな御指摘も実はいただいております。

今般の税率引き上げに当たっても、中小団体から、転嫁拒否行為を防止するために、消費税分の還元や値引きを連想させるような値引き行為とか表示方法を禁止すべきというふうな声が多数寄せられておったというふうなことを踏まえて設けられた措置であるというふうな承知をいたしております。

いずれにしても、消費税率の引き上げに当たっては、事業者の方々が転嫁しやすい環境を整備していくというのは重要な課題でございいます。本規定による消費税分を値引きする等の宣伝、広告の禁止に加えて、大規模小売事業者による納入業者に対する転嫁拒否行為等の監視、取り締まり等、本法案に規定されたさまざまな施策を総動員して、関係省庁一体になって転嫁対策に全力で取り組んでいきたいというふうなこととございいます。

○金田委員長 時間が参りました。

○鈴木(克)委員 終わります。

いずれにしても、先ほどの円滑化法の話で締めくくらせていただきますが、中小零細企業というのは、九十数%、本当に日本の底力とございいます。ここが本当に困らないように、大企業やお金持ちだけが喜ぶような状況であってはならない、私はこのように思っておりますので、しっかりとやっていただくことをお願い申し上げて、とりあえず質問を終わります。

ありがとうございます。

○金田委員長 次に、内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

先般の金融危機にかかわる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場、金融業の信頼性回復、機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容及び御説明を申し上げます。

第一に、公募増資に関連したインサイダー取引事案等を踏まえ、インサイダー取引規制に関し、情報伝達・取引推奨行為に対する規制を設けるとともに、課徴金額の計算方法の見直しを行うこととしております。

第二に、A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に係る罰則の引き上げ等を行うこととしてしております。

第三に、金融市場を通じて伝播し、实体经济に深刻な影響を与える市場型の金融危機を防ぐため、G 20サミットにおける国際的な合意等を踏まえ、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等を行うこととしてしております。

第四に、銀行等による資本性資金の供給強化を図るため、議決権保有規制、いわゆる五%ルールの見直しを行うこととしております。

第五に、投資法人の資本政策手段の多様化等を図るため、自己投資口の取得及び投資主への割り当て増資等を可能とすることとしてしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容で

あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○金田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○金田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

本案審査のため、来る二十二日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十一日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することといたしまして、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（金融商品取引法の一部改正）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二第一項ただし書中「ただし、の下に「適用除外買付け等」を加え、「及び株券等」を、「株券等」に改め、「定める株券等の買付け等」の下に「をいう。第四号において

同じ。』を加え、同項第四号中「よるもの」の下に「及び適用除外買付け等」を加える。

第二十七条の三第二項及び第二十七条の十一第三項中「第六百六十七條」を削る。

第二十七條の二十二に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七條の二十二の二第二項中「及び前条第一項」を「及び前条（第二項を除く。）」に改め、「認められる者」との下に「同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七條の二十二の二第二項において準用する第一項」とを加える。

第二十七條の二十五第一項ただし書中「百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるもの」を「百分の五以下であることが記載された変更報告書」に改める。

第二十七條の三十に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは検査又は前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七條の三十二第一項中「第六百八十五條の七第二十九項第五号」を「第六百八十五條の七第三十一項第五号」に改める。

第二十七條の三十四中「第二十七條の三十五」を「第二十七條の三十五第一項」に改める。

第二十七條の三十五に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十九條の四十九第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に關する法律（平成十二年法律第二百十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六百二十六條の四第三項に規定する特別監視代行者の業務

九 預金保険法第六百二十六條の六第一項に規定する機構代理の業務

第七十九條の五十三第四項中「金融機関等の更生手続の特例等に關する法律」の下に「第三百七十七條第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六條第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法」を加え、同条第五項中「第三百七十九條第二項、第四百四十八條第二項」を「第三百七十九條、第四百四十八條」に改める。

第七十九條の五十五第二項中（平成十六年法律第七十五号）を削る。

第六百六十三條第一項中「又は第九号」を「第九号又は第十一号」に改め、「発行者（以下この条から第六百六十六條まで」の下に「及び第六百六十七條の二第一項」を、「の役員」の下に「（投資信託及び投資法人に關する法律第二條第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第六百六十六條において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二條第十九項に規定する

る資産運用会社をいう。第六百六十六條において同じ。）の役員を含む。以下この条から第六百六十五條までにおいて同じ。』を加え、「同項第五号」を「第二條第一項第五号」に、「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十一号」に改め、「関連有価証券（以下この条から第六百六十六條まで」の下に「第六百六十七條の二第一項、第六百七十五條の二及び第六百九十七條の二十四号」を加える。

第六百六十四條第二項中「又は出資者」を「出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に關する法律第二條第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十三項に規定する外国投資法人の社員を含む。）」に改める。

第六百六十六條第一項中「デリバティブ取引（以下この条」の下に「第六百六十七條の二第一項、第六百七十五條の二第一項及び第六百九十七條の二第十四号」を加え、同項第一号中「子会社」の下に「並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定關係法人」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に關する法律第二條第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第六百二十八條の三第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）投資信託及び投資法人に關する法律第二百二十八條の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三條第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。

第六百六十六條第一項第五号中「第二号」の下に「第二号の二」を加え、同条第二項中「及び第六号」を「第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号」に改め、同項第一号中「当該上場会社等の」を「当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）」に改め、同項に次の六号を加える。

十二号及び第十三号に改め、同項第一号中「当該上場会社等の」を「当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）」に改め、同項に次の六号を加える。

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ロ 投資信託及び投資法人に關する法律第八十二條第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集

ハ 投資口の分割

ニ 金銭の分配

ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イからハまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したとき。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ハ イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号ニに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に關する法律第二百二十九條第二項に規定する営

業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの

ロ 当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約

ハ 株式交換

ニ 株式移転

ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十三 当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

ロ 特定関係法人の異動

ハ 主要株主の異動

ニ イからハまでに掲げる事実に基づき準ずる事

実として政令で定める事実

十四 第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

第六百六十六条第四項中「及び第七号」を、「第七号、第九号、第十一号及び第十二号」に、「上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。）を「次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者」に、「上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社」を「各号に定める者」に改め、「第二十五条第一項」の下に「第二十七条において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第一号から第八号までに規定するもの、上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号において同じ。）の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等 当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該

子会社の売上高等に限る。）

二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第九号若しくは第十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号ニに規定する分配 当該上場投資法人等

三 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十二号に規定するもの又は上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定 当該上場投資法人等の資産運用会社

四 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十号、第十三号又は第十四号に規定するもの 当該上場投資法人等又は当該上場投資法人等の資産運用会社

第六百六十六条第五項中「いう」を「いい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう」に改め、同項に次の各号を加える。

一 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの

二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行った法人として政令で定めるもの

第六百六十六条第六項第三号中「請求」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十一条第一項、第二百四十九条の三第一項、第二百四十九条の八第一項若しくは第二百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求」を加え、同項第四号中「取締役会」の下に

「（これに相当するものとして政令で定める機関を含む。次条第五項第五号において同じ。）を加え、同項第六号中「新株予約権付社債券を除く。」の下に、「第二十一条第一号に規定する投資法人債券」を加え、同項第七号中「第一項又は第三項の規定に該当する者」を「第一項に規定する業務等に関する重要事実を知つた者が当該業務等に関する重要事実を知つてゐる者」とに、「更に第一項」を「更に同項」に改め、同項第十号中「次条第五項第十号」を「次条第五項第十二号」に改める。

第六百六十七条第一項中「する者（以下この条の下に「及び次条第二項」を、「関連株券等（以下この条の下に「次条第二項、第七十五條の二及び第九十七條の二第十五号」を、「以下この条」の下に「次条第二項、第七十五條の二第二項及び第九十七條の二第十五号」を加え、「一年」を「六月」に改め、同項第五号中「第二号」の下に「第四号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該公開買付け等（上場株券等の第二十七条の二十二の二第二項に規定する公開買付けを除く。）に係る上場等株券等の発行者（その役員等を含む。） 当該公開買付け者等からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付け者等からの伝達により知つたとき）。

第六百六十七条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を、「この条」の下に「次条第二項、第七十五條の二第二項及び第九十七條の二第十五号」を加え、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同条第四項中「第二十七條の三第一項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む）」の下に「次項第八号において同じ」を加え、「以下この項」を「同項」に、「第二十七條の十四第一項」を「第二十七條の三第二項（第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同

じ。に改め、「公開買付届出書若しくは」の下に「第二十七条の十一第三項（第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五項第三号中「請求」の下に「これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。」を加え、「株式等」を「株券等」に改め、同項第五号中「である会社」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 特定公開買付者等関係者（公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つたものをいう。次号において同じ。）から当該公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（当該伝達を受けた者が第二十七条の三第一項の規定により行つた公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同条第二項の公開買付届出書が第二十七条の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。）

イ 当該伝達を行つた者の氏名又は名称
ロ 当該伝達を受けた時期
ハ 当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項
九 特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（特定公開買付者等関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人

又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

第百六十七條の二を第百六十七條の三とし、第百六十七條の次に次の一条を加える。

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第百六十七條の二 上場会社等に係る第百六十六條第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該業務等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならない。

2 公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等をするこ

とを勧めてはならない。

第百七十二條第二項中「第百八十五条の七十二項及び第十三項」を「第百八十五条の七十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七十三項」を「第百八十五条の七十四項」に改める。

第百七十二條の三第一項中「第百八十五条の七二十九項」を「第百八十五条の七三十一項」に改める。

第百七十二條の五、第百七十二條の十第一項及び第百七十二條の十一第一項中「第百八十五条の七十三項」を「第百八十五条の七十五項」に改める。

第百七十三條第一項第四号中「当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産（第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この条から第百七十五条までに

において同じ。）の運用として当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等を行つた者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として

内閣府令で定める額

第百七十四條第一項第四号中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十四條の二第一項第二号二中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額」に改め、同号二に次のように加える。

(1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属

する月(当該違反行為又は有価証券の
売付け等若しくは有価証券の買付け等
が二以上の月にわたつて行われたもの
である場合には、これらの月のうち最
後の月)における当該運用対象財産の
うち内閣府令で定めるものの運用の対
価の額に相当する額として内閣府令で
定める額に三を乗じて得た額

(2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行
為又は有価証券の売付け等若しくは有
価証券の買付け等に係る手数料、報酬
その他の対価の額として内閣府令で定
める額

第七十四条の三第一項第二号ニ中「当該違
反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証
券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価
の額として内閣府令で定める額」を「次の(1)又
は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付
け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区
分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額」に改め、
同号ニに次のように加える。

(1) 運用対象財産の運用として当該違反
行為又は有価証券の売付け等若しくは
有価証券の買付け等を行つた者 当該
違反行為又は有価証券の売付け等若し
くは有価証券の買付け等をした日の属
する月(当該違反行為又は有価証券の
売付け等若しくは有価証券の買付け等
が二以上の月にわたつて行われたもの
である場合には、これらの月のうち最
後の月)における当該運用対象財産の
うち内閣府令で定めるものの運用の対
価の額に相当する額として内閣府令で
定める額に三を乗じて得た額

(2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行
為又は有価証券の売付け等若しくは有
価証券の買付け等に係る手数料、報酬
その他の対価の額として内閣府令で定
める額

第七十五条第一項第三号中「当該売買等に
係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣
府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当
該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロ
に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該売買等
を行つた者 当該売買等をした日の属す
る月(当該売買等が二以上の月にわたつ
て行われたものである場合には、これら
の月のうち最後の月)における当該運用
対象財産のうち内閣府令で定めるものの
運用の対価の額に相当する額として内閣
府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該売買等に
係る手数料、報酬その他の対価の額とし
て内閣府令で定める額

第七十五条第二項第三号中「当該買付け等
又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価
の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又
はロに掲げる当該買付け等又は売付け等をした
者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に
改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該買付け
等又は売付け等を行つた者 当該買付け
等又は売付け等をした日の属する月(当
該買付け等又は売付け等が二以上の月に
わたつて行われたものである場合には、
これらの月のうち最後の月)における当
該運用対象財産のうち内閣府令で定める
ものの運用の対価の額に相当する額とし
て内閣府令で定める額に三を乗じて得た
額

ロ イに掲げる者以外の者 当該買付け等
又は売付け等に係る手数料、報酬その他
の対価の額として内閣府令で定める額

第七十五条第九項中「上場会社等又は」を
「上場会社等をいい、若しくは子会社をい
う」を、「子会社、資産運用会社及び特定関係
法人を含む。次条第十三項において同じ」に、

「同条第一項」を「第六十六条第一項」に改
め、同条の次に次の一条を加える。

(未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反し
た者に対する課徴金納付命令)

第七十五条の二 第六十七条の二第一項の
規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項
の売買等をするを勧める行為(以下この
項において「違反行為」という。)をした者(以
下この項において「違反者」という。)がある
ときは、当該違反行為により当該伝達を受け
た者又は当該売買等をするを勧められた
者(以下この項及び第三項において「情報受
領者等」という。)が当該違反行為に係る第百
六十六条第一項に規定する業務等に関する重
要事実について同項の公表がされたこととな
る前に当該違反行為に係る特定有価証券等に
係る売買等をした場合(同条第六項各号に掲
げる場合に該当するものを除く。)に限り、内
閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当
該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める額に相当する額
の課徴金を国庫に納付することを命じなけれ
ばならない。

一 特定有価証券等に係る第二項第八項第二
号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に
掲げる行為(店頭デリバティブ取引を除
く。)、同項第十号に掲げる行為(有価証券
の売買を除く。その他これらに類するもの
として政令で定める行為に係る業務(これ
らに付随する業務として内閣府令で定める
ものを含む。以下この項及び次項において
「仲介関連業務」という。)に関し違反行為を
した場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当
該情報受領者等から当該違反者に対し支払
われる当該違反行為をした日の属する月
(当該月が二以上ある場合には、これらの
月のうち最後の月)における仲介関連業務
の対価の額に相当する額として内閣府令で
定める額に三を乗じて得た額

二 当該特定有価証券等に係る第二項第八項
第九号に掲げる行為に係る業務(以下この
号、次項第二号並びに第八十五条の第七
十二項及び第十三項において「募集等業務」
という。)に関し違反行為をした場合 次の
イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該情報受領者等から当該違反者に対
し支払われる当該違反行為をした日の属
する月(当該月が二以上ある場合には、
これらの月のうち最後の月)における仲
介関連業務の対価の額に相当する額とし
て内閣府令で定める額に三を乗じて得た
額

ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に
併せて行われる第二項第八項第六号に掲
げる行為に係る業務の対価の額に相当す
る額として内閣府令で定める額に二分の
一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違
反行為により当該情報受領者等が行つた当
該売買等によつて得た利得相当額に二分の
一を乗じて得た額

2 第六十七条の二第二項の規定に違反し
て、同項の伝達をし、又は同項の買付け等若
しくは売付け等をするを勧める行為(以
下この項において「違反行為」という。)をし
た者(以下この項において「違反者」という。)
があるときは、当該違反行為により当該伝達
を受けた者又は当該買付け等若しくは売付け
等をするを勧められた者(以下この項及び
第四項において「情報受領者等」という。)
が当該違反行為に係る公開買付け等事実につ
いて第六十七條第一項の公表がされたこと
となる前に当該違反行為に係る株券等に係る
買付け等又は売付け等をした場合(同条第五
項各号に掲げる場合に該当するものを除く。)
に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続
に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げ
る場合の区分に応じ、当該各号に定める額に

相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 株券等に係る仲介関連業務に關し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二 当該株券等に係る募集等業務に關し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付け等又は売付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3 第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合、当該各号に定める額の合計額をいう。）

一 情報受領者等が特定有価証券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

て第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該特定有価証券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二 情報受領者等が特定有価証券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定有価証券等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該特定有価証券等の買付け等について当該特定有価証券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

4 第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合、当該各号に定める額の合計額をいう。）

一 情報受領者等が株券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該株券等の売付け等について当該株券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該株券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二 情報受領者等が株券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該株券等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該株券等の買付け等について当該株券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

5 第三項第一号の「特定有価証券等の売付け等」とは、特定有価証券等の売付け、第二条

第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

6 第三項第一号ロの「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

7 第三項第二号の「特定有価証券等の買付け等」とは、特定有価証券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

8 第三項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

9 第四項第一号の「株券等の売付け等」とは、株券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10 第四項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11 第四項第二号の「株券等の買付け等」とは、株券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12 第四項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

13 第一項の規定は、上場会社等の業務として特定伝達等行為（第百六十七条の二第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為をいう。）をした当該上場会社等の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該上場会社等」と読み替へるものとする。

14 第二項の規定は、公開買付者等（第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいい、同項第一号に規定する親会社を含む。）の業務として特定伝達等行為（第百六十七条の二第二項に規定する目的をもつて同項の伝達を

を「第二十六条第一項」に、「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同表第一百七十五条第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第一百七十五条の二第一項又は第二項に規定する違反行為をいい、同条第十三項及び第十四項に規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第十七号に係るものに限る。）をしなければならぬときは、第一百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ又は第二項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

13 内閣総理大臣は、第一項（第一百七十八条第一項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた二以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第一百七十五条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反

行為に係る同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一百七十五条の八第一項及び第二項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「前条第十二項」を「前条第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に、「同条第九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第六項中「若しくは第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第七項中「同条第十二項若しくは第十三項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項第一号中「前条第十二項若しくは第十三項」を「前条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「又は第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改める。

第一百七十五条の十三中「第八十五条の七第十七項」を「第八十五条の七第十九項」に改める。

第八十五条の十五第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第八十五条の十六中「平成十一年法律第二百二十五号」及び「平成十四年法律第五百四十四号」を削る。

第八十五条の十八第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第八十五条の十九中「第一百七十七条第一号」を「第一百七十七条第一項第一号」に改める。

2 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第九十条第一項中「第二十六条」を「第二

十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第一百七十七条第二号」を「第一百七十七条第一項第三号」に、「第八百八十七条第四号」を「第八百八十七条第一項第四号」に改める。

第九十一条中「第八百八十七条第一号」を「第八百八十七条第一項第一号」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（法令違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第九十二条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行つた者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第九十四条の七第三項中「及び第二項」を「第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五百五十六条の八十」の下に「第九百九十二条の二」を加える。

第九百九十七条の二に次の二号を加える。

十四 第九百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をする者を勧められた者が当該違反に係る第九百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五 第九百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をする者を勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第九百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該

違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第九百九十七条の二の次に次の一条を加える。

第九百九十七条の三 第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関し行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九百九十八条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関し行われたものである場合に限る。）

二の三 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第九百九十八条の三中「違反した場合」の下に「（第三十八条の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関し行われたものである場合を除く。）」を加える。

第九百九十八条の六第二号中「第三十八条第一号」の下に「の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関し行われたものである場合を除く。）」を加え、同条第十一号中「第八百八十七条第四号」を「第八百八十七条第一項第四号」に改め、同条第十一号の四を同条第十一号の五とし、同条第十一号の三を同条第十一号の四とし、同条第十一号の二を同条第十一号の三とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

二七

十一の二 第五十六條の三の規定による命令に違反した者

第二百条第十九号中「第百六十七條の二」を「第百六十七條の三」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「第二十七條の三十、第二十七條の三十五」を「第二十七條の三十五第一項」若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項に改め、同条第六号中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に、「第二十七條の三十五又は第百七十七條第二号」を「第二十七條の三十五第一項又は第百七十七條第一項第三号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 削除

第二百五条の三第一号中「第百七十七條第一号」を「第百七十七條第一項第一号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第百七十七條第一項第二号の規定による事件関係人に対する処分に違反して物件を提出しない者

第二百七条第一項第二号中「除く。」の下に「又は第百九十七條の三」を加え、同条第二項中「又は第百九十七條の二」を「第百九十七條の二」に改め、「除く。」の下に「又は第百九十七條の三」を加える。

第二百八条第八号中「又は第五十六條の三の規定による命令」を削る。

第二百九条第十一号中「第百八十七條第一号」を「第百八十七條第一項第一号」に改め、同条第十二号中「第百八十七條第二号」を「第百八十七條第一項第二号」に改め、同条第十三号中「第百八十七條第三号」を「第百八十七條第一項第三号」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）

附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六條の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六條第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四條の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、農業協同組合法第十一条の二の四及び第十一条の三、水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「規定する投資証券」の下に、「新投資口予約権証券」を加え、同条第七項中「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第五条第一項中「及び第五項」を、「第五項、

第十項及び第十一項、第七條第四項」に改め、同条第二項第三号中「この条において同じ」を「この条及び第七條において同じ」に、「この条及び」を「この条、第七條第四項及び」に改め、同条第六項中（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。）を削り、「第一項」を、「同項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 特定有価証券（その募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第七條第四項において同じ。）の募集又は売出しにつき、第一項の規定により届出書を提出しなければならない会社（以下この条及び第七條において「特定有価証券届出書提出会社」という。）は、当該特定有価証券の募集又は売出しが既に内閣府令で定める期間継続して行われている場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第七條第三項において「募集事項等記載書面」という。）を提出することができる。ただし、当該募集又は売出しが当該募集事項等記載書面の提出の直前まで行われている場合に限る。

11 前項の規定により募集事項等記載書面を提出する特定有価証券届出書提出会社は、当該募集事項等記載書面を、その提出の日の属する当該特定有価証券の特定期間（第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項及び第七條第四項において同じ。）の直前の特定期間に係る有価証券報告書及びその添付書類と併せて提出しなければならない。

12 前二項の規定により特定有価証券届出書提出会社が募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出した場合に、当該募集事項等記載書面及び有価証券報告書を第一項の届出書とみなし、これらの提

出を同項の届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

第六條中「第十項」を「第十三項」に改める。

第七條第一項中「第十項」を「第十三項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 特定有価証券届出書提出会社（第五条第十項及び第十一項の規定により募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出したものに限る。次項及び第五項において同じ。）が、第二十四条の二第二項において読み替えて準用する第一項の規定により当該有価証券報告書の訂正報告書を提出した場合に、当該訂正報告書を第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

4 特定有価証券届出書提出会社が、第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る特定有価証券（その募集又は売出しが現に継続して行われているものに限る。）につき、半期報告書（当該特定有価証券に係る特定期間が六月を超えない場合にあっては、有価証券報告書（以下この項及び次項において「半期報告書」という。）を提出した場合に、当該半期報告書等を当該届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書とみなしたものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

5 第三項の規定は、特定有価証券届出書提出会社（前項の半期報告書等を提出したものに限り。）が第二十四条の五第五項（当該半期報告書等有価証券報告書である場合にあっては、第二十四条の二第一項）において読み替えて準用する第一項の規定により当該半期報告書等の訂正報告書を提出した場合について準用する。

第八条第三項及び第九条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十三条の五第一項中「第二十三条まで」を「この条から第二十三条まで」に、「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の六第一項中「である会社」を削り、「又は取締役会の決議」を「若しくは取締役会の決議又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定（以下この項において「決議等」という。）に、「当該決議」を「当該決議等」に、「又は取締役会（」を「若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議（」に改め、「満了する日」の下に「又はこれに相当するものとして政令で定める日」を加え、「株主総会等の決議」を「株主総会等の決議等」に改め、「株式」の下に「又は持分」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「会社」を「発行者」に改める。

第二十四条の七第三項及び第二十五条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十七条中「届出書提出外国者」との下に「第五十条第十項から第十二項まで及び第七十条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」とを、「第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項」の下に「第十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項」を加える。

第二十七条の二十二の二第一項第一号中「含む」の下に「以下この号において同じ」を、「の規定」の下に「又は他の法令の規定で同法第一百五十六条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を加える。

第二十七条の二十二の三第一項、第二項、第六項及び第七項並びに第二十七条の二十二の四中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十第二項並びに第二十七条の

三十の十一第二項及び第四項中「である会社」を削る。

第四十二条の二第六号中「補てんし」を「補填し」に改め、「よる損失」の下に「又は当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の元本に生じた損失」を加え、「補てんする」を「補填する」に改める。

第五十六条の二第一項中「若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十七条の二第三中「若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十条の十一中「若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十三条第七項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第六十六条の四十五第一項中「する者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十五条中「発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

た者を含む。以下この条において同じ。」を加える。

第七十九条の四中「認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百三十九条第二号中「以下」の下に「この款において」を加える。

第百五十一条中「発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十五条の九中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の十五中「清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の三十四中「証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百六十二条の二の見出し中「上場等株券の発行者である会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、同条中「又は店頭売買有価証券に該当する株券」を「店頭売買有価証券に該当する株券その他政令で定める有価証券」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、「である会社」を削り、「の規定」の下に「（これらに

相当するものとして政令で定める法令の規定を含む。）」を加え、「会社が外国会社」を「発行者が外国の者」に、「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に改める。

第百六十三条第一項中「第二十九条」を「第二十一条」に改める。

第百六十四条第二項中「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第百六十六条第二項第九号ト中「へまで」を「すまで」に改め、同号トを同号リとし、同号ハからへまでを同号ホからチまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

第百六十六条第二項第十一号中「第九号二」を「第九号へ」に改め、同条第四項第二号中「同項第九号二」を「同項第九号へ」に改め、同条第六項第二号中「新株予約権を有する者が当該新株予約権」を「新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等」に改め、「株券」の下に「又は第二条第一項第十一号に規定する投資証券」を加え、同項第四号の二中「の規定」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この号において同じ。」の規定」を加え、「自己の株式の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項」に改め、「限る。」

の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議（同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。）を加え、当該自己の株式」を「当該自己の株式等」に、「同法第五十六条第一項の規定又は」を「会社法第五十六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又は」に、「自己の株式の取得について」を「自己の株式等の取得について」に改める。

第六百六十七条第五項第二号中「新株予約権を有する」を「新株予約権（これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。）を有する」に改め、「株券」の下に「（これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）を加える。

第九百九十九条中「受けた者」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

第六章中第十六条の前に次の一条を加える。

第十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報

告書を交付した者

第十七条第一号中「第二条第一項」を「第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項」に、「信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「第十六条」を「第十五条の二又は第十六条」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第四号中「第十七条第八号」を「第十七条第九号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第八号中「銀行等を除く」の下に「次号及び第十一号の六の二において「外国銀行」という」を、「業務」の下に「（同号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第十一条の四第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加

え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の四第四項の次に次の一項を加える。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第十一号の四第七第三項中「規定する子会社対象会社」との下に、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」とを、「主務省令」との下に、「同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由を除く。）」を加える。

第十一号の四第八第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を、「同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」として主務省令で定める新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社

え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の四第四項の次に次の一項を加える。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

第十一号の六の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の二の事業を行うおとすときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。第十一号の四十五第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第十一号の四十七第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認め

められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社

え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の四第四項の次に次の一項を加える。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

第十一号の六の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の二の事業を行うおとすときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。第十一号の四十五第三項中「その他の」を「その他」に改める。

(当該農業協同組合連合会の子会社であるものに限り。)と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第十一条の四十九第三項中「規定する子会社対象会社」との下に、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由(当該農業協同組合連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。)」を加える。

第十一条の五十第一項中「会社を」と「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第四号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第四号に掲げる会社(第一項の農業協同組合連合会の子会社であるものに限り。)と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第三十条の四第二項第二号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第九十三条第二項中「受けた者」の下に「(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。」を加える。

第九十七条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第一百一十一条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の二の二 第十一条の六の二の規定による行政庁の認可を受けないで第十條第六項第八号の二の事業を行ったとき。

第一百一十一条第一項第十八号中「条件」の下に「第十一條の六の二」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「業務」の下に「(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

第十一条の四の次に次の一条を加える。

(外国銀行代理事業に係る認可)

第十一条の四の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、同条第三項第七号の二の事業を行うおとするとときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。第十一條の十一第一項中「出資」の下に「(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けると

きは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十七條の十四第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第三十四條の四第二項第二号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第八十七條第四項第七号中「業務」の下に「(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

第八十七條の三第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社(次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。))にあつては、当該会社の議決権を、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)

第八十七條の三第三項中「規定する子会社対象会社」との下に「取得」とあるのは「取得、同項の連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由(当該連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。)」を加える。

る事由を除く。)」を加える。

第八十七條の四第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を「同条第一項第六号の二に掲げる会社(特別事業再生会社を除く。)」及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、同項の連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社(当該連合会の子会社であるものに限る。))と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十二條第一項中「第十一條の四第一項」の下に「第十一條の四の二」を、「第六項まで」との下に「第十一條の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第四項第七号の二」とを加える。

第九十三條第二項第七号中「業務」の下に「(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

第九十六條第一項中「第十一條の四第一項」の下に「第十一條の四の二」を、「第四項まで」との下に「第十一條の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第二項第七号の二」とを加える。

第九十七條第三項第七号中「業務」の下に「(次

号に掲げる事業に該当するものを除く。』を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第百条第一項中「第十一条の四第一項」の下に「、第十一号の二」を加える。

第百条の三第五項中「同じ。』と」の下に「取得」とあるのは「取得、連合会又はその子会社による同条第一項第五号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」を加える。

第百条の四第一項中「会社を」と「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第五号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第五号に掲げる会社（連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第百二十二条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第百二十六条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第百三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第十二条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十一号第三項第七号の二、第八十七号第四項第七号の二、第九十三号第二項第七号の二又は第九十七号第三項第七号の二の事業を行つたとき。

第百三十条第一項第五十三号中「条件（」の下に「第十一号の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号中「を」を除く。の業務を「以下「外国銀行」という。を除く。の事業又は業務（次号の事業に該当するもの及び次条第六項第一号の三の事業を除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第九条の九第六項第一号中「及び第四号」を「第四号から第十一号まで及び第十三号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 信用協同組合、第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の事業又は業務（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

一の三 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項

第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業（次項において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするとき。第三号に次の一項を加える。

2 前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。

第四条の二第二項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第四条の三第二項中「及び第三号に掲げる会社」を、「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」として内閣府令で定める会社を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用協同組合の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第四条の四第一項第一号中（昭和五十六年法律第五十九号）を削り、同項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の四第五項中「子会社対象会社」と、の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」とを加える。

第四条の五第一項中「及び第八号に掲げる会社」を「第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限り。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社であるものに限り。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五号の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第十五号中「第三条第三号」を「第三条第一項第二号若しくは第四号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正）
第八条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者（第二百四十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。）
第二百四十八条第一号中「第二百三十九条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第四号中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二百五十二条第一号中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第百八十七条第二号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第百八十七条第三号」を「第百八十七条第一項第三号」に改め、同条第四号中「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改める。

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 投資口及び投資証券（第七十六条―第八十八条）」を「第三節 投資口及び投資証券（第七十六条―第八十八条の二―第八十八条の二三）」に改める。

券（第七十六条―第八十八条）
第二十条第二十三項中「投資証券」の下に「新投資口予約権証券」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項から第二十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。
18 この法律において「新投資口予約権証券」

とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。
第九条第一号中「すべて」を「全て」に、「第百九十四条各号」を「第百九十四条第一項各号」に改める。

第十四条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「運用報告書」の下に「及び第四項の書面」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「運用報告書」を「書面」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供することを定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十七条第一項中「その変更」を「その変更」に、「限る」を「限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く」に改め、同条第八項中「の半数以上であつて、当該受益者」を削る。

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする委託者指図型投資信託（受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第五十四条第一項中「他の信託財産」との下に「第十八条第二項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社」とあるのは「委託者」と、することにより当該請求に応じることとする」とあるのは「することができる」とを加える。

第六十五条第一項中「投資証券」との下に「新株予約権」とあるのは「新投資口予約権」と、「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「新株予約権者」とあるのは「新投資口予約権者」とを加える。

第七十一条第二項中「いう」の下に「。第十八条の十七第一項において同じ」を加える。

第七十六条に次の一項を加える。
2 会社法第百三十三条第二項及び第四項の規定は、発行可能投資口総口数について準用する。この場合において、同項中「第二百三十六条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十八條の二第三号」と、「第二百八十二条」とあるのは「投資法人法第八十八條の十八」と、「発行済株式（自己株式（株式会社があるのは「発行済投資口」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九條第四項中「第八号、第九号」を「第七号から第九号まで」に、「第百五十一条第八

号」を「第百五十一条第七号中「第二百七十七号」とあるのは「投資法人法第八十八条の十三」と、同条第八号」に改める。

第八十条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することとができる旨を規約で定めた場合

第八十条第二項中「処分」の下に「又は消却」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により投資口の処分又は消却を行う場合において、当該投資法人は、役員会の決議により、処分又は消却する自己の投資口の口数を定めなければならない。

5 第二項の規定により投資口の消却をしたときは、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち消却をした投資口に相当する額を控除しなければならない。

第八十条の次に次の四条を加える。

（投資口の取得に関する事項の決定）

第八十条の二 投資法人は、前条第一項第一号の規定による規約の定めに従い当該投資法人の投資口を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取得する投資口の口数

二 投資口一口を取得するのと引換えに交付する金銭の額又はその算定方法

三 投資口を取得するのと引換えに交付する金銭の総額

四 投資口の譲渡しの申込みの期日

2 前項の規定による投資口の取得は、金銭の分配とみなして、第百三十七条第一項、第百三十八条及び第百三十九条の規定を適用す

る。この場合において、同項中「その投資主にに対し、第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書」とあるのは、「第八十条の二第一項第三号に掲げる金銭の総額」と、第百三十八条第一項第二号中「第百三十一条第二項」とあるのは「第八十条の二第三項」とする。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

4 第一項の投資口の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

（投資主に対する通知等）

第八十条の三 投資法人は、投資主に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（譲渡しの申込み）

第八十条の四 前条第一項の規定による通知を受けた投資主は、その有する投資口の譲渡しの申込みをしようとするときは、投資法人に対し、その申込みに係る投資口の口数を明らかにしなければならない。

2 投資法人は、第八十条の二第一項第四号の期日において、前項の投資主が申込みをした投資口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の投資主が申込みをした投資口の総口数（以下この項において「申込総口数」という。）が同条第一項第一号の口数（以下この項において「取得総口数」という。）を超えるときは、取得総口数を申込総口数で除して得た数に前項の投資主が申込みをした投資口の口数を乗じて得た口数（その口数に一口に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）の投資口の譲受けを承諾したものとみなす。

（市場取引等による投資口の取得）

第八十条の五 第八十条の二（第四項に係る部

分に限る。）から前条までの規定は、投資法人が金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場における取引若しくは同法第二十七条の二十二の二第一項ただし書に規定する政令で定める取引又は同法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法により当該投資法人の投資口を取得する場合に、適用しない。

2 前項の場合における第八十条の二第一項の規定の適用については、同項中「その都度、次に掲げる事項」とあるのは「あらかじめ、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）と、ならない」とあるのは「ならない。ただし、第四号の期間は、一年を超えることができない」と、同項第四号中「投資口の譲渡しの申込みの期日」とあるのは「投資口を取得することができる期間」とする。

第八十一条第五項中「前条第三項」を「第八十条第三項」に改める。

第八十四条第一項中「第二百十一条を」から「第二百十一条まで」に改め、「第八十二条第一項第三号」との下に、「同法第二百十條中「第百九十九條第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」とを加える。

第八十八条第三項中「出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）を「出資総額等」に改める。

第三編第一章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 新投資口予約権及び新投資口予約権証券

（新投資口予約権の内容）

第八十八条の二 投資法人が新投資口予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新投資口予約権の内容としなければならない。

一 当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法

二 当該新投資口予約権の行使に際して出資

される金銭の額又はその算定方法

三 当該新投資口予約権を行使することができる期間

四 当該新投資口予約権について、当該投資法人が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項

イ 一定の事由が生じた日に当該投資法人がその新投資口予約権を取得する旨及びその事由

ロ 当該投資法人が別に定める日が到来することをもつてイの事由とするときは、その旨

ハ イの事由が生じた日にイの新投資口予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新投資口予約権の一部の決定の方法

ニ イの新投資口予約権を取得するのと引換えに当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額又はその算定方法

五 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

六 当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行することとするときは、その旨

七 前号に規定する場合において、新投資口予約権者が第八十八条の二十一第二項において準用する会社法第二百十條の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

（共有者による権利の行使）

第八十八条の三 新投資口予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新投資口予約権についての権利を行使する者一人を定め、投資法人に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新投資口予約権

についての権利を行使することができない。
ただし、投資法人が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(新投資口予約権の発行)

第八十八条の四 投資法人は、第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権を発行することができる。

2 前項の規定により発行する新投資口予約権に係る第八十八条の二第三号の期間は、第八十八条の十四第一項第二号の日から三月を超えることができない。

(新投資口予約権原簿等)

第八十八条の五 投資法人は、新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、新投資口予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新投資口予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 無記名式の新投資口予約権証券が発行されている新投資口予約権（以下この節において「無記名新投資口予約権」という。）当該新投資口予約権証券の番号並びに当該無記名新投資口予約権の内容及び数

二 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権 次に掲げる事項

イ 新投資口予約権者の氏名又は名称及び住所

ロ イの新投資口予約権者の有する新投資口予約権の内容及び数

ハ イの新投資口予約権者が新投資口予約権を取得した日

二 ロの新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（新投資口予約権であつて、当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この節において同じ。）であるときは、当該新投資口予約権（新投資口予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新投資口予約権証券の番号

2 会社法第二百五十二条（第三項第三号を除く。）の規定は新投資口予約権原簿について、同法第二百五十三条の規定は新投資口予約権者に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「その本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは、「投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新投資口予約権の譲渡)

第八十八条の六 新投資口予約権者は、その有する新投資口予約権を譲渡することができる。

2 投資法人は、新投資口予約権の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

(証券発行新投資口予約権の譲渡)

第八十八条の七 証券発行新投資口予約権の譲渡は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(新投資口予約権の譲渡の對抗要件等)

第八十八条の八 新投資口予約権の譲渡は、その新投資口予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新投資口予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に對抗することができない。

2 記名式の新投資口予約権証券が発行されている証券発行新投資口予約権についての前項の規定の適用については、同項中「投資法人その他の第三者」とあるのは、「投資法人」とする。

3 第一項の規定は、無記名新投資口予約権については、適用しない。

4 会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定は新投資口予約権証券について、同法第二百五十九条及び第二百六十条の規定は新投資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十九条及び第二百六十条の規定は、新投資口予約権について、必要な技術的読替えは、政令で定める。

資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第二百六十七条第一項及び第四項、第二百六十八条（第三項を除く。）、第二百六十九条、第二百七十一条並びに第二百七十二條第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、新投資口予約権の質入れについて準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等（金銭に限る。）」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取得する日の決定)

第八十八条の九 取得条項付新投資口予約権（第八十八条の二第四号イに掲げる事項についての定めがある新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、同号ロの日を役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第八十八条の二第四号ロの日を定めたときは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者）及びその登録新投資口予約権質権者（前条第五項において準用する会社法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が新投資口予約権原簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。）に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(取得する新投資口予約権の決定等)

第八十八条の十 投資法人は、新投資口予約権の内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新投資口予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新投資口予約権を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をしたときは、投資法人は、同項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(効力の発生等)

第八十八条の十一 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日）に、取得条項付新投資口予約権（同条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの）を取得する。

一 第八十八条の二第四号イの事由が生じた日

二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日

2 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第

一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権者(質権者)に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十八条の九第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(新投資口予約権の消却)

第八十八条の十二 投資法人は、自己新投資口予約権(投資法人が有する自己の新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。)を消却することができる。この場合においては、消却する自己新投資口予約権の内容及び数を定めなければならない。

2 前項後段の規定による決定は、役員会の決議によらなければならない。

(新投資口予約権無償割当て)

第八十八条の十三 投資法人は、投資主に対して新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投資口予約権の割当て(以下「新投資口予約権無償割当て」という。)をすることができる。

(新投資口予約権無償割当てに関する事項の決定)

第八十八条の十四 投資法人は、新投資口予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 投資主に割り当てる新投資口予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日

2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てることを内容とするものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会

の決議によらなければならない。

(新投資口予約権無償割当ての効力の発生等)

第八十八条の十五 前条第一項第一号の新投資口予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資口予約権者となる。

2 投資法人は、前条第一項第一号の新投資口予約権については、第八十八条の二第三号の期間の初日の二週間前までに、投資主及びその登録投資口質権者に対し、当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の内容及び数を通知しなければならない。

(新投資口予約権の行使)

第八十八条の十六 新投資口予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 その行使に係る新投資口予約権の内容及び数

二 新投資口予約権を行使する日

2 証券発行新投資口予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新投資口予約権の新投資口予約権者は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該新投資口予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

3 投資法人は、自己新投資口予約権を行使することができる。

(新投資口予約権の行使に際しての払込み)

第八十八条の十七 新投資口予約権者は、前条第一項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新投資口予約権についての第八十八条の二第二号の金銭の額の全額を払い込まなければならない。

2 新投資口予約権者は、前項の規定による払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺することができる。

(投資主となる時期)

第八十八条の十八 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者は、当該新投資口予約権を行使した日に、当該新投資口予約権の目的である投資口の投資主となる。

(二に満たない端数の処理)

第八十八条の十九 新投資口予約権を行使した場合において、当該新投資口予約権の新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、投資法人は、当該新投資口予約権者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第八十八条の二第五号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

一 当該投資口が市場価格のある投資口である場合 当該投資口一口の市場価格として内閣府令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一口当たり純資産の額に照らして公正な金額

(新投資口予約権の消滅)

第八十八条の二十 第八十八条の十二第一項の場合のほか、新投資口予約権者がその有する新投資口予約権を行使することができなくなつたときは、当該新投資口予約権は、消滅する。

(新投資口予約権証券の発行等)

第八十八条の二十一 投資法人は、証券発行新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しなければならない。

2 会社法第二百八十九条から第二百九十一条までの規定は、新投資口予約権証券について準用する。この場合において、同法第二百八十九条中「代表取締役(委員会設置会社にあつては、代表執行役)」とあるのは「執行役員」と、同法第二百九十条中「第二百三十六条第一項第十一号」とあるのは「投資法人法第十八条の二第七号」と読み替えるものとする。

ほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(新投資口予約権証券の提出に関する公告等)

第八十八条の二十二 投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しているときは、当該投資法人は、当該行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対し当該新投資口予約権証券を提出しなければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、当該新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

一 取得条項付新投資口予約権の取得 当該取得条項付新投資口予約権

二 合併(合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。) 全部の新投資口予約権

2 投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対して新投資口予約権証券を提出しない者があるときは、当該新投資口予約権証券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の新投資口予約権者が交付を受けることができる金銭の交付を拒むことができる。

3 第一項各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券は、同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

4 会社法第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同法第二百二十条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第一項各号」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第二項」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(会社法の準用)

第八十八條の二十三 会社法第八百二十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項(第四号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第四号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十二條、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号ハに係る部分に限る。)(の規定は新投資口予約権の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第一項、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第三号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百七十八條第二項の規定はこの項において準用する同法第八百四十二條第二項において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 会社法第八百二十九條(第三号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十八條まで、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号ハに係る部分に限る。)(の規定は、新投資口予約権の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十一條第一項に次のただし書を加える。
ただし、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定められた場合において、当該規約の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から二十五月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一條第一項ただし書の規約の定めがある場合には、投

投資主総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができ

る。

第百一条第二項を次のように改める。

2 第九十九條第二項及び会社法第三百三十六條第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用する。この場合において、第九十九條第二項中「前項」とあるのは「第百一条第一項本文」と、「二年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六條第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百七十七條第一号中「募集」の下に「並びに新投資口予約権無償割当て」を加え、同条第二号中「投資主名簿」の下に「新投資口予約権原簿」を加え、同条第三号中「及び」を「新投資口予約権証券及び」に改める。

第百三十六條の見出しを「利益及び損失の処理」に改め、同条中「純資産額から」を「純資産額が」に改め、「合計額を」の下に「上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書に基づき、内閣府令で定めるところにより、損失(出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資産額を上回る場合において、当該出資総額等の合計額から当該純資産額を控除して得た額をいう。)の全部又は一部を出資総額等から控除することができる。

第百四十七條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、吸収合併継続法人が吸収合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権

に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第百四十七條の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 吸収合併消滅法人の新投資口予約権は、効力発生日に、消滅する。

第百四十八條第一項に次の一号を加える。

七 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、新設合併設立法人が新設合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第百四十八條の二に次の一項を加える。

3 新設合併消滅法人の新投資口予約権は、新設合併設立法人の成立の日、消滅する。

第百四十九條第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百四十九條の三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日第百四十九條の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百四十九條の三の次に次の一条を加える。

(新投資口予約権買取請求)

第百四十九條の三の二 吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併継続法人の商号及び住所を通知しなければならぬ。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこ

れに代えることができる。

4 会社法第七百八十七條第五項から第七項まで、第七百八十八條(第七項を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十條第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百四十九條の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百四十九條の十一第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百四十九條の十三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日第百四十九條の十二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百四十九條の十三の次に次の一条を加える。

(新投資口予約権買取請求)

第百四十九條の十三の二 新設合併をする場合には、新設合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、新設合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 新設合併消滅法人は、第百四十九條の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこ

4 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条（第七項を除く）、第八百六十八條第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百八条第五項中「第三項」とあるのは、投資法人法第八百四十九條の十三の第二項と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六百六十六條第二項第八号中「投資主名簿及び」を「投資主名簿、新投資口予約権原簿及び」に改める。

第六百六十九條第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第六百四十九條の十三の第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日

第六百七十四條に次の一号を加える。

九 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第八十八條の二十二第二項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行して

なかつたことを証する書面

第六百七十五條に次の一号を加える。

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第八十八條の二十二第二項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行して

なかつたことを証する書面

2 前項の規定は、登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の

法令の規定その他の制限により、前条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことができないものとして政令で定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するとき

は、適用しない。

第九百六十六條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「者の募集」の下に「又は新投資口予約権無償割当て」を加える。

第二百一十一條第一項中「次項」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（利害関係人等との取引の制限）

第二百一十一條の二 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第九百九十三條第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものととして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

第二百一十二條第二項中「前条」を「第二百一十一條」に改める。

第二百二十條第一項中「発行する投資証券」の下に「新投資口予約権証券」を加える。

第二百三十條第二項中「投資口」の下に「新投資口予約権」を加える。

第二百三十四條第一項第二号中「第二百二十八條の三第一項」の下に「第八十四條第一項において準用する会社法第二百十條」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

第二百三十九條第二号中「よる運用報告書」の下に「若しくは第十四條第四項（第五十四條第一項又は第五十九條において準用する場合を含む。）の規定による書面」を、「した運用報告書」の下に「若しくは書面」を加える。

第二百四十六條第一号中「第十四條第三項」を「第十四條第六項」に改める。

第二百四十九條第七号中「投資主名簿」の下に「新投資口予約権原簿」を加え、同条第十

三号中「又は第八十條第二項若しくは」を「第八十條第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき」に改め、

「怠つたとき」の下に「又は第八十條第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき」を加え、同条第十四号中「投資口」の下に「新投資口予約権」を加え、同条第十五号中「第八十五條第一項」の下に「若しくは第八十八條の二十一第一項」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第十條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十三條第三項第七号中「業務」の下に「次号に掲げる業務に該当するもの及び」を加え、同条の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第五十四條第四項第七号中「業務」の下に「前条第三項第七号の二に掲げる業務及び」を加え、同項第七号の二を次のように改める。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第五十四條の二を次のように改める。

（外国銀行代理業務に係る認可等）

第五十四條の二 金庫は、次に掲げる業務（以下この条において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該金庫のうち信用金庫については、第五十三條第三項第七号の二に掲げる業務

二 当該金庫のうち信用金庫連合会については、前条第四項第七号の二に掲げる業務

2 前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務（同項第二号に掲げる業務に限る。以下同じ。）を行おうとするときは、適用しない。この場合において、当該信用金庫連合会は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十四條の二の二中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十四條の二の三中「第五十四條の二」を「第五十四條の二第二項」に、「同項」を「同法第二條第一項」に改める。

第五十四條の二十一第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社

以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。

第五十四条の二十一第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十四条の二十二第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十四条の二十三第一項中「第三項」を「（以下この条）に改め、同項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。）

第五十四条の二十三第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）第五十四条の二十三第二項第六号、第七号ロ及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十三号に掲げる会社」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「子会社対象会社」と、の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第十一号又は第十一号の二」とを加え、「第五十四号の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「又は第十二号」を「第十二号又は第十三号」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に、「及び第六項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の

会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のものの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

該信用金庫連合会がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十四条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社」を「第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 信用金庫連合会は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合に、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣府令の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができ。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。）及び前条第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

5 内閣府令で定める信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該信用金庫連合会が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該信用金庫連合会が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当

該信用金庫連合会がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十四条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社」を「第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十七条の五第二号中「及び次条」を削る。

第八十九条第三項中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同条第四項中「第五十四条の二」に規定する所屬外国銀行を「第五十四条の二第二項に規定する所屬外国銀行」

に、「第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」を「第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」に改める。

第八十九条の二中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改める。

第九十一条第二項第十四号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。

第九十一条第二項第十九号の五中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第二十四号中「第三十一条」の下に、「第五十四号の二第一項」を加え、「第五十四条の二十三第三項（同条第四項）を「第五十四条の二十三第六項（同条第七項）に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第十一号中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社）にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十三条の二第一項第十三号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）第十三条の二第四項第六号ロ及び第七号ロ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同項第八号イ中「第十項」を「第十三項」に改め、同項ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同条第五項中「その他の」を「長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に、「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として掲げる同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第八項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。第八項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7 長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合においては、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣府令の承認を受け、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

8 内閣府令は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社として掲げる同項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四第一項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向

上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を、「第五十一条の二十四第一項」の下に「（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社）にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十六条の四第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の四第二項中「その他の」を「長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「若

しくは第十二号」を、「第十二号若しくは第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として掲げる同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社として掲げる会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社として掲げるものに限る、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 長期信用銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社として掲げる第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限

までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四の二第一項第一号ロ中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第二十條第二項中「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」を「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第二十五條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 銀行法第二十九條の規定による命令に違反した者

第二十五條第八号中「若しくは監査役」を、「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二十六條第一項第二号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

第二十七條第四号中「第十三條の二第六項」を「第十三條の二第九項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に改め、同条第六号中「第十六條の四第三項」を「第十六條の四第六項」に、「同条第五項において準用する同条第三項」を「同条第八項において準用する同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第七号中「第十三條の二第六項（同条第八項）を「第十三條の二第九項（同条第十一項）」に、「第十

六条の四第三項（同条第五項）を「第十六条の四第六項（同条第八項）」に改め、同条第十三号中「第二十九條」を削る。

（労働金庫法の一部改正）

第十二條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十八條の三第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八條の三第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十八條の四第一項中「及び第三号に掲げる会社」を、「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会

社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該労働金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十八條の五第一項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八條の五第五項中「子会社対象会社」と、の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、を加える。

第五十八條の六第一項中「及び第八号に掲げる会社」を、「第七号の二及び第八号に掲げる

会社(同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第二項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)及び前条第一項第

七号又は第七号の二に掲げる会社(当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。)と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十一条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第七号」を「から第七号の二まで」に改め、同項第六号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十五条第一項中「基く」を「基づく」に、「若しくは監事」を「監事若しくは会計監査人」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第十三条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 金融危機への対応(第百一条 第百二十六条)」を「第七章 金融危機への対応(第百一条 第百二十六条)」を「第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置(第百二十六条の二 第百二十六条の三十九)」に改める。

第一条中「並びに金融危機への対応の」を「金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する」に改める。

第二条第四項並びに第五項第二号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第六項中「第百七条の四第一項において」を「以下」に改め、同条第十項中「補てんする」を「補填する」に改め、同条第十一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第十三項中「又は合併」を「合併又は会社分割」に改める。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置

くことができる。

第十七条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)」に改める。

第十八条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第十九条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員等」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二十号(見出しを含む)中「委員」を「委員等」に改める。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「委員及び」を「委員、議

事に関係のある臨時委員及び」に、「六人」を「半数」に改め、同条第二項中「委員及び」を「委員、議事に関係のある臨時委員及び」に改める。

第二十二号(見出しを含む)及び第二十三号(見出しを含む)中「委員」を「委員等」に改める。

第三十四条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

第三十四条第十号中「又は第百二十八条」を「若しくは第百二十八条」に改め、「第六十九条の三」の下に「又は第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二」を加え、同条を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

第三十五条第一項中「金融機関」を「金融機関等(第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第百二十二条第一項、第百二十三条第二項及び第三項並びに第

百二十五条第一項において同じ。)」に改め、同条第二項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第三項中「金融機関又は」を「金融機関等又は」に改める。

第三十七条の見出し中「資料」を「報告又は資料」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関(当該金融機関を所屬金融機関(銀行法第二十六条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。))とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号において同じ。)

二 第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行持株会社等

三 第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関等(第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。当該金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所屬保険会社等(保険業法(平

百二十五条第一項において同じ。)」に改め、同条第二項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第三項中「金融機関又は」を「金融機関等又は」に改める。

第三十七条の見出し中「資料」を「報告又は資料」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関(当該金融機関を所屬金融機関(銀行法第二十六条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。))とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号において同じ。)

二 第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行持株会社等

三 第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関等(第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。当該金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所屬保険会社等(保険業法(平

成七年法律第五号) 第二条第二十四項に規定する所屬保險会社等をいう。以下同じ。)とする生命保險募集人(保險業法第二条第十九項に規定する生命保險募集人をいう。以下同じ。)及び損害保險募集人(保險業法第二条第二十項に規定する損害保險募集人をいう。以下同じ。)並びに当該金融機關等を所屬金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の二第二項第四号に規定する所屬金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)とする金融商品仲介業者(金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)又は特定持株会社等(第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。)

第三十七條第二項中「資料」を「報告又は資料」に、「金融機關又は銀行持株会社等」を「金融機關等又は特定持株会社等」に、「これを提出しなければ」を「報告又は資料の提出をしなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 機構は、次に掲げる者(第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人。以下この項において「対象者」という。)及び対象者であつた者に対し、破綻金融機關若しくは特別監視金融機關等(第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機關等をいい、破綻金融機關を除く。以下この項において同じ。)の業務及び財産の状況(対象者であつた者については、その者が破綻金融機關又は特別監視金融機關等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は破綻金融機關若しくは特別監視金融機關等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができ

一 破綻金融機關の理事、取締役、執行役、會計参与、監事、監査役及び會計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

二 特別監視金融機關等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、會計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに會計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

三 破綻金融機關を所屬金融機關とする金融機關代理業者又は株式会社商工組合中央金庫(破綻金融機關である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方

四 特別監視金融機關等を所屬金融機關とする金融機關代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫(特別監視金融機關等である場合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機關等を所屬保險会社等とする生命保險募集人若しくは損害保險募集人又は特別監視金融機關等を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

第三十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条の二第二号中「及びこれらの」を、「第二百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第二百二十六条の二十二第七項において準用する第二百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等(第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第二百二十六条の二第一項第一号及び第二百二十六条の二十一第一項において同じ。)に係る業務、第二百二十六条の三十一又は第二百二十六条の三十八第七項において準用する

第六十四条第一項の規定に基づく特定資金援助(第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。第二百二十六条の二第一項第二号において同じ。)に係る業務、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の規定に基づく第二百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第二百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務、第二百二十六条の三十七において準用する第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第二百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補填に係る業務、第二百二十六条の三十九第一項の規定による特定負担金(同項に規定する特定負担金をいう。第二百二十三

条から第二百二十五条までにおいて同じ。)の收納、第二百二十七条の二第一項又は第二百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務並びに第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り(第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機關等及び協定特定承継金融機關等(第二百二十六条の三十七において読み替へて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機關等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)に係る業務並びにこれらの」に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第二項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に、「破綻金融機關」を「破綻金融機關」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 承継銀行又は特定承継銀行(第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第二百一条の二第一項において同じ。)が設立されたとき 当該承継銀行又は当該特定承継銀行

第五十条第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十條第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十條第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十條第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機關に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

第五十六條第一項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改める。

第五十七條第三項中(平成十六年法律第七十五号)を削る。

第五十八條の二第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第五十九條第一項並びに第二項第一号から第三号まで及び第四号中「破綻金融機關」を「破綻金融機關」に改め、同項に次の二号を加える。

五 破綻金融機關を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該破綻金融機關がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機關に承継させるもの(権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機關の預金等に係る債務の承継であつて

六 破綻金融機關を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該破綻金融機關がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機關に承継させるもの(権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機關の預金等に係る債務の承継であつて

当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。〕

第五十九条第三項中「掲げる合併」の下に「又は同項第六号に掲げる新設分割」を、「又は当該合併」の下に「若しくは当該新設分割」を、「当該合併」の下に「又は当該新設分割」を加え、同条第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第五十九条の二第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号並びに同条第五項及び第八項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第六十四条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十四条の二第四項中「同条第二項第二号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十六条第一項中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「すべて」を「全て」に、「その他政令で定める」を「その他のものを証する」に改め、「ものをいう」の下に「。第六十六条第三項において同じ」を加え、第六十六条第三項において同じ」を加え、同条第二項中「信用金庫等」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）に改め、同条第三項第一号中「又は株式交換」を「株式交換又は会社分割」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条中「事業の譲受け又は付保預金移転」を「合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割」に改める。

第六十八条の二第二項中「第八十八条の二第一項」の下に「及び第二百二十六条の二十五第一項」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十八条の三第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十九条第一項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に改め、同条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第五十九条第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収

分割により承継したもの

六 第五十九条第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立された金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第六十九条第四項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の三第三項第三号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第五号中「（平成十四年法律第五十四号）」を削り、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第三項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の四第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第七十三条第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第七十四条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八十一条第一項中「金融機関代理業者」を「又は株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関である場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方）」に改め、同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿」に改める。

第八十三条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第八十六条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改め、「第二十二條第二項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）を」、「第二十九條第四項」の下に「（同条第

五項において準用する場合を含む。）を加え、同条第二項中「第二十二條第三項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十七条第一項中「第四百四十七條第一項」を「第四百四十七條第一項、第四百四十七條第二項、第四百四十七條第三項、第四百四十七條第四項、第四百四十七條第五項、第四百四十七條第六項、第四百四十七條第七項、第四百四十七條第八項、第四百四十七條第九項、第四百四十七條第十項、第四百四十七條第十一項、第四百四十七條第十二項、第四百四十七條第十三項、第四百四十七條第十四項、第四百四十七條第十五項、第四百四十七條第十六項、第四百四十七條第十七項、第四百四十七條第十八項、第四百四十七條第十九項、第四百四十七條第二十項、第四百四十七條第二十一項、第四百四十七條第二十二項、第四百四十七條第二十三項、第四百四十七條第二十四項、第四百四十七條第二十五項、第四百四十七條第二十六項、第四百四十七條第二十七項、第四百四十七條第二十八項、第四百四十七條第二十九項、第四百四十七條第三十項、第四百四十七條第三十一項、第四百四十七條第三十二項、第四百四十七條第三十三項、第四百四十七條第三十四項、第四百四十七條第三十五項、第四百四十七條第三十六項、第四百四十七條第三十七項、第四百四十七條第三十八項、第四百四十七條第三十九項、第四百四十七條第四十項、第四百四十七條第四十一項、第四百四十七條第四十二項、第四百四十七條第四十三項、第四百四十七條第四十四項、第四百四十七條第四十五項、第四百四十七條第四十六項、第四百四十七條第四十七項、第四百四十七條第四十八項、第四百四十七條第四十九項、第四百四十七條第五十項、第四百四十七條第五十一項、第四百四十七條第五十二項、第四百四十七條第五十三項、第四百四十七條第五十四項、第四百四十七條第五十五項、第四百四十七條第五十六項、第四百四十七條第五十七項、第四百四十七條第五十八項、第四百四十七條第五十九項、第四百四十七條第六十項、第四百四十七條第六十一項、第四百四十七條第六十二項、第四百四十七條第六十三項、第四百四十七條第六十四項、第四百四十七條第六十五項、第四百四十七條第六十六項、第四百四十七條第六十七項、第四百四十七條第六十八項、第四百四十七條第六十九項、第四百四十七條第七十項、第四百四十七條第七十一項、第四百四十七條第七十二項、第四百四十七條第七十三項、第四百四十七條第七十四項、第四百四十七條第七十五項、第四百四十七條第七十六項、第四百四十七條第七十七項、第四百四十七條第七十八項、第四百四十七條第七十九項、第四百四十七條第八十項、第四百四十七條第八十一項、第四百四十七條第八十二項、第四百四十七條第八十三項、第四百四十七條第八十四項、第四百四十七條第八十五項、第四百四十七條第八十六項、第四百四十七條第八十七項、第四百四十七條第八十八項、第四百四十七條第八十九項、第四百四十七條第九十項、第四百四十七條第九十一項、第四百四十七條第九十二項、第四百四十七條第九十三項、第四百四十七條第九十四項、第四百四十七條第九十五項、第四百四十七條第九十六項、第四百四十七條第九十七項、第四百四十七條第九十八項、第四百四十七條第九十九項、第四百四十七條第一百項」に改め、「第四百七十一條第三号」の下に「。第七百八十三條第一項並びに第八百四十四條第一項」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 全部取得条項付種類株式（会社法第七百七十一條第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第二百二十六條の十三第一項第一号において同じ。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第七百九十九條第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第八十七条第一項に次の一号を加える。

五 会社分割

第八十七条第五項中「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は」を「当該被管理金融機関に係る金融整理管財人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会又は」に、「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が」を「当該定時株主総会が」に改める。

第八十八条中「若しくは第三号」を「第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

第六章の章名中「破綻した」を「破綻した」に改める。

第九十六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該承継銀行の会社分割（当該会社分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社又は当該会

社分割により設立された会社に承継させるものであつて、当該他の会社又は当該会社分割により設立された会社が機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでもないものに限る。

第九十六条に次の一項を加える。

4 第一項第四号の「承継銀行子会社」とは、承継銀行がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第百二十条第五項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

第九十九条（見出しを含む。）中「補てん」を「補填」に改める。

第一百一条第二項に次の二号を加える。

五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させるもの

六 承継銀行を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの

第一百一条第三項に次の二号を加える。

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に承継銀行の資産であつたも

のに限る。）

第一百一条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「係る合併」の下に「又は新設分割」を加え、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第一百一条の二第二項中「承継銀行及び」を「承継銀行」に改め、「特別危機管理銀行」の下に「第百二十一条の二第二項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行」を加える。

第一百一条第二項中「この章において「会議」を「この章から第八章までにおいて「会議」に改め、同項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次の一項を加える。

7 内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

第一百一条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る認定を行おうとする場合において、当該認定に係る金融機関が社債（元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該社債に係る債務が消滅し又は当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金融機関に取得されるものであつて、銀

行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関の自己資本における取扱いを決定するものとする。

第一百一条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第一百一条第四項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第四項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第三項、第六項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「ものとする」を「ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第一百一条第一項及び第二項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第八項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第一百一条第三項中「書面」の下に「（電磁的記録で作成されているものを含む。）」を加え、同

条第五項中「第百二条第五項及び第六項」を「第百二条第六項及び第八項」に改める。

第一百一条の三第一項中「及び第百五十一条第一項」を削る。

第一百一条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第一百一条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第一百八条第一項及び第二項並びに第百十九条中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第一百二十条第一項に次の二号を加える。

五 当該特別危機管理銀行を当事者とする吸収分割であつて当該吸収分割により当該特別危機管理銀行がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（当該他の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

六 当該特別危機管理銀行を当事者とする新設分割であつて当該新設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（当該新設分割により設立された金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

第一百二十条第二項中「第三号まで」の下に「第五号及び第六号」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

第一百二十二条第一項中「危機対応業務」の下に「第百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る金融機関等又は第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等に係るものを除く。」を加え、同条第四項に後段

として次のように加える。

この場合において、第五十条第二項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定に係る第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等のうち第二項第一項各号に掲げる者」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等のうち第二項第一項各号に掲げる者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十三条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一項第二号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定貸付債権等（第二百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同条第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。同号において同じ。）」に改め、同項第三号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定貸付債権等若しくは取得特定貸付債権」に改め、同項第四号中「金額」の下に「及び特定負担金の金額」を加え、同条第二項中「負担金（この下に「第二百二十六条の三十九第一項を除き、」を、「負担金」という。）の下に「又は第二百二十六条の三十九第一項の規定により金融機関等が納付すべき特定負担金」を加え、同項ただし書中「おける負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第三項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を加える。

第二百二十四条第一項及び第二項中「負担金」

の下に「又は特定負担金」を加える。

第二百二十五条第一項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を、「おそれ」の下に「又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

（金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）

第二百二十六条の二 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関等について当該各号に定める措置が講ぜられなければならない。我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができないものを除く。）次条第一項に規定する特別監視及び当該金融機関等の財務の状況に照らし必要に応じて行う第二百二十六条の十九第一項に規定する資金の貸付け等又は第二百二十六条の二十二第七項において準用する第七百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（以下「特定第一号措置」という。）
二 その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等 次条第一項に規定する特別監視及び特

定資金援助（以下「特定第二号措置」という。）

2 この章から第九章までにおいて「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 金融機関、銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下「外国銀行支店」という。）、同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社（以下「銀行持株会社」という。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下「長期信用銀行持株会社」という。）、銀行の銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行子法人等」という。）、長期信用銀行の長期信用銀行法第七條において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行子法人等」という。）、銀行持株会社の同法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行持株会社子法人等」という。）、長期信用銀行持株会社の長期信用銀行法第七條において準用する銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行持株会社子法人等」という。）、信用金庫若しくは信用金庫連合会の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「信用金庫等子法人等」という。）、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会の協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「信用協同組合等子法人等」という。）、労働金庫若しくは労働金庫連合会の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（以下「労働金庫等子法人等」という。）、又は株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法第

五十七條第二項に規定する子法人等（以下「商工組合子法人等」という。）

二 保険業法第二条第二項に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）、同条第十六項に規定する保険持株会社（以下「保険持株会社」という。）、保険会社の同法第二百二十八條第二項に規定する子法人等（第五項において「保険会社子法人等」という。）、保険持株会社の同法第二百七十一條の二十七第一項に規定する子法人等（第五項において「保険持株会社子法人等」という。）、又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）

三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連業者に該当するものを行う者に限る。以下この章及び第二百五十一条第四項において「金融商品取引業者」という。）、同法第五十七條の十二第三項に規定する指定親会社（以下「指定親会社」という。）、金融商品取引業者の同法第五十六條の二第一項に規定する子特定法人（以下「金融商品取引業者子特定法人」という。）、又は指定親会社の同法第五十七條の十第二項に規定する子会社等（以下「指定親会社子会社等」という。）

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社（第二百三十九條第二項第一号及び第二百五十一条第四項において「証券金融会社」という。）、その他我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者として政令で定める者

3 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対して特定認定を行うおととするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対して特定認定を行うおととするときは、あらかじめ、経済産業大

臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る特定認定を行おうとする場合において、当該特定認定に係る金融機関等が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が行われることを条件として、当該特定認定が行われることを条件として、当該社債に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金融機関等に取得されることを条件として、当該金融機関等に取得される金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関等の自己資本その他これに相当するものにおける取扱いを決定するものとする。

5 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定を行った場合であつて、当該特定認定に係る金融機関等の自己資本の充実に他の財務内容の改善が必要と認めるときは、当該金融機関等又は当該金融機関等を銀行子法人等、長期信用銀行子法人等、銀行持株会子法人等、長期信用銀行持株会子法人等、信用金庫等子法人等、信用協同組合等子法人等、労働金庫等子法人等、商工組合子法人等、保険会社子法人等、保険持株会子法人等、金融商品取引業者子特定法人若しくは指定親会社子会社等（以下「金融機関等子法人等」という。）とする金融機関等が第二百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

6 金融機関に係る特定第二号措置に係る特定認定は第一種保険事故とみなして、第三章（第四節を除く。）及び第四章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第二百二十六条の五第一項第二号及び第二百二十六条の十六において同じ。）により承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関しては、当該特定認定に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）は破綻金融機関と、当該金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみなして、第三章第四節、第三章の二（第一百二十七条、第二百二十七条の三及び第二百二十

八条において準用する場合を含む。）及び第三百三十一条から第三百三十二条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業譲渡等に伴うものを除く。）は付保預金移転とみなして、第五十六条、第三章第四節及び第三百三十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、特定承継銀行は承継銀行と、機構は金融整理管財人と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、第六章、第三百三十三条及び第三百三十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十六条第一項第一号及び第三項第一号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による通知」とあるのは、「第二百二十六条の二第七項の規定による機構に対する通知（同条第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定が行われた場合においてなされたものに限る。）とする。

7 内閣総理大臣は、特定認定を行ったときは、その旨及び当該特定認定が特定第一号措置に係るものであるときは第五項の規定により定められた期限を当該特定認定に係る金融機関等、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第四項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

9 内閣総理大臣は、特定認定を行ったときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

10 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険

会社又は外国保険会社等は、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社又は同法第二百七十条の六の六第一項に規定する特定保険会社とみなして、同法第二編第十章及び第三百三十一条の三第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

11 外国銀行支店、外国保険会社等その他の内閣府令・財務省令で定める者に対する第一項の規定の適用に関し必要な事項については、内閣府令・財務省令で定める。

12 第六項及び第十項の規定の適用に関し必要な事項については、政令で定める。

13 特定認定に係る者は、当該者の銀行法第四十条第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失ったことその他内閣府令・財務省令で定める事由が生じた場合においても、この法律の規定の適用については、金融機関等とみなす。

（機構による特別監視）

第二百二十六条の三 内閣総理大臣（この項の規定による監視（以下「特別監視」という。）に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項、第四項（第二百二十六条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第二百二十六条の十二第一項並びに第二百二十六条の十五において同じ。）は、特定認定が行われたときは、直ちに、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構により監視される者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、当該特別監視指定に係る金融機関等（以下「特別監視金融機関等」という。）に対し、その業務

の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他の必要な助言等を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を特別監視金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、当該特別監視金融機関等の業務及び財産の状況等に関し内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

（特別監視代行者）

第二百二十六条の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、内閣総理大臣（当該委託に係る特別監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を得なければならない。

3 特別監視代行者（第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。以下同じ。）は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受け

ることができる。

（特定管理を命ずる処分）

第二百二十六条の五 内閣総理大臣（この項に規定する特定管理を命ずる処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項（第二百二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）、次条第二項及び第三項、第二百二十六条の九において準用する場合を含む。）及び第八十四条第一項並びに第二百二十六条の十において同じ。）は、特定第二号措置に係る特定認定が行われた場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができる。この場合においては、第七十四条第一項、第二項及び第五項の規定は、適用しない。

一 当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること。

二 当該金融機関等の業務又は債務について、特定合併等が行われることなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

2 特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する

場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七條、労働金庫法第二十八条、第五十七條の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五條並びに保険業法第三十条の十五、第五十七條第六項、第六十条の二第五項及び第七十一條において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一條（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八條の八、中小企業等協同組合法第二十七條第八項、第五十四條、第八十二條第四項及び第八十二條の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四條並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一條第二項及び第四十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四條の二第二項及び第九十六條の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

3 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分をしたときは、その旨を機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 会社更生法第八十条及び第八十一条第一項の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣（預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた同法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は同項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大

臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分があつた場合の預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九條の三第一項（第二百二十七條及び第二百二十八條において準用する場合を含む。）の規定を適用し、特定管理を命ずる処分を受けた保険会社又は外国保険会社等は保険業法第二百四十二條第一項に規定する被管理会社と、特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は保険管理人とそれぞれみなして、同法第二百四十七條、第二百五十條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百五十五條の二第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

6 金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつたときは、当該金融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了するまでの間、停止する。

（機構代理）

第二百二十六条の六 機構は、特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分に係る業務の全部又は一部を行わせるため、代理人（以下「機構代理」という。）を選任することができる。

2 前項の機構代理の選任については、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

3 機構代理は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

（特定管理を命ずる処分の取消し）

第二百六条の七 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特定管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第二百六条の五第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の作成及び提出)

第二百六条の八 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分があつた場合において、必要があるとき認めるときは、機構に対し、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

(金融整理管財人等に関する規定の準用)

第二百六条の九 第七十九条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、第八十二条の規定は機構代理について、第八十三条及び第八十四条の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、それぞれ準用する。この場合において、第七十九条第一項中「管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分」とあるのは「特定管理を命ずる処分(第二百六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分をいう。以下同じ。)」をしたとき又は特定管理を命ずる処分」と、「事務所」とあるのは「事務所(外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所)」と、同条第二項中「金融整理管財人」とあるのは「機構」と、第八十三条第一項中「被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人)」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第二百六条の二第二

項に規定する金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人」と、第八十四条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第二百六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定管理の終了)

第二百六条の十 機構は、特定管理を命ずる処分の日から一年以内に、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(特別監視指定の取消し)

第二百六条の十一 内閣総理大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第二百六条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

第二百六条の十二 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、当該特別監視指定に係る金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長するこ

とができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、特別監視金融機関等にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二百六条の十三 株式会社である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、会社法第一百一十二条、第一百七十一条、第九十九条、第二百四十四条第二項、第四百四十七条第二項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第四百六十二条、第七百八十三条第一項並びに第八百四十四条第一項の規定並びに保険業法第三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。この場合において、第一号に掲げる事項を行う場合における会社法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) 第二百二十六条の十三第一項の公告のあつた日」とする。

一 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会社法第九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定若しくは同法第二百四十四条第二項の規定による同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当ての決定

二 資本金の額の減少

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四 会社分割

五 保険契約の移転

2 信用金庫等である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第二項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、事業の譲渡を行うことができる。

3 相互会社(保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下同じ。)である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、同法第六十二条の二第一項第一号及び第二号並びに第六十二条六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 保険契約の移転

4 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)に引き続き職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、会社法第三百三十九条第一項(同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四百三条第一項、信用金庫法第三

十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項、労働金庫法第三十七条の六第一項並びに保険業法第五十三条の八第一項及び第五十三条の二十七第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる。

5 前項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法第二百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項、労働金庫法第三十二条第三項並びに保険業法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる。

6 前項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等（執行役を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了の後最初に招集される定時株主総会、通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会）又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で執行役の選任をすることができるときは、定時総代会）が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

7 第一項から第五項までに規定する許可があったときは、これらの許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会（信用金庫等にあつては総会又は総代会、相互会社にあつては社員総会又は総代会）又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における保険業法第十六条第一項、第三百三十六条の

二第一項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百六十六条の十三第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第二百六十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る預金保険法第二百六十六条の十三第一項又は第三項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第二百五十条第三項第一号中「次項」とあり、及び同条第五項中「前項」とあるのは「預金保険法第二百六十六条の十三第一項」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

8 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないうちにおいて、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないとき、は、会社法第八百七十七条第一項及び保険業法第九十三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができる。

9 前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における代表者は、特別監視の終了の時に退任する。

10 第一項から第五項まで及び第八項に規定す

る許可（以下この条において「代替許可」という。）に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

12 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

13 代替許可の決定は、第十一項の規定による特別監視金融機関等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

14 代替許可の決定に対しては、株主、信用金庫等の会員若しくは組合員、相互会社の社員又は外国会社若しくは外国保険会社等は、第十一項の公告のあつた日から二週間の変定期間内に、即時抗告をすることができるとする。

15 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

16 第八十八条の規定は、第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項又は第四項若しくは第五項に定める事項に係る代替許可があつた場合について準用する。

（回収等停止要請）
第二百六十六条の十四 機構は、特別監視金融機関等の債権者（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）の債権者）である金融機関等が特別監視金融機関等に対し債権の回収その他内閣府令・財務省令で定める債権者としての権利の行使をすることににより、当該特別監視金融機関等の資

産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該金融機関等に対し、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

（破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等）

第二百六十六条の十五 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し破産手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、再生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）、更生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）、特別清算開始（特別監視金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項（保険業法第二百三十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による清算の開始）又は外国倒産処理手続の承認（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国倒産処理手続の承認）の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定又は命令がなされる前に、裁判所に対し、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の当該特別監視金融機関等に関する事項の陳述をし、当該決定又は命令の時期その他について意見を述べることができるとする。

（差押禁止財産等）

第二百六十六条の十六 特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る動産又

は債権であつて、特定合併等により第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等又は同項に規定する特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣（特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合は内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が指定するものに限る。）は、差し押さえることができない。

（資産の国内保有）

第二百二十六条の十七 内閣総理大臣（特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、特定認定に係る金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、当該金融機関等に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

（金融整理管財人等に関する規定の準用）

第二百二十六条の十八 第七十六条及び第八十六条の規定は特別監視金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。）について、第八十九条の規定は特別監視代行者について、第八十九条の規定は特別監視金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と、同条第二

項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「第二百二十六条の第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、第八十六条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等（第二百二十六条の第三項に規定する特別監視金融機関等であつて、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。以下この条において同じ。）であつて保険業法第二十五条第五項に規定する相互会社以外のもの」と、「議決又は」とあるのは「議決」と、「議決は」とあるのは「議決又は保険業法第六十九条第二項、第二百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第四百六十五条の第三項若しくは第六十五條の十第六項の規定による決議は」と、同条第二項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二十五条第五項に規定する相互会社以外のもの」と、「決議又は」とあるのは「決議」と、「決議は」とあるのは「決議又は保険業法第六十五条の第三項若しくは第六十六條の十第六項若しくは第六十五條の十第六項の規定による決議は」と、同条第三項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二十一条第二項に規定する保険会社以外のもの」と、「でき」とあるのは「でき、特別監視金融機関等であつて保険業法第二十五条第五項に規定する相互会社であるものにおける同法第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十二条の二第二項、第八十六条第二項、第二百三十六条第二項、第四百四十四条第三項、第四百五十六条又は第四百六十五条の十六第二項

（同法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができ」と、同条第四項中「第六十六条第二項に規定する株主総会等」とあるのは「株式会社にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第十二条第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫等にあつては総会（総代会を設けているときは、総代会）と、同条第七項中「において」とあるのは「において、第四項中「各株主等」とあるのは「各株主等又は保険業法第二十五条第五項に規定する相互会社である場合にあつては、各社員（総代会を設けているときは、各総代）と、をいう」とあるのは「を、保険業法第二十五条第五項に規定する相互会社である場合にあつては社員総会（総代会を設けているときは、総代会）をいう」と、第八十九条中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。（金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等）

第二百二十六条の十九 機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から資金の貸付け等（我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務の保証をいう。）の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができる。

とき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る金融機関等の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（特定第一号措置に係る特定認定の取消し）

第二百二十六条の二十 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が第二百二十六条の第二項第二号に掲げる金融機関等に該当するときは、会議の議を経て、当該特定認定を取り消すことができる。

2 第二百二十六条の第二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

（自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画の提出等）

第二百二十六条の二十一 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、当該金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が次条第一項又は第三項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第二百二十六条の第二第五項に規定する期限内に、特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等以外の方法による自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該金融機関等に係る特定認定を取り消すことができる。

3 第二百二十六条の第二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

4 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特

定認定に係る金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が第二百二十六条の二第五項に規定する期限内に次条第一項又は第三項の申込みを行わなかった場合において、当該特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該特定認定を取り消すことができる。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定により金融機関等が提出した計画を適当と認めないときは、当該特定認定を取り消すことができる。

6 内閣総理大臣は、前二項の規定により特定第一号措置に係る特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7 第二百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、第四項又は第五項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて準用する。

(特定株式等の引受け等の決定等)

第二百二十六条の二十二 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等(債務の支払を停止した金融機関等を除く)は、機構が、当該金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等(優先株式以外の株式の引受け又は第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣(当該申込みに係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る特定株式等の

引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等(債務の支払を停止した金融機関等を除く)を金融機関等子法人等とする金融機関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。

4 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣(当該申込みに係る金融機関等子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)に対し、当該申込みを行った金融機関等と連名で、当該申込みに係る特定株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

5 第一項の申込みを行った特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は第三項の申込みを行った金融機関等の金融機関等子法人等である特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等(以下この章において「対象子法人等」という)は、内閣総理大臣(第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項並びに第七項において準用する第二百五条第五項及び第六項並びに第二百二十六条の二十四において同じ。)に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制(金融機関等が第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。)の確立のための方

策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画(経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。)を提出しなければならない。この場合において、第三項の申込みをする金融機関等の対象子法人等は、当該金融機関等と連名で提出するものとする。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得する特定株式等(株式等、特定劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等、銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。)、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。)(株式等)にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。又は貸付債権の処分することが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式
(1) 当該株式が他の種類の株式への転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。)の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策
ロ 経営責任の明確化のための方策
ハ 株主責任の明確化のための方策

7 第二百五条第五項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第六項の規定は第二項又は第四項の決定を行ったときについて、同条第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、第二百六条の規定は第一項又は第三項の申込みがあつた場合(第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。)における当該申込みに係る

前項の決定を受けた第一項の申込みを行った金融機関等であつて株式会社であるもの又は第三項の申込みを行った金融機関等若しくはその対象子法人等であつて株式会社であるものについて、第七百七条の規定は機構が前項の決定に従い特定株式等の引受け等を行う場合について、第七百七条の二の規定は第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限り。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限り。）の引受けである場合において当該申込みに係る前項の決定を行ったときについて、第七百七条の三の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を対象子法人等とする金融機関等が同項の決定に従い発行する会社法第百七十五條に規定する議決権制限株式について、第七百七条の四の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。

この場合において、第七百七条第五項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（第七百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、同条第六項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第七百二十六条の二第二項第一号又は第三項の申込みをした金融機関等（第七百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「対象子会社が受けた第一号措置に係る認定」とあるのは「対象子法人等（第七百二十六条の二第二項第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）」が受けた特定第一号措置（第七百二十六条の二第二項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）」に係る特定認定（同項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と、

第七百六条第一項中「株式の引受けの」とあるのは「特定株式等の引受け等（第七百二十六条の二第二項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と、同条第六項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「労働金庫等子法人等（第七百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」である場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」とあるのは「株式会社等（第七百二十六条の二第六項第一号に規定する特定株式等をいう。の発行者」と、又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第三項中「銀行持株会社等が第七百二十五条第二項」とあるのは「金融機関等が第七百二十六条の二第二項」と、銀行持株会社等が発行する」とあるのは「金融機関等に対して」と、「銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（この項の規定により当該金融機関等又はその金融機関等子法人等（第七百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいう。対象子法人等を除く。以下この項において同じ。）」が特定株式等の引受け等を行った金融機関等子法人等を含む。）」と、「その対象子会社」とあるのは「当該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「特定株式等の引受け等」と、「株式の引受けの」とあるのは「金融機関等に対する特定株式等の引受け等」と、第七百七条の二第一項中「株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては」とあるのは

は「労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては」と、「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣とする。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例）

第七百二十六条の二十三 前条第六項の決定がされた場合において、当該決定に係る基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、新たに募集をする基金の額を定め、及び当該基金の募集をすることができる。

2 前項に規定する場合においては、同項の基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十二条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、当該基金の募集に関する定款の変更をすることができる。

（特定株式等の引受け等に係る計画の公表等）

第七百二十六条の二十四 内閣総理大臣は、第七百二十六条の二第二項第六項の決定をしたときは、同条第五項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関等（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等及びその金融機関等子法人等を含む。以下この項において同じ。）」の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該経営健全化計画を提出した金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得特定株式等又は取得特定貸付債権（機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）」の全部につきその処分をし、又は償還若しくは

は返済を受けるまでの間、当該特定第一号措置の特定認定に係る金融機関等（第七百二十六条の二第二項第五項の規定により経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）」に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3 前項の「取得特定株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。次号において同じ。）」（株式等にあつては次に掲げるものを含む。）」（特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合

にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行った金融機関等の株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める特定株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（特定第一号措置に係る株式交換等の認可）

第二百二十六条の二十五 第二百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得特定株式等（前条第三項において同じ。）である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行うおととするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該発行金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得特定株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後ににおいて機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得特定株式等である株式の処分することが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその金融機関等子法人等であつて、第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの

をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣（当該経営健全化計画を提出する金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関等（第二百二十六条の二十二第五項の規定により）」とあるのは、「経営健全化計画を次条第三項の規定により提出した金融機関等（当該」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二百二十六条の二十六 第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業に関する権利義務の全部若しくは一部の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したものを含む。）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、経営の合理化のための

方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、第二百二十六条の二十二第二項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でないとなつたもの（承継子法人等（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等を含む。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「特定対象子法人等」という。）のうち、経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものを含む。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第二百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け等を行った金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併」と、「対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は」とあるのは「特定対象子法人等（第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち経営健全化計画を実施しているも

の」と、第二項第一号中「組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したものを含む。）とあるのは「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等と連名で提出した金融機関等が、当該特定対象子法人等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画」と、「承継金融機関等」という。）であること」とあるのは「承継子法人等」という。）を金融機関等子法人等とする金融機関等であること」と、同項第二号中「対象金融機関等（承継金融機関等）とあるのは「特定対象子法人等のうち経営健全化計画を実施しているもの（承継子法人等）」と、前項中「経営の合理化のための方策」とあるのは「前項第一号の経営健全化計画を連名で提出した金融機関等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替へるものとする。ほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいい、この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の金融機関等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「組織再編成後金融機関等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該特定金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣

及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該特定金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等を金融機関等子法人等とする他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 組織再編成により当該特定金融機関等（前号に規定する他の金融機関等を含む。）による当該特定金融機関等に係る対象子法人等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

7 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいう。）又は組織再編成後金融機関等が第五項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、前項第一号に規定する他の金融機関等があるときは、当該特定金融機関等又は組織再編成後金融機関等に係る特定対象子法人等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の金融機関等における責任ある経営体制

の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の金融機関等と連名で、内閣総理大臣（当該特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

8 第二百二十六条の二十四第一項の規定は内閣総理大臣（経営健全化計画を提出した金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関等（これらの経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行った金融機関等（承継金融機関等を含む。）とあるのは、「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（取得特定株式等又は取得特定貸付債権の処

分)

第二百二十六条の二十七 機構は、取得特定株式等又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行うおとるときは、内閣総理大臣及び財務大臣（当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特定資金援助の申込み）

第二百二十六条の二十八 特定合併等を行う金融機関等が特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定破綻金融機関等」という。）でない者（以下「特定救済金融機関等」という。）又は特定合併等を行う特定持株会社等（銀行持株会社等、保険業法第二百四十一条第二項に規定する保険持株会社等（同項第二号及び第四号に掲げるものを除く。）又は指定親会社をいう。以下同じ。）で特定破綻金融機関等でない者（以下「特定救済持株会社等」という。）は、機構が、特定合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「特定資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 特定優先株式等の引受け等

七 損害担保

2 前項の「特定合併等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
 - 二 特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
 - 三 事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等に譲渡するもの
 - 四 特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等による引受け（事業譲渡等に伴うものを除く。以下「特定債務引受け」という。）
 - 五 株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
 - 六 特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるもの
 - 七 特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの
- 3 第一項第六号の「特定優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け等、特定劣後特約付社債の引受け、特定劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関及び銀行持株会社等以外のものの自己資本の充実に他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付け、株

式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資の引受け又は基金の拠出をいう。

4 特定資金援助のうち第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割を援助するために行うものは、特定救済金融機関等又は当該合併により設立される金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等に対して行うものとし、当該合併又は当該新設分割を行う者のうちに二以上の特定救済金融機関等がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等の連名で行うものとする。

5 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、特定合併等（第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る特定資金援助のうち特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

- 一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）
- 二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）
- 三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの
- 四 第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

6 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

7 第一項又は第五項の規定による申込みを行った金融機関等及び特定持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

8 機構は、第一項又は第五項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行った金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合は、この限りでない。

9 委員会は、第一項若しくは第五項又は第二百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項に規定する申込みに係る特定資金援助について第二百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特定適格性認定）

第二百二十六条の二十九 前条第一項の規定又は

第二百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みに係る特定合併等については、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資すること。

二 機構による特定資金援助が行われることが、当該特定合併等を行うために不可欠であること。

三 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等により承継し、又は引き受ける業務又は債務（当該特定合併等が前条第二項第五号に掲げる株式の取得である場合にあっては、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の業務又は債務）について、特定合併等が行われることなく、当該特定破綻金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等

に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る者のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8 特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社又は保険業法第二百七十一条の十八第一項に規定する保険会社を子会社とする持株会社となる場合には、内閣総理大臣は、当該会社について銀行法第五十二条の十七第一項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業法第二百七十一条の十八第一項の認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。（特定合併等のあつせん）

第二百二十六条の三十 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、特定破綻金融機関等の業務又は債務が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定破綻金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定破綻金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資

金援助が行われることが当該特定合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

（資金援助に関する規定の準用）

第二百二十六条の三十一 第五十九条の二の規定は特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等（指定する金融機関等）特定合併等を援助するものについて、第六十二条（第一項を除く。）の規定は前条のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）の規定は第二百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又はこの条において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みについて、第六十四条の二の規定は第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二百二十六条の二十九第一項の認定又は前条のあつせん（以下「特定適格性認定等」という。）を受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定適格性認定等を受けた特定救済金融機関等について、第六十八条の規定は特定適格性認定等に係る特定合併等のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行った特定救済金融機関等又は特定救済持株会社

等（この条において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の二第二項に規定する会社及びこの条において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第二百二十六条の二十八第七項」と、破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十条第一項中「合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは「特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（特定破綻金融機関等を除く。）又は当該特定合併等に係る第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等（特定破綻金融機関等を除く。）」と、同条第二項中「金融機関」とあるのは「金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）と、第六十二条第二項中「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」と

あるのは、「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二十一条第五号に掲げる会社を除く。）」とあるのは「特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。以下同じ。）」又は「特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの、出資又は基金に係る債権をいう。）」（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株

式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの、出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならぬ。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商

工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二項第五項第一号又は第三号に掲げるものに限り」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限り。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百二十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等若しくは特定救済持株会社等又は当該特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等から追加の特定資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関等又は特定持株会社等に対する追加の特定資金援助（第四項及び第五項において「追加的特定資金援助」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に關して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る特定破綻金融機関等の資産

の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第二百二十六条の二十八第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 第二百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立された金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第二百二十六条の二十八第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立された金融機関等の資産（当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

3 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

4 第五十九条の二の規定は特定資金援助に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等について、第六十四条（第二項を除く）、第六十四条の二並びに第二百二十六条の二十八第七項及び第八項の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的特定資金援助につ

て、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行った特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等（機構が特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助を行い、かつ、現に当該特定資金援助に係る取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第二百二十六条の二十八第七項」と、破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助（第二百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等（第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）と、株式会社商工組合中央金庫を当事

者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同条に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）と、救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの、出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同条に規定

する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの、出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併のために機構による資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含み」と、財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第一項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助につ

いて前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該追加的特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該追加的特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該追加的特定資金援助を行う旨の議決をすることができ、

(特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適用関係)

第二百二十六条の三十三 破産法第七十八条及び第九十三条、民事再生法第四十一条、第四十二条、第五十四条第二項及び第四項、第六十二条並びに第八十一条、会社更生法第三十二条、第三十五条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十二条、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十三条、第二十五条（第一項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第四十五条、第八十八條、第九十条（第一項を除く。）、第九十七條、第九十八條及び第二百一十一條、会社法第五百二十七條第一項、第五百三十五條、第五百三十六條及び第八百九十六條並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五十三条及び第五十五条第一項の規定は、特定適格性認定等に係る特定合併等については、適用しない。

(特定承継金融機関等の設立の決定)

第二百二十六条の三十四 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継（特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割（以下「特定事業譲受け等」という。）により債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。以下同じ。）を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。）を円滑に行うことをいう。）のため特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行う特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定

二 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うべき旨の決定

三 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定承継銀行 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする銀行であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

二 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（保険会社又は外国保険会社等に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする保険会社であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

三 特定承継金融商品取引業者 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（金融商品取引業者に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする金融商品取引業者であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

四 特定承継会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立されたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承

継金融商品取引業者を除く。）をいう。

五 特定承継金融機関等 特定承継銀行、特定承継保険会社、特定承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。

4 特定承継会社は、第二百二十六条の二十八、第二百二十六条の三十、第二百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、第六十条、第六十二条（第一項を除く。）及び第六十四条（第二項を除く。）から第六十八条の三まで、第二百二十六条の三十二（第四項を除く。）、同項において準用する第五十九条の二、第六十四条（第二項を除く。）、第六十四条の二、第六十七條から第六十八條の三まで並びに第二百二十六條の二十八第七項及び第八項並びに第三十三條の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、金融機関等とみなす。

(特定承継金融機関等の設立等)

第二百二十六条の三十五 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、特定承継金融機関等となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

3 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特定承継金融機関等の経営管理)

第二百二十六条の三十六 機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一 第二百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされ

た特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うこと。

二 債務等の弁済等その他の業務（預金等の受払事務、資金の貸付け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理及び処分を含む。次項第二号において同じ。）の実施に際しては、同項に規定する指針に従うこと。

2 機構は、特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、債務等の弁済等を円滑に行うという特定承継金融機関等の目的を踏まえ、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、特定承継金融機関等が債務等の弁済等その他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3 機構は、特定承継金融機関等に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

(承継銀行に関する規定の準用)

第二百二十六条の三十七 第九十五条から第百条まで及び第百三十五条（第一項を除く。）の規定は、特定承継金融機関等について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十三条第二項の規定による確認がされた」とあるのは、「第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等に係る」と、第九十六条第一項中「業務」とあるのは「債務等（第二百二十六条の三十四第一項に規定する債務等をいう。）」と、「被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）に対する特別監視指

定（同項に規定する特別監視指定をいう。）と、第九十七条第一項中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、第百三十五条第二項及び第三項中「権利」（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確証がされたものに限る。）とあるのは「権利」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第百二十六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

二 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三 特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

四 特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五 特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させるもの

六 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号

に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十六条の二十八第四項中、「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等）」と、以下同じ。」と、第百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る特定承継金融機関等（第百二十六条の三十八第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第百二十六条の二十九第二項の申請が行われないう場合においても、特定承継金融機関等の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定承継金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定承継金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該特定承継金融機関等が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高い」と認

められる金融機関」とあるのは「特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定再承継（第二百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。）」とあるのは「特定再承継金融機関等（第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、

同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。）」（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権のものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とある

のは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二條第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第六十五條の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第六十五條の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七條中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八條の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二條第五項第一号又は第三号に掲げるものに限り」とあるのは「含み」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再承継金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働

大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八條の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二條第五項第一号及び第三号に掲げるものに限り。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（特定負担金の納付等）
第二百二十六条の三十九 金融機関等は、第二百二十三條第四項（第二百二十四條第三項において準用する場合を含む。）」の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）」の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金（以下「特定負担金」という。）を納付しなければならない。
2 前項の公告がされたときは、金融機関等は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。この場合において、金融機関等は、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がある場合にはこれらの者を通じて、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がない場合であつて当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等がある場合には当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定める者を通じて、当該

書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。

3 第一項の特定負担金の額は、各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第二百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 納付金融機関（銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社若しくは指定親会社又は金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち第二項の内閣府令・財務省令で定める者をいう。以下この項において同じ。）及び当該納付金融機関の子会社その他納付金融機関がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるもの（以下この項において「納付金融機関等」という。）の第一項の特定負担金の額は、前項の規定にかかわらず、納付金融機関等に該当する各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における当該納付金融機関等につき内閣府令・財務省令で定めるところにより連結して記載した貸借対照表その他の内閣府令・財務省令で定める書類上の負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額（以下この項において「連結負債合計額」という。）に、当該各金融機関等の負債の額が連結負債合計額に占める割合として内閣府令・財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第二百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

5 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、第一項の特定負担金について準用する。この

場合において、第五十条第二項中「金融機関の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。」のと、同項第二号中「適格性の認定等」とあるのは「適格性の認定等又は第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等」と、同項第三号中「管理を命ずる処分」とあるのは「管理を命ずる処分又は第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る金融機関等」と、第五十二条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十条第一項若しくは第八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する破産法等の特例）

第二百二十七条の四 破産手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）の決定、更生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）の決定又は再生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）の決定があつた金融機関等に対し第二百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第百条第一項、会社更生法第四十七条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十四条及び第九十九条において準用する場合を含む。）

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例）

第二百二十七条の五 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、特別清算開始の命令若しくは会社法第八十二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百二十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し第二百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務」とあるのは「第二百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務」と、同条第四項中「弁済を行う」とあるのは「弁済その他これを消滅させる行為（以下この条において「弁済」と

いう。）を行う」と、同項及び同条第五項中「決済債務」とあるのは「債務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

第二百二十七条の二 機構は、次に掲げる者からその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け（以下この項において「資金の貸付け」という。）を命ずるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができ、

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百二十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関等に係る破産手続（金融機関等が外国銀行支店であ

る場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続）、更生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続）、再生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続。第三号において同じ。）又は特別清算手続（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。）、銀行法第五十一条又は保険業法第二百二十二条の規定による清算手続）における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める行為より前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる特定破綻金融機関等 当該破産手続開始の決定

二 第一項第四号に掲げる特定破綻金融機関等 当該更生手続開始の決定

三 再生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等 当該再生手続開始の決定

四 第一項第八号に掲げる特定破綻金融機関等 当該特別清算開始の命令（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百二十二条第一項の規定による清算の開始）

第二百二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「資産価値の減少防止のための資金の貸付け」を付し、同条中「限る」を「限り、同項第二号から第八号までに掲げる者にあつては特定認定に係る金融機関等を除く」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 機構は、次に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始））若しくは再生手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）の申立て又は特別清算開始の命令（同号に掲げる者が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百二十二条第一項の規定による清算の開始）があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要がある」と認め

う旨の決定をすることができ、

一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二條第一項若しくは第八十七條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる

処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百二十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第一項中「第三章第四節」の下に「及び前章」を加え、「又は特別危機管理銀

行」を、「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定破綻金融機関等」に改め、同条第三項及び第五項中「又は特別危機管理銀行」を、「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定破綻金融機関等」に改める。

第三百三十条第一項中「適格性の認定等」の下に「又は特定適格性認定等」を加える。

第三百三十一条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定事業譲渡等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第三百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けをいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）は、当該特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者（第六項において「移転債権者等」という。）の承諾を得ないでこれを行うことができる。

第三百三十一条第二項中「含む。」の下に「並びに金融商品取引法第五十条の二第六項」を加え、「事業譲渡等」を「特定事業譲渡等」に改め、同条第三項中「事業譲渡等又は付保預金移転」を「特定事業譲渡等」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金

融機関等」を加え、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「異議のある債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を、「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等」を、「方法」の下に「（外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等にあつては、会社法第九百三十九条第二項若しくは第四項、銀行法第四十九条の第二項又は保険業法第二百七条第一項若しくは第四項の規定による公告の方法。以下同じ。）」を加え、「同項の規定による各別の」を「第三項の規定による各別の」に改め、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第七項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「（第一項に規定する」の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。」の下に「又は特定破綻金融機関等の債権者（第一項に規定する第三百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定破綻金融機関等の債務に係る債権者に限る。）」を加え、「当該債権者」を「当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者」に、「事業譲渡等又は付保預金移転により弁済を」を「特定事業譲渡等により弁済を」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定救済金融機関等」を加え、同条第八項中「規定する」の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。」の下に「又は特定救済金融機関等の債権者（第一項に規定する第三百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債務に係る債権者に限る。）」を、「当該救済金融機関」の下に「又は特

定救済金融機関等」を加え、同項ただし書中「事業譲渡等又は付保預金移転が当該」を「特定事業譲渡等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定救済金融機関等の」に改める。

第三百三十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、「決定」の下に「又は第三百二十六条の三十一に

おいて準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定」を、「救済金融機関」の下に「又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等」を加える。

第三百三十二条の二第一項及び第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（委託者の地位の移転手続の特例）
第三百三十二条の三 特定破綻金融機関等であつて信託の委託者である者が行う事業の譲渡を援助するための第三百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該特定破綻金融機関等は、信託法第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条において「新委託者」という。）との間の当該事業の譲渡に係る契約をもつて当該信託（金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定に基づき締結した信託契約に係る信託その他これに準ずるものとして政令で定める信託に限る。）に係る信託契約の委託者の地位を当該新委託者に移転することができる。

2 新委託者は、前項の規定により信託契約の委託者の地位が移転したときは、直ちに、当該移転に係る信託の受託者（以下この項及び第五項において「移転受託者」という。）又は受益者（第五項において「移転受益者」という。）であつて当該移転に異議のある者は一定の期間内に異議を述べなければならない。

つ、移転受託者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、新委託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新委託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 移転受託者又は移転受益者が第二項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転受託者又は移転受益者に係る信託契約の委託者の地位の移転は当該移転の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

（振替手続の特例）
第三百三十二条の四 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）である者が行う事業の譲渡を援助するための第三百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が開設した加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条において同じ。）の口座（当該事業の譲渡により特定救済金融機関等が振替を行うこととなるものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。

2 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関である者が行う事業の譲渡を援助するための第三百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融

機関等が社債、株式等の振替に関する法律第二十条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）又は他の口座管理機関から開設を受けた口座（当該事業の譲渡により当該特定救済金融機関等又は当該特定救済金融機関等若しくはその下位機関（同法第二十九条に規定する下位機関をいう。）の加入者が権利を有するものを記載し、又は記録することとなる口座に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設を受けた口座とみなす。

第三百三十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（根拠当権の譲渡に係る特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、民法第三百九十八条の十二第一項の規定にかかわらず、事業の譲渡により譲渡される債権を担保する根拠当権（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「移転根拠当権」という。）に係る根拠当権設定者（以下この条において「移転根拠当権設定者」という。）の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等（第二百二十六条の三第四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第七項において「承継金融機関等」という。）に對する事業の譲渡により元本の確定前に移転根拠当権をその担保すべき債権（以下この条において「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができる。この場合には、同法第三百九十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該移転根拠当権設定者と当該承継金融機関等との間において、当該移転根拠当権の譲渡の後においても当該移転根拠当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意があつたものとみなす。

2 前項の規定により元本の確定前に移転根拠当権が移転債権の全部とともに譲渡され、か

つ、当該移転根拠当権の譲渡の後においても当該移転根拠当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに對し異議のある移転根拠当権設定者は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根拠当権設定者には、各別にこれを催告しなければならない。

読替へは、政令で定める。

第三百三十四条第一項中「前条第四項」を「第三百三十三条第四項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第三百三十三条第四項」に改め、「含む。」の下に「又は前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）を、」おける根拠当権の下に「又は移転根拠当権」を、「する根拠当権」の下に「又は移転根拠当権」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 当該移転根拠当権の譲渡の後においても当該移転根拠当権が移転債権を担保すべきものとされたこと。

2 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根拠当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該特定破綻金融機関等及び承継金融機関等による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第三百三十五条第一項中「第七十九条」の下に「第三百二十六条の九において準用する場合を含む。」を加える。

第三百三十六条第一項中「又は労働金庫連合会」を「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」に改め、「株式会社商工組合中央金庫」の下に「又は商工組合子法人等」を加え、「金融機関（金融機関代理業者を含む。）又は銀行持株会社等」を「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第四百九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）又は特定持株会社等」に改め、同条第二項を次のように改める。

5 第一項の規定により元本の確定前に移転根拠当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根拠当権の譲渡の後においても当該移転根拠当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根拠当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、次条及び第三百三十九条第二項第二号において同じ。）又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業

6 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根拠当権設定者に係る第一項の規定による移転根拠当権に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

務の委託を受けた者（金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に對し、当該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根拠当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的

第三百三十六条第三項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、「当該金融機関等若しくは特定持株会社等」の下に「又は特定持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

4 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

第三百三十七条の二の次に次の三条を加える。

（契約の解除等の効力）

第三百三十七条の三 内閣総理大臣は、第二百一十二条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定

務の委託を受けた者（金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に對し、当該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第三百三十六条第三項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改める。

第三百三十七条第一項中「金融機関代理業者を含む。」を「金融機関代理業者等を含む。」又は「特定持株会社等」に、「にあつては、事務所」を「又は相互会社にあつては事務所、外国保険会社等にあつては保険業法第八十五条第一項に規定する支店等」に改め、同条第二項中「の子会社又は当該金融機関等」を「若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、「当該金融機関等」の下に「又は特定持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

四 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

第三百三十七条の二の次に次の三条を加える。

（契約の解除等の効力）

第三百三十七条の三 内閣総理大臣は、第二百一十二条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定

認定又は管理を命ずる処分、特別監視指定若しくは特定管理を命ずる処分その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。 以下この項及び第四項において同じ。」が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。 2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。 3 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による決定を行ったときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び当該決定に係る関連措置等に係る金融機関又は金融機関等に通知しなければならない。 5 第一項の規定による決定が行われた契約については、破産法第五十八条（民事再生法第	五十一条、会社更生法第六十三条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第三項及び第二百六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、措置実施期間中は、適用しない。 6 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。 （金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等） 第百三十七条の四 内閣総理大臣（この条に規定する命令に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。 （国際協力） 第百三十七条の五 機構は、その業務を国際的協調の下で行ふ必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。 第百三十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「権限」の下に「第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、	前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。 一 第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する登録金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）」 二 第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）」 三 その他政令で定めるもの 3 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。 第百三十九条に次の二項を加える。 5 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。 第百三十九条の次に次の一条を加える。 （証券取引等監視委員会に対する不服申立て） 第百三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提	出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。 第百四十一条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第百四十一条の二 特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。 3 犯人又は法人たる特別監視代行者若しくは機構代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 第百四十二条中「前条第一項」を「第百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に、「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第百四十二条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第百二十六条の第三項の規定による命令に違反したとき。 二 第百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。 第百四十四条中「第八十二条」の下に「第百
---	--	---	--

二十六条の九及び第二百二十六条の十八において準用する場合を含む。」を加える。

第四百四十五条第一項中「破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）、監査役、を「破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）、日本における代表者、会計参与（会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくはは」に、「監事若しくは支配人」を「支配人」に、「破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者）」を「破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限り）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限り）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、当該特別監視金融機関等を所屬保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（これらの者」に改め、同条第二項中「金融機関代理業者」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限り）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（これらの者」に改め、「第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。」を削り、「又は第八十一条第一項」を「又は同項」に改める。

第四百四十六条第一号中「及び第二百一十七条」を、「第二百一十七条、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項及び第二百二十六条の三十八第七項」に、「第二百一十七条」を「第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。」に、「の規定」を「又は第二百二十六条の二十四第二項（第二百二十六条の二十五第四項（第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第二号中「又は第二百一十五条」を、「第二百一十五条、第二百二十六条の三十五項又は第二百二十六条の八」に改める。

第四百四十七条第二号中「及び第二百一十八条第四項」を、「第二百一十八条第四項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、第二百二十七条の二第二項及び第二百二十八条の二第二項」に改め、「第九十六条第三項」、「第九十七条第二項」及び「第九十八条第二項」の下に「（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）を」、「第二百七条第二項」の下に「（第二百二十六条の二十二第二項において準用する場合を含む。）を」、「第二百七十三条第一項」の下に「（第二百二十六条の二十七第二項、第二百二十六条の三十五第三項」を加える。

第四百四十八条を次のように改める。
第四百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
二 第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者
第四百四十九条第一号中「第四百四十三条」を「第四百四十二条の二又は第四百四十三条」に改め、同項第二号イ中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 業務を執行する社員（法人に限る。）
第五百十条第一項中「第四百四十一条」の下に「又は第四百四十二条の二」を加え、同条第二項中「第四百四十二条」の下に「（第四百四十一条第一項又は第二項に係る部分に限る。）」を加える。

第五百一十一条第一項中「金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事」を「金融機関等又は特定持株会社等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）、日本における代表者又はこれらに準ずる者」に改め、同項第二号中「第五十八条の三第二項」の下に「又は第二百三十七條の四」を加え、同項第三号中「及び第二百一十七条」を、「第二百一十七条、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項及び第二百二十六条の三十八第七項」に、「又は同条第七項」を、「同条第七項、第二百二十六条の二十五第三項（第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）」、「第二百二十六条の二十六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第七項」に改め、同項第四号中「第二百七条の三第二項」及び「第二百七条の四第二項」の下に「（第二百二十六条の二十二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「又は同条第五項」を「若しくは同条第五項、第二百二十六条の二十五第一項（第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）又は第二百二十六条の二十六第六項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項」に改め、「内閣総理大臣の」を削り、同項第七号中「金融整理管財人」の下に「又は第二百二十六条の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同条第二項中「金融整理管財人」の下に「又は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を、「第七十五条」の下に「又は第二百二十六条の七」を、「処分」の下に「又は特定管理を命ずる処分」を加え、「被管理金融機関の」を「被管理

金融機関又は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の理事」に、「若しくは理事」を、「業務を執行する社員若しくは日本における代表者」に改め、同条第三項中「次の各号」を「第一号から第七号まで」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は次の各号に掲げる金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項第三号中「第十五条各号」を「第二十二各号」に改め、同項に次の三号を加える。

八 外国銀行支店 会社法第九百七十六各号又は銀行法第六十五各号

九 保険会社又は外国保険会社等 会社法第九百七十六各号又は保険業法第三百三十三各号第一項各号若しくは第三百三十四各号

十 会社である金融機関等（第一号から第三号まで及び第七号から前号までに掲げるものを除く。） 会社法第九百七十六各号
第五百一十一条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融商品取引業者、指定親会社又は証券金融会社に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、金融商品取引法第二百八各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第五百二十二条第八号中「第六十条第三項」の下に「（第二百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第二百一十八条第四項において準用する場合を含む。」又は第二百二十条第三項を、「第二百一十八条第四項、第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含む。」、第二百一十条第三

金融機関等の債務等承継」を、「他の金融機関の下に」又は「金融機関等」を、「当該金融機関の下に」又は「金融機関等」を加え、同項第二号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を、「いう。」の下に「又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）を加え、同項第三号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を加え、同項第四号及び第五号中「新設分割設立銀行」の下に「又は新設分割設立金融機関等」を加え、同項第六号中「被管理金融機関」の下に「又は当該特別監視金融機関等」を、「次条第六項」の下に「又は附則第十五条の四の二第六項」を加える。

附則第十五条の四第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改め、「同条第二項第二号」の下に「又は第六項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第十五条の四の二 特定再承継を行う金融機関等（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を

除く。）を他の金融機関等に承継させる吸収分割

二 新設分割設立金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

三 新設分割設立金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

四 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

五 新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関等の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管

措置により協定後勘定に移された資産

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十六条の二十八第四項中、「特定救済金融機関等」とあるのは、「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継特定持株会社等）」とあるのは、「特定再承継特定持株会社等（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継特定持株会社等）」とあるのは、「係る特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは、「係る承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第百二十六条の二十九第二項の申請が行われないう場合においても、承継協定銀行の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関等、承継協定銀行及び特定持株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、特定再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債

の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の規定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限り。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合に於けるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは、「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」、特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」又は承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」が附則第十五条の四の二第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは、「附則第十五条の四

の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。）」とあるのは「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等」と、その他の政令で定める株式等、第二百二十六条の二第二項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権をいう。）」（優先株式等）にあっては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権のものに類するものを含む。）」と、第六十五條中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六條第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合にお

いて、当該適格性の認定に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、の規定」とあるのは「又は保険業法第六十五條の十一第一項本文の規定」と、に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第六十五條の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七條中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八條の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等」とあるのは「第二項第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含み」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣

（当該発行特定再承継金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八條の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二項第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

附則第十五条の五第七項中「又は特別危機管理銀行」を、「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等」に係る債務等」という。）」を加え、同条第八項中「附則第十条の二」の下に「及び附則第十一条」を、「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「預金等の払戻し」を「預金等に係る債務等の弁済」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定第二号措置に係る特定認定の特例等）

第十五条の六 特定第二号措置に係る特定認定（第二百二十六条の二第二項に規定する特定認定をいう。以下この条において同じ。）」に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、特定適格性認定に係る特定合併等によ

り承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関しては、特定承継銀行は承継銀行とみなして、附則第七条第一項、附則第十条（同条の規定に係る罰則を含む。）及び附則第二十三条第四項の規定を適用し、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、附則第十五条の二から第十五条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等については、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社とみなして、同法附則第一条の二の三、第一条の二の五及び第一条の二の七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（区分経理）」を付し、同条第一項第四号中「次条第一項」を「附則第十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 機構は、附則第七条第一項に規定する業務（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等に係るものに限る。）に属する資産に係るものに限る。）に属する資産に係るものに限る。次項において同じ。、附則第十五条の二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付される金銭

の収納（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）及び附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務に係る経理については、危機対応勘定において整理しなければならない。

2 前項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、機構が第二百二十三条第一項の規定による報告を行うときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七条第一項に規定する業務に要した費用の額その他政令で定める事項を併せて報告しなければならない。

附則第十九条第一項中「前条第一項」を「附則第十八条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「附則第十八条第二項」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「第二百二十六条の三十九第五項及び第二項」に、「若しくは第二百二十二条第一項」を「第二百二十二条第一項若しくは第二百二十六条の三十九第一項」に改め、「負担金」の下に「特定負担金」を加える。

附則第二十二條第一項中「破綻金融機関等の事業の譲受け等」を「破綻金融機関等の事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等」に改める。

附則第二十三条第四項第一号中「限る」を「限り、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第二百二十六条の三十二第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第二百二十六条の三十二第二項に規定する特別監視金融機関等について設けた附

則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものを除く」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第二百二十六条の三十二第二項に規定する特別監視金融機関等について設けた附

則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものを除く」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第二百二十六条の三十二第二項に規定する特別監視金融機関等について設けた附

「及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に、「当該」を「当該」に改め、「合併」との下に「同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社」とを加え、同項第五号中「が特別危機管理銀行と合併する」を「及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に改め、「設立する合併」との下に「同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでも」とあるのは「特別危機管理銀行子会社」とを加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第二百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第二百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二百二十六条の三十二第二項に規定する追加的特定

定資金援助、第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。）は、危機対応業務とみなす。

七 協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第二百二十六条の三十七において準用する第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）とあるのは「合併」と、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社」とする。

附則第二十三条第六号各号列記以外の部分中「第十五条の四」を「第十五条の四の二」に改め、同項第一号中「規定する業務」の下に「附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを除く。」を加え、同項第二号中「までに規定する業務」の下に「（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第七号中「第十五条の四の二第七項」との下に「、第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは「第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」と、並びに第二百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項と、「（第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十八第七項」とあるのは「（第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項）」と

「及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に、「当該」を「当該」に改め、「合併」との下に「同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社」とを加え、同項第五号中「が特別危機管理銀行と合併する」を「及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に改め、「設立する合併」との下に「同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでも」とあるのは「特別危機管理銀行子会社」とを加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び第百一条第七項」を「及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「及び第百十八条第四項」を「及び第百二十八条の二第二項」に、「第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十八条の二第二項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「及び第百一条第七項」を「及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第二百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものに限る。）及び附則第十五条の四の二に規定する業務は、危機対応業務とみなす。

(銀行法の一部改正)

第十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役） 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役 銀行の取締役（会計参与

財務金融委員会議録第八号

の下に、第十八条」を加える。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有）

第四十七條の二 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。

第五十一条第三項中「及び第五百八条」を「第五百八条」に、「の規定並びに同章第二節」を「『同章第二節』に改め、『特別清算』の下に「第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手續に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）」を加える。

第五十二條の二の二第三号中「第五十四條の二」を「第五十四條の二第二項」に、「届出」を「認可等」に、「外国銀行代理業務（同条）」を「所屬外国銀行（同条）」に、「所屬外国銀行（同条）」を「所屬外国銀行（同条第一項）」に改め、同条第四号中「第五十九條の四」を「第五

十九条の四第二項に、「届出」を「認可等」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第五十二条の二十二第二項中「出資」の下に「(信用の供与又は出資に相当するものを含ぬもの)を加え、同条第二項を次のように改める。」を、
2 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これら

に準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はそ

の子会社等と実質的に同一と認められる者
に対する信用の供与等その他の政令で定め

る信用の供与等

第五十二条の二十三第二項中「その他の」を
銀行持株会社又はその子会社による同項第
（を除く。）

号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等取得その他」に改め、同項ただし書中「当該出」の下に「(当該銀行持株会社又はその子会社)による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。」を加え、同条第六項中「第三項」、「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「若しくは第十二号」を「若しくは第十二号」を

第十二号若しくは第十三号」に改め、同項
同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項
加える。

第一項の規定は、銀行持株会社が、現に子
会社対象会社以外の外国の会社を子会社とし
ている同項第六号から第十号までに掲げる会
社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会

社に限定する。第五項において同じ。又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社として定めた持株会社）又は外国の会社）であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社として定めた持株会社）を子会社とする。

をいう。第五項において同じ。を子会社とする。を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から

、所要の措置を講じなければならない。

銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受け

に準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はそ

の子会社等と実質的に同一と認められる者
に対する信用の供与等その他の政令で定め

る信用の供与等

の下に、「第十八条」を加える。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有)

第四十七條の二 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。

第五十一条第三項中「及び第五百八条」を「第五百八条」に、「の規定並びに同章第二節」を「『同章第二節』に改め、『特別清算』の下に「第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手續に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）」を加える。

第五十二條の二の二第三号中「第五十四條の二」を「第五十四條の二第二項」に、「届出」を「認可等」に、「外国銀行代理業務（同条）」を「所屬外国銀行（同条）」に、「所屬外国銀行（同条）」を「所屬外国銀行（同条第一項）」に改め、同条第四号中「第五十九條の四」を「第五

十九条の四第二項に、「届出」を「認可等」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第五十二条の二十二第二項中「出資」の下に「(信用の供与又は出資に相当するものを含ぬもの)を加え、同条第二項を次のように改める。」を、
2 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これら

に準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はそ

の子会社等と実質的に同一と認められる者
に対する信用の供与等その他の政令で定め

る信用の供与等

て、一年を限り、これらの期限を延長することができ。

5 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十二条の二十三の二第一項第一号口中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第五十二条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社並びに特例子会社対象会社」を、「第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く）並びに特例子会社対象会社並びに特例対象会社」に改め、同条第四項第一号から第三号までの規定中「とき」を「とき」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三

三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「限る。」を「限る。」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十二条の三十一第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」を加える。第五十二条の三十四第一項中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第五十三条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改め、同項第八号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第三項第三号中「又は第十一号」を「から第十一号の二まで」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。

三項若しくは第四項ただし書を「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第五十七条の七中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第六十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十九条の規定による命令に違反した者

第六十三条第七号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第六十五条第一号中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同条第六号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第十号中「第二十九条」を削り、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第四十七条の二の規定に違反して、同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

第六十五条第十七号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「同条第五項において準用する同条第三項」を「同条第八項において準用する同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第四項（同条第六項）」を「第十六条の二第七項（同条第九項）」に、「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に、「第五十二条の二十三第三項（同条第五項）」を「第五十二条の二十三第六項（同条第八項）」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十五条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「をいう」の下に。第

三百十五条第七号及び第三百十七号の二第七号

において同じ」を加える。

第二百七十二号の五第八項中「第三百十九条第十一号」を「第三百十九条第十号」に改める。

第二百九十一条第八項中「第三百十九条第十二号」を「第三百十九条第十一号」に改める。

第三百十五号中第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）をした者

第三百十五号中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

四 第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百十六号の二第一号中「含む」の下に。以下この号において同じ」を加え、「第三号又は」を「の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第九十九条第八項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）以下この号に

において同じ。を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百七十七号の二第七号中「同項第一号から第三号まで」を、「同項第一号に掲げる行為(運用実績運動型保険契約に係るものを除く。)をした者又は同項第二号若しくは第三号」に改める。

第三百九十九号中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百二十一号第一項第一号中「第三百十五号第五号」を「第三百十五号第三号、第四号、第七号若しくは第八号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第三号、第四号、第七号及び第八号」に改める。

第十六条 保険業法の一部を次のように改正する。

第八号の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 保険会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役及び執行役) 保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 保険会社の監査役 保険会社の取締役(会計参与設置会社(会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。)にあつては、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 保険会社の監査委員 保険会社の執行役及び取締役(会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第五十三号の二第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四

号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十三号の十八第一項中「(会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。)」を削る。

第百条の四の次の一条を加える。

(運用報告書の交付)

第百条の五 保険会社は、運用実績運動型保険契約(その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百八十八条第一項、第三百十五号第八号及び第三百七十七号の二第七号において同じ。)に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績運動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3 前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績運動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二十三条第三十一項(定義)に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第百六条第三項中「その他の」を、「保険会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「(当該保険会

社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。を加える。

第百七条第一項中「掲げる会社」の下に「並びに特例対象会社」を加え、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次の一項を加える。

8 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第十三号に掲げる会社(保険会社の子会社であるものに限り。と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第百八十八条第一項中「(その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。第三百十五号第七号及び第三百七十七号の二第七号において同じ。)」を削る。

第百二十八条第二項中「受けた者」の下に「(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。を加える。

第百三十三条中「若しくは監査役」を、「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第百九十九号中「第七号の二」の下に、「第百条の五」を、「第百十一号第一項」との下に、「日本における保険契約者」とを加える。

第百九十九号中「受けた者」の下に「(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。次項において同じ。を加える。

第百二十六条第二項中「者」の下に「その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。を加える。

項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号(同法第七十一号第一項に係る部分に限る。))から第五号まで」に改める。

第百四十一号第一項中「財産」の下に「以下この条、を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百二十六条の五第一項(特定管理を命ずる処分)に規定する特定管理を命ずる処分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

第百四十九号第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号(同法第七十一号第一項に係る部分に限る。))から第五号まで」に改める。

第百四十九号の二第二項中「会社法」の下に「第百十一号第二項(定款の変更の手続の特則)、第百七十一号第一項(全部取得条項付種類株式の取得に関する決定)、第百九十九号第二項(募集事項の決定)」を、「減少」の下に「第百六十六号(定款の変更)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 全部取得条項付種類株式(会社法第百七十一号第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第百九十九号第一項(募集事項の決定)に規定する募集事項の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第百四十九号の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次の一号を加える。

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡 第百四十九号の二第五項中「会計監査人は選任時の属する事業年度」を「会計監査人は当

該被管理会社に係る保険管理人による管理に、「執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される」を「執行役は当該」に改める。

第二百四十九条の三中「前条第一項第二号若しくは第三号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第四号」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 破産法の規定により選任される破産管理人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十 預金保険法第二百六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務

十一 預金保険法第二百六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務

第二百七十一条の二十二第四項中「その他の」を「保険持株会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険持株会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第二百七十一条の二十七第一項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第四項において同じ。）」を加える。

第二百七十一条の三十第一項中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改

める。

第二百七十二条の二十二第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二百七十二条の四十第二項中「」又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第百条の五第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百二十一条第一項第一号中、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に改め、同項第四号中、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第九項第一号」の下に「、第三百七十七条第一項、第四百四十六條第一項」を加え、同条第九項第一号中「銀行」の下に「、外国銀行支店（銀行法第四十七條第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）」を、「信用協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、「保険会社」を「指定親会社（同法第五十七條の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）、保険会社、保険持株会社（保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「労働金庫」の下に「及び労働金庫連合会」を加える。

第十七条中「昭和二十四年法律第百八十一号」を削る。

第三百七十七條第一項中「保険会社」を「外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十條第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者及び指定親会社の更生手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

第三百七十九條第二項を削る。

第三百八十三條の二中「及び金融商品取引業者」を削る。

第四百二條第二項中「第四百七十三條及び第五百九條の二」を「第四百七十三條第二項及び第三項並びに第五百十三條第二項及び第三項」に改める。

第四百四十五條第三項中「第百十八條第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

第四百四十六條第一項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社及び保険持株会社（以下この節において「金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「監督庁」を「監督庁」に改め、「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「ついで」の下に「、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の再生手続開始の申立てについて、同条第四項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険持株会社の再生手続開始の申立てについて、それぞれ」を加える。

第四百四十八條第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第二項を削る。

第四百四十九條第一項、第四百五十條第一項、第四百五十一條第一項、第四百五十二條及び第四百五十三條第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第四百五十五條中「金融機関及び金融商品取引業者」を「金融機関等」に改める。

第四百九十九條第一項中「金融機関の下に」、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会」を加え、「保険会社」を「指定親会社、保険会社、保険持株

会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に、「外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「同条第三項」の下に「の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の破産手続開始の申立てについて、同条第

四項」を、「保険会社」の下に「保険持株会社」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)
第十八条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百一十一條の三」を「第二百一十一條の五」に、
「第四節 特定目的会社の新優先出資
第五節 特定目的会社の転換特定社
第六節 特定目的会社の新優先出資
第四節 新投資口予約権の振替
第五節 特定目的会社の新優先出資
第六節 特定目的会社の転換特定
第七節 特定目的会社の新優先出資」
の引受権の振替(第二百四十八條・第二百四十九條)の振替(第二百五十條・第二百五十一條)を
引受権付特定社債の振替(第二百五十三條・第二百五十五條)
(第二百四十七條の二・第二百四十七條の四)
資の引受権の振替(第二百四十八條・第二百四十九條)社債の振替(第二百五十條・第二百五十一條)資引受権付特定社債の振替(第二百五十三條・第二百五十五條)に改める。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。
十七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権

第十一条第一項第四号及び第五号ロ並びに第十二項、第十二条第二項、第十九条並びに第四十八條の表第十二條第二項の項中「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に改める。
第五十八條第八号中「第二百一十一條の二第四項若しくは第五項」の下に「第二百一十一條の三第四項若しくは第五項、第二百一十一條の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十一号中「第三百三十四條第一項(」の下に「第二百二十八條第一項、」を加え、同条第二十二号から第二十四号までの規定中「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に改め、同条第二十五号中「第二百七十六條第三号

において準用する場合を含む。)」を「第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。」、第二百四十七條の三第一項に改め、同条第二十六号から第二十九号までの規定中「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に改める。
第二百一十五條中「第二條第十七項」を「第二條第十九項」に改め、同條の表第六十七條第一項の項中「第二條第十八項」を「第二條第二十項」に改める。
第二百一十一條中「第六十九條第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九條の二、第七十條の二」を削り、「並びに第四節」を「及び第四節」に、「及び第八十五條第一項」を「第八十五條第一項及び第八十六條の二第二項」に改め、同條の表第六十九條第一項第二号の項を削り、同表第六十九條第一項第四号の項中「第六十九條第一項第四号」の

下に「から第六号まで」を加え、「(次号に掲げるものを除く。)」を削り、同表第六十九條第二項を次のように改める。

第六十九條第二項	金額		口数
	増額	増加	
第六十九條の二第二項各号 列記以外の部分	会社が	受託者(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下同じ。)	当該受託者
新設合併	当該会社	信託の併合	信託の併合

第二百一十一條の表第七十條第一項の項の前に次のように加える。

第六十九條の二第二項第一号	会社	受託者
第六十九條の二第二項から第五項まで	通知又は振替の申請 会社	通知 受託者

第二百一十一條の表第七十條第三項第二号の項を次のように改める。

第七十條第三項第二号	減額	口数の減少
------------	----	-------

第二百一十一條の表第七十條第五項第三号及び第四号並びに第七項の項の次に次のように加える。

第七十條の二第二項	通知又は振替の申請				通知
	合併	会社	株式	株主名簿	
当該通知又は当該振替の申請	信託	信託	受益権	受益権原簿(投資信託及び投資法人に関する法律第六條第七項において読み替えて準用する信託法第八十六條に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。)	通知

第二百一十一條の表第八十四條第二項の項中「(投資信託及び投資法人に関する法律第六條第七項において読み替えて準用する信託法第八十六條に規定する受益権原簿をいう。)」を削り、同表第八十五條第一項の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第二項	吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。）が吸収合併若しくは株式交換（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。）又は新設合併若しくは株式移転（第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。）	信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合
第八十七条第一項	第六十九条第一項の	信託の併合がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。）
	同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。	次各号に掲げる
	当該各号に定める事項を知ることができようにする措置を執らなければならない。	一 第六十九条第一項の通知 同項第七号に掲げる事項 二 第二百二十一条の三第一項前段の通知 同項第五号に掲げる事項
		第二百二十一条の二第二項中、「以下この条の下に「から第二百二十一条の四まで」を加え、同条第四項第一号中「いう。以下この条の下に「から第二百二十一条の四まで」を加え、同号イ中「保有欄をいう」の下に「。第二百二十一条の四第三項において同じ」を加え、「質権欄をいう」の下に「。第二百二十一条の四第三項において同じ」を、「この条」の下に「及び次条第四項」を加える。
		第二百二十一条の三 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあつては、委託者。以下この条及び次条第一項において同じ。）が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第二百二十一条において準用する第六十九条及び第六十九条の二の規定は、適用しない。
		一 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄 二 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 三 次のイの総口数の口の総口数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。） イ 第一号の振替投資信託受益権の総口数
		ロ 前号の振替投資信託受益権の総口数 四 信託の併合がその効力を生ずる日 五 第一号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総口数その他主務省令で定める事項 2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知をしなければならない。 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。 4 第一項前段又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、信託の併合がその効力を生ずる日において、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）を執らなければならない。 一 その備える振替口座簿中の第一項第二号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録 二 前号の対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消 三 直近上位機関に対する第一号の規定により増加の記載又は記録をした口数の通知 前項第三号又は第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ち

に、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数の第一項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における、当該顧客口座に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三 直近上位機関に対する前項第一号の規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同項第三号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6 第一項前段又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては受託者）に対し、信託の併合がその効力を生ずる日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該信託の併合に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。
（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第二百二十一条の四 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、第二号の日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
一 当該振替投資信託受益権の銘柄
二 信託の併合がその効力を生ずる日
2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第二百二十八条第一項中、「第三百二十四条を削り、「第五百五十条第五項及び第六項、第五百五十六条から第五百五十八条まで」を「第五百五十条第五項、第五百五十六条、第五百五十七条」に改め、同条第二項の表第五百二十九条第三項第二号の項中（以下この章において「銘柄」という。）を削り、同表第五百三十八条第一項の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第四百四十七条第一項第五号」に改め、同表第四百四十五条第一項の項中「払い戻された」を「消却され、又は払い戻された」に改める。
第二百三十三条第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「第八十条の三第一項」を加える。
第十章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。
第四節 新投資口予約権の振替
（権利の帰属）
第二百四十七条の二 新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づ

き発行する新投資口予約権（その目的である投資口が振替投資口であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新投資口予約権であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新投資口予約権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。
（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）
第二百四十七条の三 第八章の規定（第六十六条、第二百四十七条第二項、第二百八十四条第二項を除く。）、第二百八十九条（第三項を除

く。）及び第九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新投資口予約権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と読み替へるものとする。
2 第八章の規定を新投資口予約権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。ほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

新株予約権証券	新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）
新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下	新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この項において同じ。）を受ける投資主の有する投資口
合併により消滅する会社の株式	投資主名簿（同法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）
株主名簿	新投資口予約権無償割当てに際して
合併に際して当該株式に代わる	投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十九条の三の二第一項又
会社法第百八十一条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十一	
条	

第七条第一項又は第八百八条第一項	は第四百四十九条の十三の二第一項
第八百八十四条第二項	会社法第二百四十九条第三号 新株予約権原簿 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項第二号 新投資口予約権原簿（同項に規定する新投資口予約権原簿をいう。） 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の九第一項
第八百八十五条第一項	この章及び次章 この章 第八十八条の二第四号イ
第八百八十五条第二項	会社法第二百七十五条第一項 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項
第八百八十五条第三項	会社法第二百三十六条第一項第七号イ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第四号イ
第八百八十五条第四項	会社法第二百七十五条第一項 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項
第八百八十九条第三項	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）、吸収分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）、新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。）、株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。）、又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。） これらの行為（以下この条において「合併等」という。） 吸収合併 又は新設合併

（適用除外）
第二百四十七条の四 振替新投資口予約権については、投資信託及び投資法人に関する法律

第八十八条の八第一項、同条第四項において準用する会社法第二百五十九條第一項並びに第二百六十條第一項及び第二項並びに投資信

託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第五項において準用する会社法第二百六十八條第一項及び第二百六十九條第一項の規定は、適用しない。
第二百七十九條の見出し中「補てん」を「補填」に改め、同条中「第八百八十二条第二項（これらの規定を）」の下に「第二百四十七條の三第一項」を加え、「補てん」を「補填」に改める。
第二百八十五条第五項中「第六十九條の二第二項（」の下に「第二百二十一条及び」を加え、「第七十條の二第二項（第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）」を「第七十條の二第二項（第二百二十一条及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百三十一條の三第一項第五号」に、「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に改め、「第六百六十七條第一項（」及び「第六百六十九條第二項（」の下に「第二百四十七條の三第一項及び」を加え、「同条第五項（第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）」を「同条第五項（第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七條の三第一項」に改める。
第二百八十九條第二号中「第二百七十六條第三

号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七條の三第一項」に改める。
第二百九十五條第十四号中「第二百二十二條の二第二項」を「第二百二十一条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、同条第四項から第六項まで、第二百二十一条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十二條の二第二項」に改め、「第二百三十四條第一項」を加え、「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に、「第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七條の三第一項」に改める。
第二百九十六條第二号及び第三号中「第二百四十九條第一項」を「第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項」に改め、同条第四号中「第六十九條の二第一項若しくは第二項（これらの規定を）」の下に「第二百二十一条及び」を、「第二百二十一条の二第二項」の下に、「第二百三十一條の三第一項、第二百三十一條の四第一項」を、「第六百六十六條第一項（」の下に「第二百四十七條の三第一項」を、「第六百六十七條第一項」の下に「（第二百四十七條の三第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を第二百七十六條第三号」を「第二百七十六條第三号」に改め、「第二百七十一條第一項（」の下に「第二百四十七條の三第一項及び」を加え、同条第五号中「第九十一條第一項（」の下に「第二百四十七條の三第一項」を加える。
附則第二十八條第二項中「第二十八條」を「第二十九條」に改める。
附則第三十二條第一項中（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）

を「第六十九条の二、第七十条の二、第八十条の二第一項」に改め、同項の表第二百一十一

条において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第二百一十一條において準用する第七十条第三項第二号

保有欄

質権欄

第二百一十一條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

附則第三十七條第一項中「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）を、第六十九條の二、第七十条の二、第八十六條の二第一項」に改め、同項の表第二百一十一條において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第二百一十一條において準用する第七十条第三項第二号

保有欄

質権欄

第二百一十一條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

附則第三十七條第一項の表第二百一十一條の二第四項第一号イの項を次のように改める。

第二百一十一條の二第四項第一号イ

第六十九條第二項第一号イ

第七十条第三項第二号

同号口

同号

（農林中央金庫法の一部改正）

第十九條 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十

分な社会的信用を有する者でなければならない。

第二十四條の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十六條第三項第二号中「第二十四條第三項」を「第二十四條第四項」に改める。
第五十四條第四項第十号の二を次のように改める。

十の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第五十八條第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。
一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十八條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、農林中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、農林中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第五十九條の四の見出し中「届出」を「認可等」に改め、同条中「に届け出なければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。

い。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所屬外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。第五十九條の五中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十九條の六中「第五十九條の四」を「第五十九條の四第二項」に、「同項」を「同法第二条第一項」に改める。

第五十九條の七中「第五十九條の四」を「第五十九條の四第一項」に改める。

第五十九條の八中「第五十九條の四の」を「第五十九條の四第二項の」に、「第五十九條の四に」を「第五十九條の四第一項に」に改める。

第七十二條第一項第八号中「第十項」を「第十三項」に改め、同項第九号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項において」を「以下」に、「同条第一項」を「次条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第七十二條第一項第十号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、「次項」を「次号及び第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第七十二條第二項第五号口及び第六号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十一号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「その他の」を「農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号中「又は第九号」を「から第九号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十号」を「第十号又は第十一号」に、「第九項第一号及び第十項」を「第十二項第一号及び第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として掲げる同項第五号から第八号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社として掲げるものに限る。持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外

の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 農林中央金庫は、前項ただし書の期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の承認を受け、一年を限り、当該期限を延長することができる。この項の規定により延長された期限が到来する場合についても、同様とする。

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 農林中央金庫が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社として掲げる第一項第五号から第八号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第四項ただし書の期限（前項の規定による期限の延長が行われたときは、その延長後の期限）までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 農林中央金庫が子会社とした第一項第五号から第八号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、農林中央金庫がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第七十三條第一項中「第八号」の下に、「第九号の二」を、「掲げる会社」の下に「（同項第九号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」を加え、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第九号に掲げる会

社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「第二十四條第四項」を「第二十四條第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第八十三條第二項中「者」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み」を加える。

第八十六條中「監事」の下に「会計監査人」を加える。

第一百條第一項第八号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第九号中「第二十四條第五項」を「第二十四條第六項」に改め、同項第十九号の二中「第五十九條の四」を「第五十九條の四第二項」に改め、同項第二十二号中「第七十二條第九項」を「第七十二條第十二項」に改め、同項第二十四号中「第七十二條第四項」を「第七十二條第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三十四号中「又は第七十二條第四項（同条第六項）」を「第五十九條の四第一項又は第七十二條第七項（同条第九項）」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）
第二十條 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「及び附則第十五條の第四第一項」を、「第百二十六條の二十二第一項、第百二十六條の二十八第一項、第百二十六條の三十

二第一項、第百二十六條の三十八第一項、附則第十五條の四第一項及び附則第十五條の四の二第一項」に改め、同条第二項中「及び附則第十五條の四第一項」を、「第百二十六條の二十二第三項、第百二十六條の二十八第一項、第百二十六條の三十二第一項、第百二十六條の三十八第一項、附則第十五條の四第一項及び附則第十五條の四の二第一項」に改める。

第五條第一項第五号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八條の次に次の二條を加える。

（資本準備金等に関する特例）
第八條の二 第十四條第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第十條第二項に規定する取得株式等）をいう。次条において同じ。に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第五十六條第二項、中小企業等協同組合法第五十八條第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第六十條第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六條第三項、農業協同組合法第五十一條第五項、水産業協同組合法第九十二條第三項及び第百條第三項において準用する同法第五十五條第五項並びに優先出資法第四十二條第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第一項、第十八條第八項、第二十八條第三項及び第三十四條の六第三項において同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）
第八條の三 優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金

平成二十五年五月十七日

項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優

を、第二百二十六条の二十二第一項、第

十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

（第十四条第十二項において準用する場合）

を含む。第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第八項、第二十三條第一項（第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四條第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

附則第十條第五項中、「第一項の規定による決定について」とあるのは、「第一項の規定による決定について」とあるのは「に改め、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五條第六項中」とあるのは「第六十條中」とあるのは「理事又は清算人」とするほか」に改める。

附則第十二條第一項中（昭和二十六年法律第二百三十八號）、「昭和二十八年法律第二百二十七號」及び「及び附則第十四條第二項」を削る。

附則第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條 削除

附則第十五條中「特別対象協同組織金融機関等」を「附則第十一條第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八條第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四條第一項に規定する対象協同組織金融機関等であつて協定銀行が現に保有する第二十五條第一項に規定する信託受益権等（附則第十一條第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）に改める。

附則第十六條第五項中「第一項」を「第一項」に改め、「それぞれ」を削り、「同条第六項中」を「（第一項）に、「第五條第六項中」を「附則第十一條第三項」に改める。

附則第二十五條中「又は清算人（第二号にあつては、若しくは清算人又は）」に、「又は理事を含む。」は、次の各号のいずれかに該当する場合には「を」若しくは理事は、附則第十八條第二項又は第十九條第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは「に改め、同条各号を削る。

（信託業法の一部改正）

第二十一條 信託業法（平成十六年法律第五百十四號）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「計算期間」の下に「（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）を加える。

第四十二條第三項及び第五十八條第二項中「受けた者」を「受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に」に改める。

第九十一條中第八號を第十號とし、第五號から第七號までを二號ずつ繰り下げ、第四號の次に次の二號を加える。

五 第二十四條第一項第一号（第七十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

六 第二十七條第一項の規定による報告書（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十三條第四号中「第二十四條第一項第一号、第三号又は」を「第二十四條第一項第一号（第七十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者又は第二十四條第一項第三号若しくは」に改め、同条中第三十五號を第三十六號とし、第五號から第三十四號までを一號ずつ繰り下げ、第四號の次に次の一號を加える。

五 第二十七條第一項の規定による報告書（第二條第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十六條中第八號を削り、第九號を第八號とする。

第九十八條第一項第一号中「第九十二條」を「第九十一條第五号若しくは第六号又は第九十

第三百十五條第七号

附則第四條の二の表第三百十七條の二第七號の項の次に次のように加える。

第三百二十一條第一項第一号

附則第十六條第十五項中「第三百十五條第四号」を「第三百十五條第六号」に改める。

第二十三條 保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項の表第三百三十三條各号列記以外の部分の項中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改め、同表第三百十五條第六號の項中「第三百十五條第六号」を

二條」に改め、同項第二号中「第十二号、第二十三号及び第三十二号」を「第十三号、第二十四号及び第三十三号」に改め、同項第四号中「第九十一條」の下に「（第五号及び第六号を除く。）を加え、」第十二号、第二十三号若しくは第三十二号」を「第十三号、第二十四号若しくは第三十三号」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十二條 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八號）の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項の表第三百十五條第四號の項中「第三百十五條第四号」を「第三百十五條第六号」に改め、同表第三百二十一條第一項第四號の項中「第五号」を「第三号、第四号、第七号及び第八号」に改める。

附則第四條の二の表第三百九條第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項の項の次に次のように加える。

第三百條第一項（平成十七年改正法附則第四條の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

第三百十五條第七号（平成十七年改正法附則第四條の二において準用する場合を含む。）

「第三百十五條第七号」に改め、同表第三百二十一條第一項第四號の項中「第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

附則第四條の二の表第三百十五條第七號の項中「第三百十五條第七号」を「第三百十五條第八号」に改め、同表第三百二十一條第一項第一號の項中「第七号若しくは第八号」を

2 新金融商品取引法第百六十七條の二第一項の規定（新金融商品取引法第百六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実のうち同条第二項第九号から第十四号までに規定するものに係る部分に限る。）は、新金融商品取引法第百六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号から第十四号までに規定する業務等に関する重要事実を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の金融商品取引法第百六十六條の売買等については、なお従前の例による。）

するものに限る。)であつて施行日以後に生じたもの(同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第十一号に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前営業期間の実績値と比較して生じたものに限るものとし、同条第二項第十二号に規定する上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。)を知つた場合における新金融商品取引法第六十七條の二第二項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為について適用する。

第六條 新金融商品取引法第七十三條から第七十四條の三までの規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第二項又は第七十四條の三第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七十三條第一項、第七十四條第一項、第七十四條の二第二項又は第七十四條の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第七十五條の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第六十六條第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第六十六條第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等につ

いては、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第七十五條の二の規定は、施行日以後に行われる同条第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為について適用する。

(第二條の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第二條の規定による改正後の金融商品取引法(以下この条において「新金融商品取引法」という。第六十六條の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。以後に生じた新金融商品取引法第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実(同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。))を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、第三号施行日前に生じた第二條の規定による改正前の金融商品取引法第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実(同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものを含む。))を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の金融商品取引法第六十六條の売買等については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第六十七條の二第一項の規定(新金融商品取引法第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実のうち同条第二項第九号ハ又はニに規定するものに係る部分に限る。))は、新金融商品取引法第六十六條第一項に規定する業務等に関する重要事実(同条

ハ又はニに規定するものに限る。)であつて第三号施行日以後に生じたもの(同号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号ハ又はニに掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。))を知つた場合における新金融商品取引法第六十七條の二第二項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める行為について適用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第四條の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条において「新農協法」という。第十一條の四第一項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人(同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。))に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。))の額が信用供与等限度額(同項に規定する信用の供与等限度額をいう。以下この項において同じ。))を超えている新農協法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「農業協同組合等」という。))の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八條第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。))に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一條の四第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農協法第十一條の四第二項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額(同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。))を超えている農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等(新農協法第十一條の四第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。))又は当該農業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等又は当該農業協同組合等の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一條の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第五條の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水協法」という。第十一條の十一第一項(新水協法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十二條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人(新水協法第十一條の十一第一項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。))に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。))の額が信用供与等限度額(同項に規定する信用供与等限度額をいう。以

3 新銀行法第五十二条の二十二第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二十三条に規定する銀行持株会社若しくはその子会社等（新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という。）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

行法第四十七条の二の規定の適用については、施行日から当該施行日の属する事業年度の翌事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下の額で内閣府令で定める額」とする。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第五十八条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農林中央金庫法第五十八条第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫及びその子会社等（新農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

じ。又は農林中央金庫の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（権限の委任）

第十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

（地方税法の一部改正）

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十九号中「当該承継銀行とを「承継銀行」とに改め、同条第二十号中「破綻保険会社」を「破綻保険会社」に改め、同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 預金保険法第二百六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五条の二第三項の規定によ

り特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第二百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得

附則第十条第一項中「事業の譲受け」を「同法第二十三条に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第六号中「特別危機管理銀行」の下に「同法第二百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「又は」を「若しくは」に、「であつて」を「又は同法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第二百二十六条の二第二項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、に、当該決定を「これらの決定」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(五)中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同号中(四)を(三)と

し、(七)から(十)までを(八)から(十)までとし、(六)の次に次のように加える。

(七) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第五 認可件数 一件につき十五万円
十四条の二第二項(外国銀行代理業務に係る認可等)の 円
外国銀行代理業務の認可

別表第一第三十六号(三)中(昭和二十六年法律第二百三十八号)を削る。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第二十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項第一号及び第二号並びに第六十六号第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。)」とを削り、「第百五十一条第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第三十七条第三項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第五十三条第三項中「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等(第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)」に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継し

た権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務(次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。)」を加える。

第五十四条第二項中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

第七十一条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に掲げる者(同項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等)」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」と改める。

第八十二条第二項中「第三十七条第三項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十四条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(金融機能早期

健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等)」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」と改める。

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改める。

一 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号) 第二百二十条の二第六項第三号

二 破産法(平成十六年法律第七十五号) 第五十条第六項第三号

(会社法の一部改正)

第二百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に改める。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」に改める。

第三十五条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第十七条(第一号及び第二号)」を「第十五条の二(第一号に係る部分に限る。)、第十七条(第一号及び第三号)」に改める。

第五十七条中「同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。)」とを削る。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第二百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に改める。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」に改める。

第三十五条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第十七条(第一号及び第二号)」を「第十五条の二(第一号に係る部分に限る。)、第十七条(第一号及び第三号)」に改める。

第五十七条中「同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。)」とを削る。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第二百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に改める。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務)」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関)」に改める。

第三十五条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第十七条（第一号及び第二号）を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号）に改める。」

第五十三条中「同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」とを削る。（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）第三十二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「の施行」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行」に改める。（金融庁設置法の一部改正）第三十三条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「昭和二十六年法律第百九十八号」の下に「預金保険法」を加える。

第二十条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「預金保険法」を加える。（調整規定）第三十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、第一条のうち金融商品取引法第七十九条の四十九第一項の改正規定及び同号中「第七十九条の四十九第一項」とあるのは、「第七十九条の四十九」とする。

第三十五条 施行日が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）の施行の日前である場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における新金融商品取引法附則第三条の二の規定の適用については、同条中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）附則

第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」とあるのは、「厚生年金基金」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財務金融委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正
九 四 三 わけいざいます わけいざいます

平成二十五年五月二十八日印刷

平成二十五年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P